

海老名市

子ども・子育て支援事業計画



海老名市イメージキャラクター「えび〜にゃ」

平成27年3月

神奈川県海老名市

「子どもたちの幸せのために」

わが国では、未婚率の増加や晩婚化、核家族化の進展により、少子化が大きな社会問題となっております。この少子化社会の対策のため、次代を担う子どもを育む環境を、社会全体で支援する制度や仕組みを整えていくことが求められております。

海老名市では、「住みたい、住み続けたいまち海老名」を実現するため、子育て世帯の定住促進を図り、元気なまちづくりを進めるべく、さまざまな施策に取り組んでまいりました。この中で、子ども医療費助成による中学生までの医療費の無償化、民間認可保育園の設置支援や地域における

子育て支援をはじめとした子育て環境の充実、保育施設整備などハード・ソフトの両面から子育て支援事業に取り組んでおります。また、平成 25 年 6 月には「子ども・子育て会議条例」を制定し、保護者代表、事業者代表、労働者代表、子育て支援当事者及び学識経験者など、さまざまな方に参画していただき、子育て施策をご審議いただいております。

この度策定いたしました「海老名市子ども・子育て支援事業計画」は、お子さんを育てている方の子育てに対する不安や悩みを解消し、子育てが楽しく、子育てがしやすいと感じ、ずっと住み続けたいまちと感じていただけることを目的としております。

市民のみなさまが安心して子どもを生み育てられる環境を今後も整えていくとともに、えびなの子どもたちが幸せに育つよう願っております。



平成 27 年 3 月

海老名市長 **内 野 優**

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	9
第1節 計画策定の趣旨.....	9
第2節 計画の位置づけ.....	10
第3節 計画の期間.....	10
第4節 計画の策定体制.....	11
第5節 計画の達成状況の点検・評価策定体制.....	12
第2章 計画の基本的な考え方.....	15
第1節 計画の基本理念.....	15
第2節 基本目標.....	16
第3節 新しい海老名の子ども・子育て支援制度.....	18
第4節 施策の体系図.....	24
第3章 海老名市の子育て環境.....	29
第1節 少子化の動向.....	29
第2節 子育て関連施策の現状.....	35
第3節 ニーズ調査による子育て家庭の現況.....	40
第4節 教育・保育事業者に対する意向調査.....	57
第4章 新たな事業と計画推進に向けて.....	61
第1節 子ども・子育て支援事業計画に向けての課題.....	61
第2節 新たなえびなの子育て施策.....	62
第3節 幼児の教育・保育の課題解消に向けた取組の推進.....	71
第4節 地域における子育ての支援.....	86
第5節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進.....	105
第6節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進.....	109
第7節 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進.....	110

参考資料.....	117
資料1 計画の策定経過.....	117
資料2 市民参加による計画の策定.....	118
資料3 子ども・子育て会議.....	119
資料4 計画書掲載推計値の算出方法.....	122

第1章 計画策定にあたって

－ 計画の趣旨と位置づけ －



第 1 章 計画策定にあたって

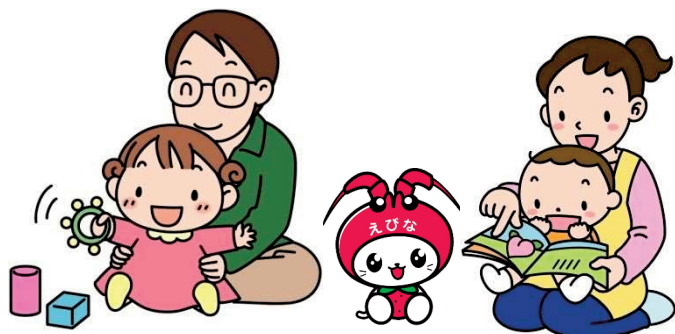
第 1 節 計画策定の趣旨

現在、少子化が急速に進行し、家庭、地域における子育て環境の変化に、どのように対応し、“子育てをしやすい”環境を整備していくのかが、社会全体の課題となっています。このような社会的背景のもと、国は、子どもと子育てを応援する社会の実現に向け、平成 22 年 1 月に『子ども・子育てビジョン』を策定し、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと方向が転換され、社会全体で子どもの育ちを支え合う環境づくりに取り組みはじめました。

さらに、国は“一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現”に向けた国の取り組みとして、『子ども・子育て支援法』を平成 24 年 8 月に成立させ、この法を含む「子ども・子育て関連 3 法」（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）も成立しました。これらの法に基づき、平成 27 年度からはじまる新たな子ども・子育て支援制度に向け、各市町村は「子ども・子育て支援事業計画」の検討が進められています。

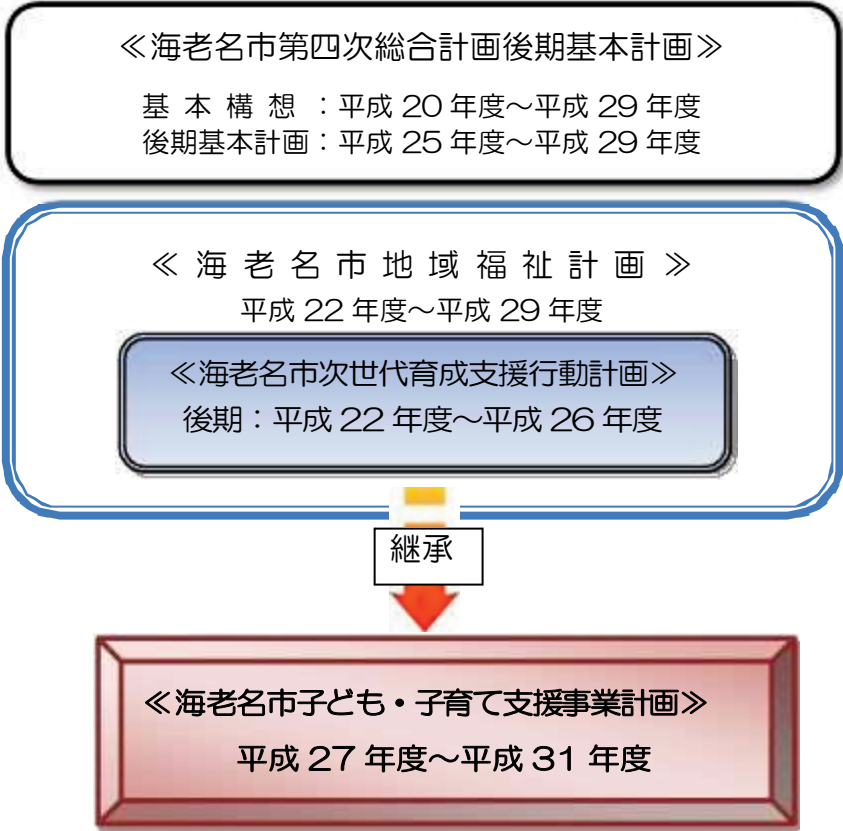
海老名市においても、この新たな支援制度に向けた幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援施策等、地域の実情等に応じた『海老名市子ども・子育て支援事業計画』を策定いたしました。

これまで、市では、平成 17 年に『海老名市次世代育成支援行動計画 前期計画』を、その 5 年後の平成 22 年には『海老名市次世代育成支援行動計画 後期計画』を策定し、子育て支援施策等の充実に向け、取り組んできました。これらの基本理念、取り組み等を継承し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、待機児童の解消など保育の量的拡大・確保、海老名市の実情に応じた地域の子ども・子育て支援の充実を図ります。また、『海老名市次世代育成支援行動計画』で示された課題にも引き続き取り組むとともに、国の示す学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容などを定めました。



第 2 節 計画の位置づけ

『海老名市子ども・子育て支援事業計画』は、『海老名市次世代育成支援行動計画（後期基本計画：平成 22 年度～平成 26 年度）』の基本理念、施策等に基づいた計画です。次世代育成支援施策に関わる個別計画、他の関連する施策と整合性を持たせます。



第 3 節 計画の期間

『子ども・子育て支援法』に基づき、本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間を一期として策定します。

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
海老名市次世代育成支援行動計画（後期計画） （平成22年度～平成26年度）									
				継承	海老名市子ども・子育て支援事業計画 （平成27年度～平成31年度）				

第4節 計画の策定体制

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づいた『海老名市次世代育成支援行動計画』の施策の評価等と、「海老名市子ども・子育て支援事業ニーズ調査」（平成25年11月実施）を市在住の未就学児・小学生のいる子育て家庭に実施した結果を踏まえ、計画案を策定しました。

庁内において検討をするとともに、「海老名市子ども・子育て会議」に諮り、計画を策定する体制としました。

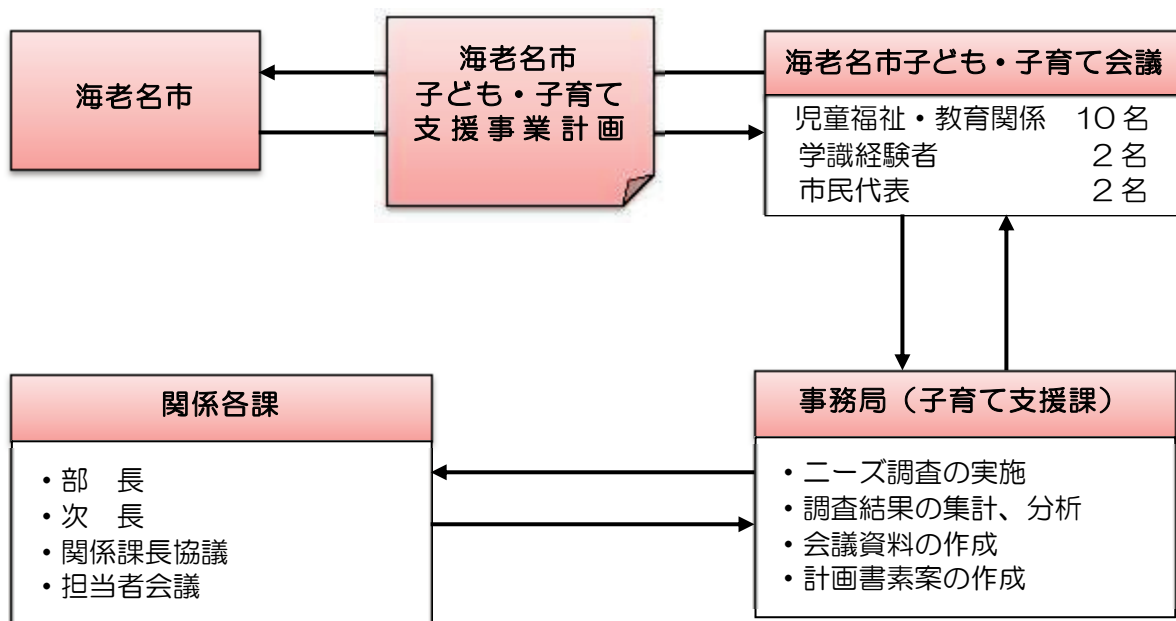
1 海老名市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」の第77条第1項に基づき、「海老名市子ども・子育て会議」を平成25年8月から開催しております。委員は、児童福祉関係者、学識経験者、市民代表の公募者を含む14名で構成されています。子育て経験者、子どもの教育・保育等に携わる実務経験者により、利用者・事業者の目線で、入念に計画書のご審議をいただきました。

2 庁内策定体制

『海老名市子ども・子育て支援事業計画』策定にあたり、市長、庁内関係各課との連携を図り、意見交換・調整等を行い、推進体制を強化しています。

《策定体制》



第5節 計画の達成状況の点検・評価策定体制

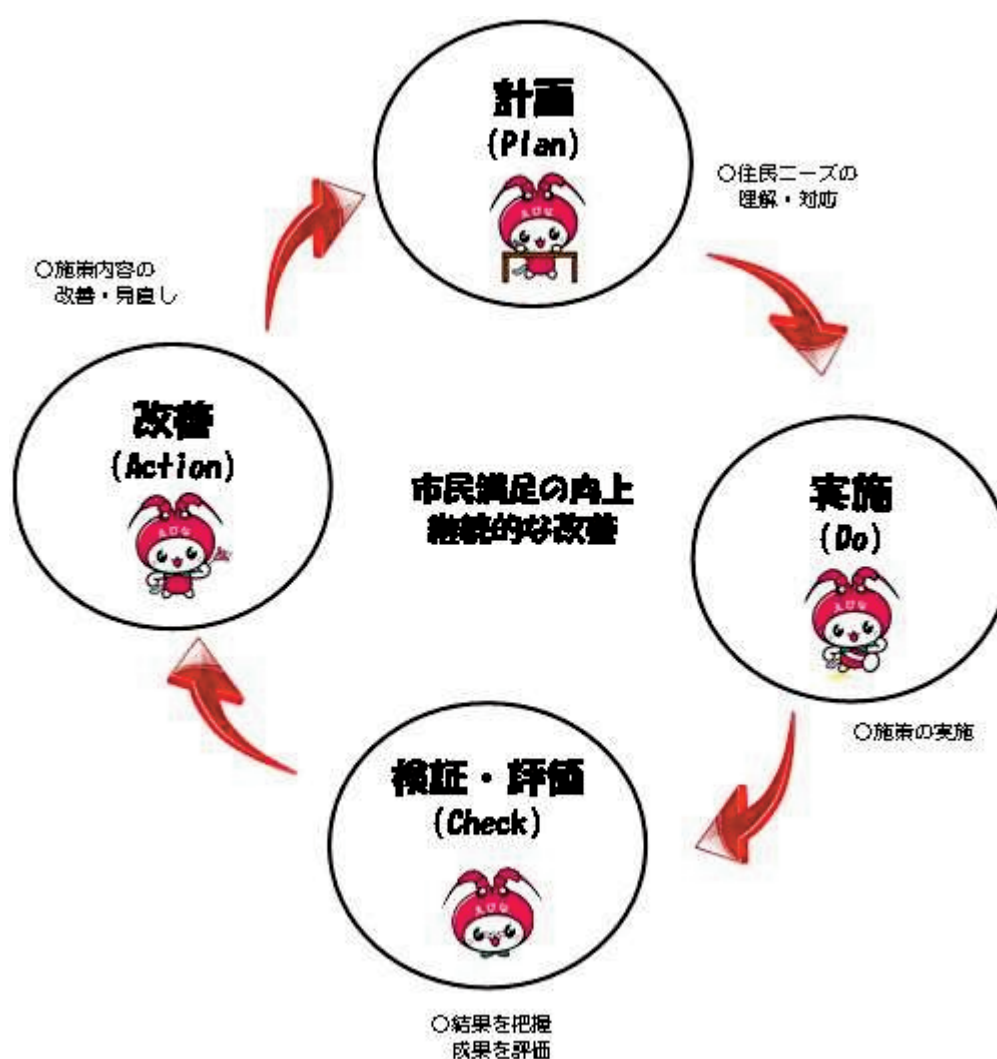
各年度に、設定した目標事業量の達成状況について、点検、評価を行います。

本計画の進行状況の管理、実施状況の点検・評価については、「海老名市子ども・子育て会議」において、継続的に点検・評価・見直しを行っていきます。

計画の見直しについては、海老名市の情勢や地域を取り巻く変化に対応して、適確に進める必要があります。関係する各方面から、幅広く意見を頂き、検討等を実施していきます。

また、実施状況や点検・評価の結果については、市民に公開し、周知を図ります。

《点検・評価の手順》



第2章 計画の基本的な考え方

－ 基本概念と新制度の概要 －



第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針、意義に関する事項には、「家庭を築き、子どもを産み育てるという人々の希望がかなえられるとともに、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない」とされています。

海老名市においても、家庭を築き、子どもを産み育てたいと願うすべての人が、自分らしい生き方をしつつ、安心と喜びを持って子育てができ、すべての子どもたちが心身ともに健やかでたくましく育つ社会の実現に向けて、家庭、地域、事業者、行政などが協働して取り組む必要があります。

これまで市では、『海老名市次世代育成支援行動計画 後期計画』（平成22年～26年）を策定し、子育て世帯を支援するさまざまな施策に取り組んできました。今回策定するこの「子ども・子育て支援事業計画」では、この計画の基本理念を継承し、子育て世帯に対するさらなる支援の充実を図り、子育て世代の定住を促進し、元気で健やかなまちづくりを進めていくための新たな海老名の子ども・子育て環境づくりを盛り込みました。

海老名市の地域社会全体が、海老名の将来を担う子どもたちとその子育て家庭に向き合い、ともに支え合う喜び、生きる喜びを実感できる社会を目指し、子育てのしやすいまちづくりを進めます。

【基本理念】

社会全体で子育てを支援し、
明るく元気なえびなの子どもたちを育てる

第2節 基本目標

「子ども・子育て支援法」の基本指針では、「妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと」、個々の子育て家庭や子どもたちの置かれた状況、地域の実情を踏まえて、「幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る」ことが必要とされています。

海老名市で育つすべての子どもたちは、海老名市の未来をささえる子どもたちです。この子どもたちが、健康で、大きな夢や希望をもって育つよう、基本理念の実現に向けて、「子ども・子育て支援法」の基本指針を踏まえた6つの基本目標を掲げ、各施策・事業を展開していきます。海老名市のすべての子育て家庭が、“子育てしやすいまち・海老名市”を実感できるよう、「新たなえびなの子育て施策」、「幼児の教育・保育の課題解消に向けた取組の推進」の2つの施策には特に力を入れていきます。

1 新たなえびなの子育て施策

これまで海老名市で取り組んできた子育て施策から、“海老名市は暮らしやすい”と感じている市民が多いことが、今回行ったニーズ調査から分かりました。海老名市の将来を担う子どもたちが、豊かな人間性とたくましく生きる力をもち、明るく元気に育つよう、今後も子ども医療費の充実などに取り組み、“子育てしやすいまち・海老名市”を、より多くの子育て家庭に感じてもらえるように、海老名市の子育て環境づくりに努めます。

2 幼児の教育・保育の課題解消に向けた取組の推進

少子化や核家族化など社会的変化とともに、働き方も多様化し、子育てと仕事の両立を望む家庭が増えています。

子どもの安全・安心な預け先として、幼稚園や保育所などの大規模な教育・保育施設とともに、保護者の要望等に細やかに対応できる家庭的保育などの小規模な保育事業の活用などを検討します。幼児の教育・保育の量、質の充実などに取り組み、社会的な課題である待機児童の解消に努めるとともに、多様化する教育・保育ニーズに応える環境を整備していきます。

3 地域における子育ての支援

幼稚園や保育所で行っている一時預かりや延長保育のほか、子育て相談、学童保育など、市では様々な子育て支援に取り組んでいます。

すべての子育て家庭が、身近な場所で必要とする子育て支援が利用できるよう、従来の子育て支援のほか、利用者支援事業などにも取り組み、地域における子育て支援の充実を図ります。

4 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

安心して子どもを生み、育てられる環境には、妊娠・出産・育児の各ステージでの支援が、必要です。妊産婦には、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援、乳幼児に必要とされる適時適切な保健医療サービスなど、安心して生み育てる環境づくりをさらに深めるため、関係団体等と連携し今後も推進していきます。

5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

女性の社会進出に伴い、仕事と子育てを両立したいと希望する人が増えていますが、職場で理解が得られない、子育てに対する社会の評価は低いなど、悩みを抱えている人も多くいます。

子育て中の女性も男性も仕事と家庭生活の両立ができるように、労働時間や働き方などを社会全体で環境の整備が図れるように啓発などに取り組みます。

6 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

子育ては、楽しさと難しさの両面があります。日頃から子育ての難しさを強く感じている人もおり、子どもへの虐待等につながらないよう、身近な地域等での支援のほか、的確な対応等ができるよう、関係機関との連携などを推進します。

海老名市で暮らす、すべての子どもの幸福を考え、経済的な悩みなどを抱えやすいひとり親家庭への支援、障がいや発達に遅れのある子どもが身近な地域で安心して生活できるよう、細やかな取組を推進します。

第3節 新しい海老名の子ども・子育て支援制度

平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」がはじまります。

この新制度による子ども・子育て支援の基本指針は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが基本的な考えであり、障がいや疾病、貧困など社会的支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とした一人ひとりの子供の健やかな成長を平等に保証することや核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など子育て家庭や子どもを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、地域や社会が保護者にも寄り添い、子育てに対する負担や不安などを和らげ、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整備すること、保護者に子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるように支援していくこととなっています。

また新制度では、保護者が子育てについての責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされており、保護者の就学、疾病、求職活動、妊娠・出産など、多様な事由を勘案し、「子ども・子育て支援法」の第19条に基づいて、保育の必要性等が認定されます。認定は、就学前の子どもを対象に、1号から3号までの区分で行われます。1号認定は教育を希望する3歳以上の子ども、2号認定は保育を必要とする3歳以上の子ども、3号認定は保育を必要とする3歳未満の子どもを対象にしており、その認定は市が行います。

また、身近な場所で子どもを預けられる環境づくりに向け、幼稚園、保育所、認定こども園を“特定教育・保育施設”として一本化し、小規模保育、事業所内保育などの4事業は“地域型保育事業”として位置づけ、地域における保育機能の確保を進めます。

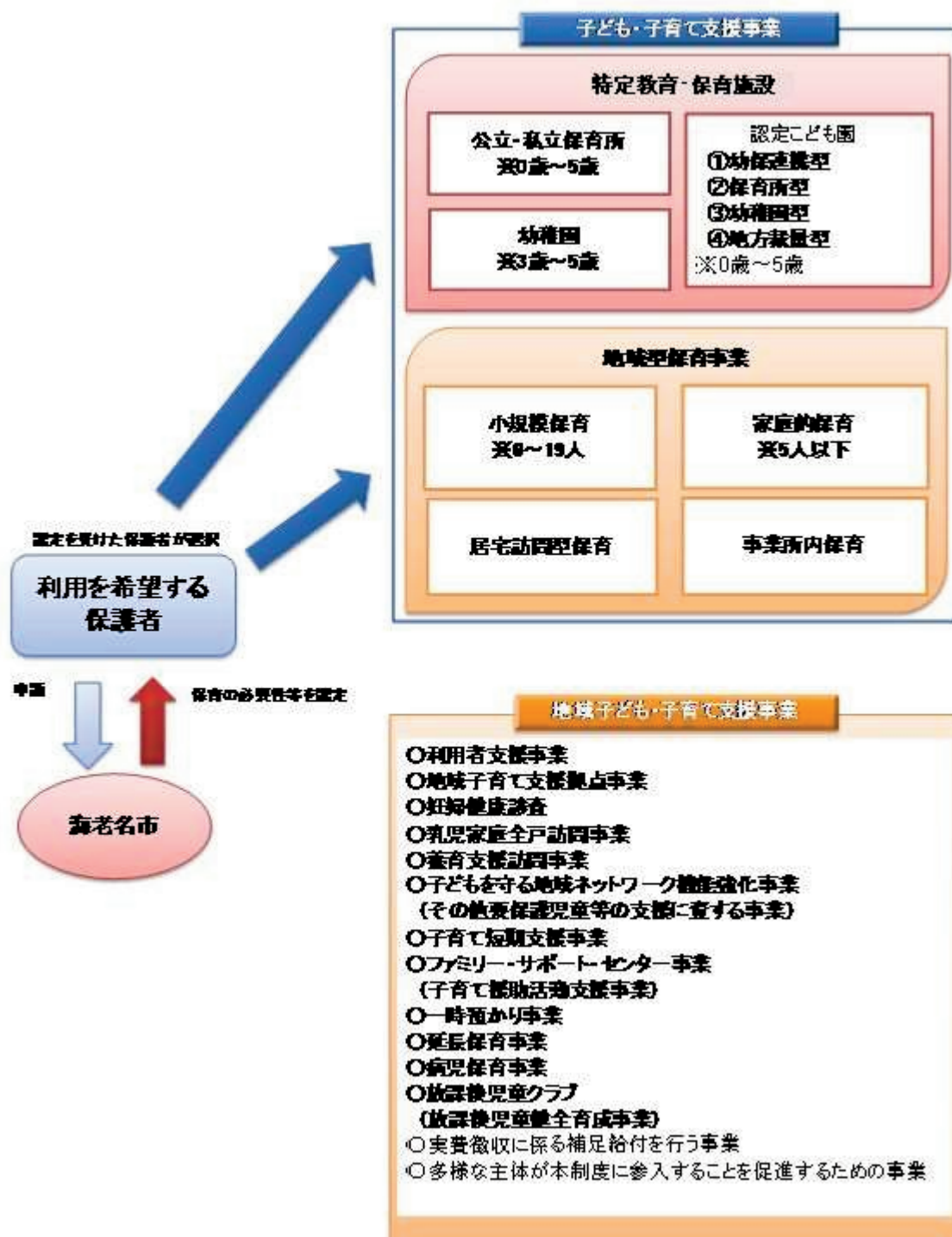
さらに、ソフト面では、地域子ども・子育て支援事業として利用者支援事業、延長保育事業、一時預かり事業、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）などの充実が図られます。

こういった状況を踏まえて、全国の各自治体で自治体別の「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

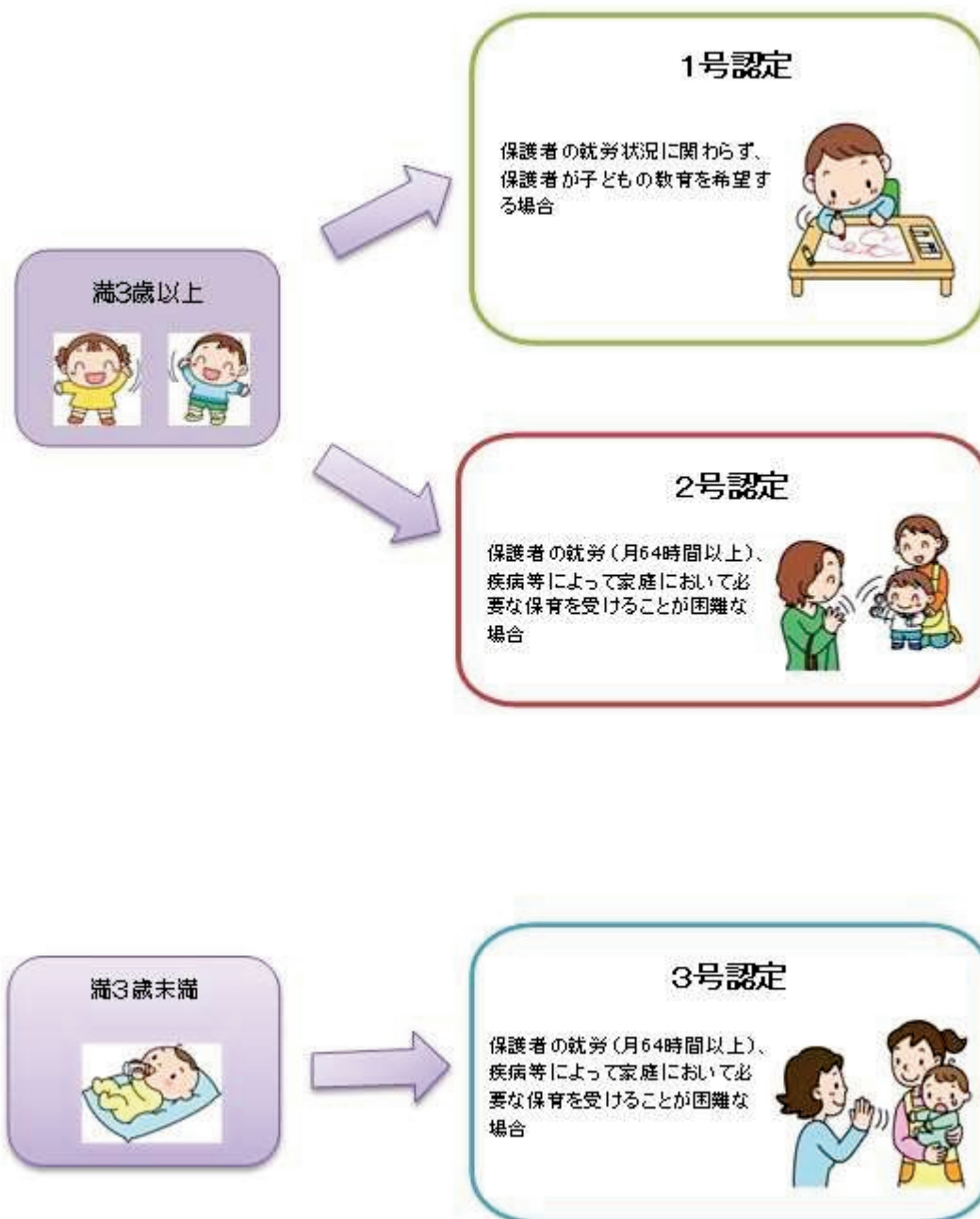
海老名市では、これまでも今回の新制度で示された事業も含め、子育て家庭等を支援する取り組みや支援等の事業を進めてきました。特に、施設型給付では、都市型、交通利便などといった地域特性から、高規格道路の新設や私鉄路線の延伸などによる市街区域の開発やライフラインの整備も進み、今後も認可保育所の開設が予定されています。

海老名市の立地条件を活用し、市内の公立・私立の認可保育所の18施設、私立幼稚園の8施設とともに、これまで実施してきた次世代育成支援対策法に基づく事業と子ども・子育て支援事業を融合させながら、新しい制度によって新設された様々な事業を運用していくことが重要と考えております。

【子ども・子育て支援事業における分類】

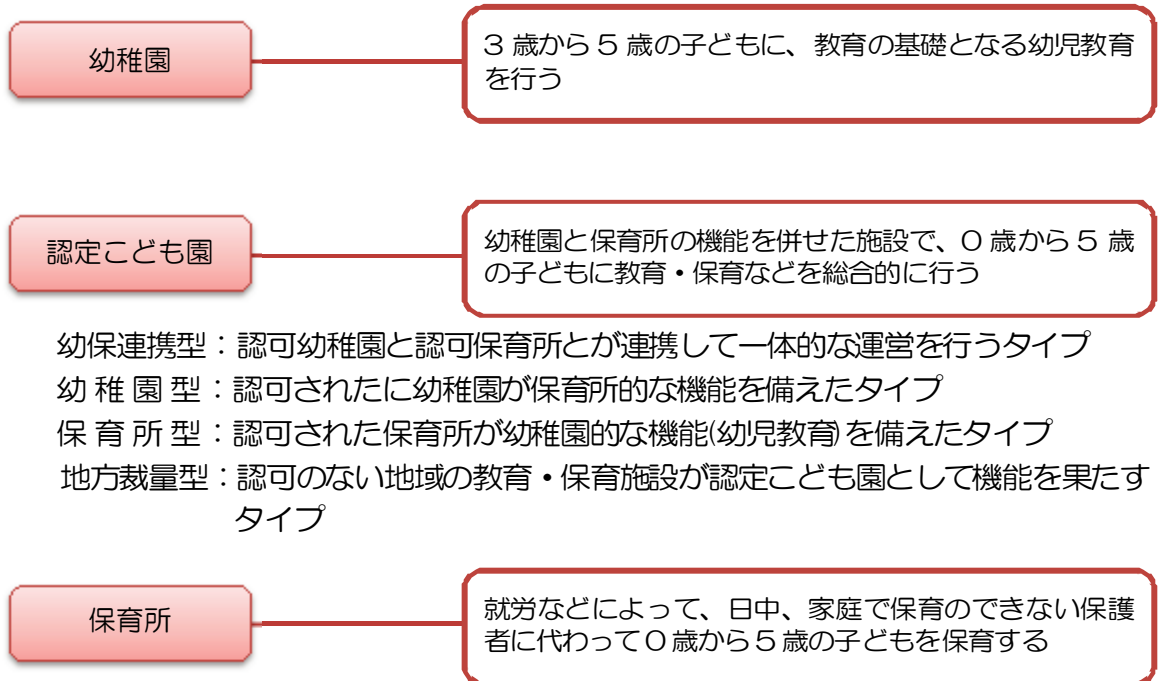


【認定区分の概要】

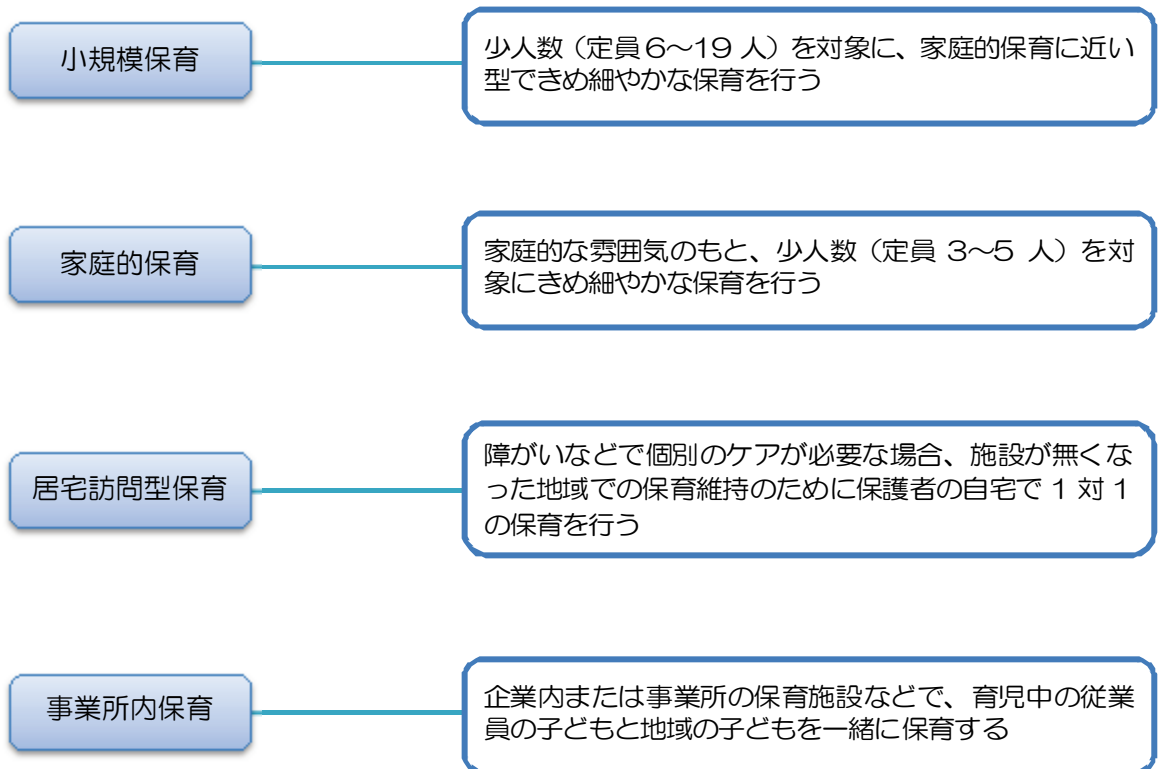


1 子ども・子育て支援事業における新制度

(1) 特定教育・保育施設



(2) 地域型保育事業



2 地域子ども・子育て支援事業

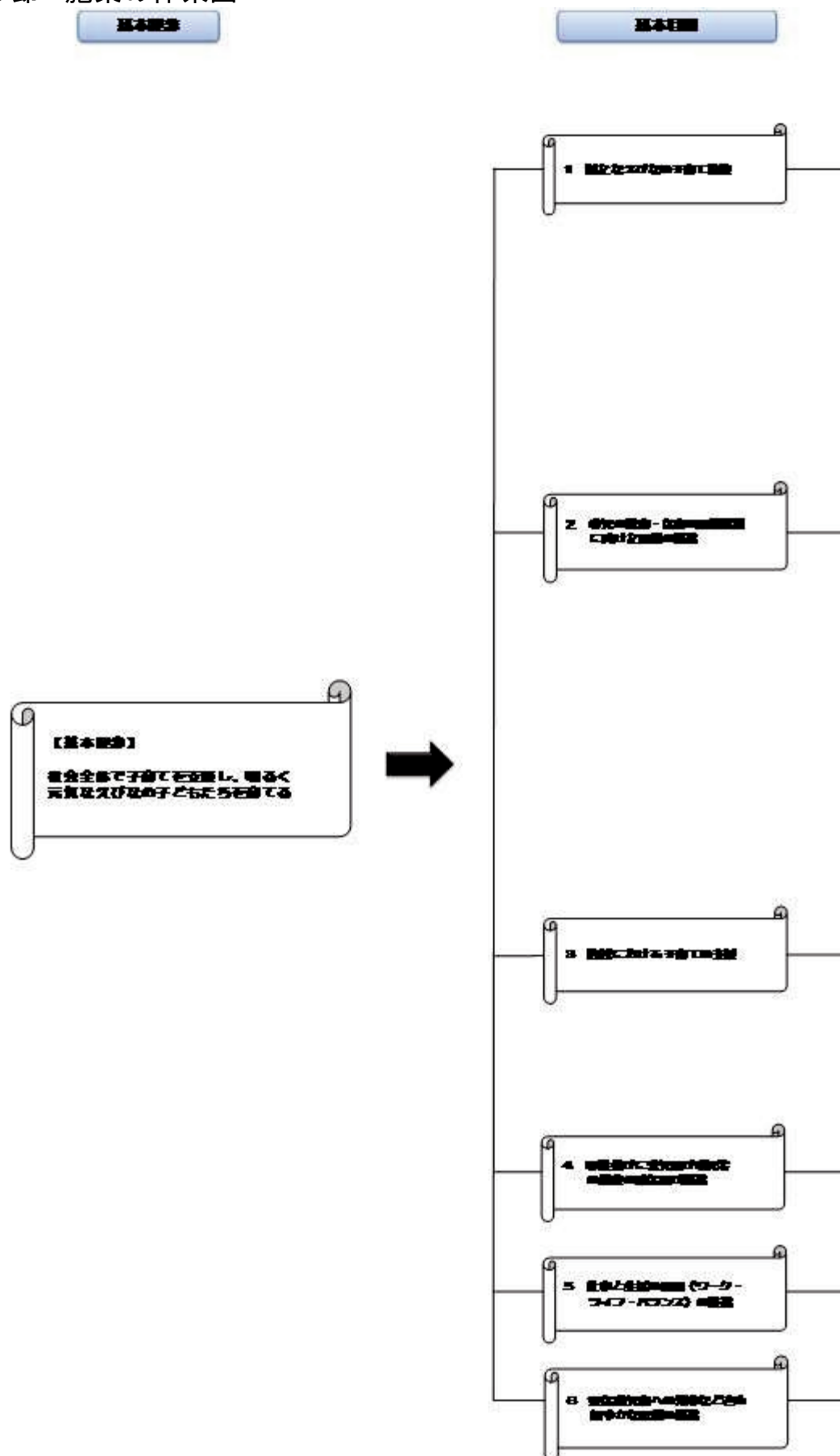
海老名市では、国の定める利用者支援事業など 13 の地域子ども・子育て支援事業のほか、休日保育事業など、市でこれまで取り組んできた事業等も併せ、身近な場所で子育て家庭が必要な支援等が受けられるよう、子育て支援事業を行っていきます。





※ 「地域子ども・子育て支援事業」の用語は、『すくすくジャパン子ども・子育て支援新制度について』（内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室，平成26年5月）から抜粋し掲載しています

第4節 施策の体系図



第3章 海老名市の子育て環境

－ 人口推計とニーズ調査 －



第3章 海老名市の子育て環境

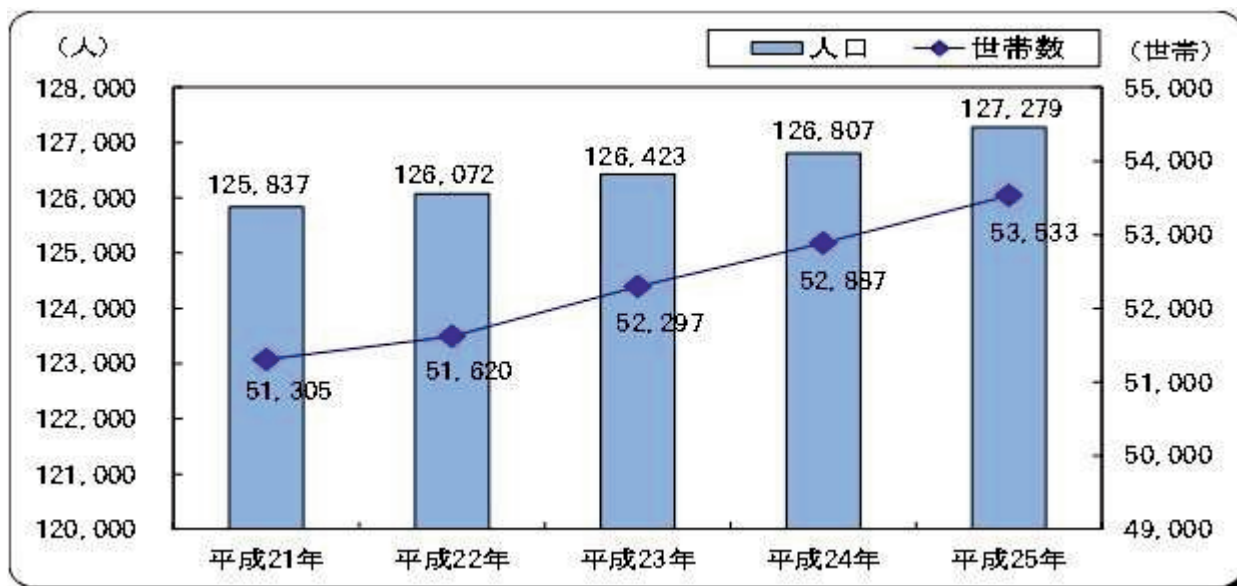
第1節 少子化の動向

(1) 総人口と世帯数の推移

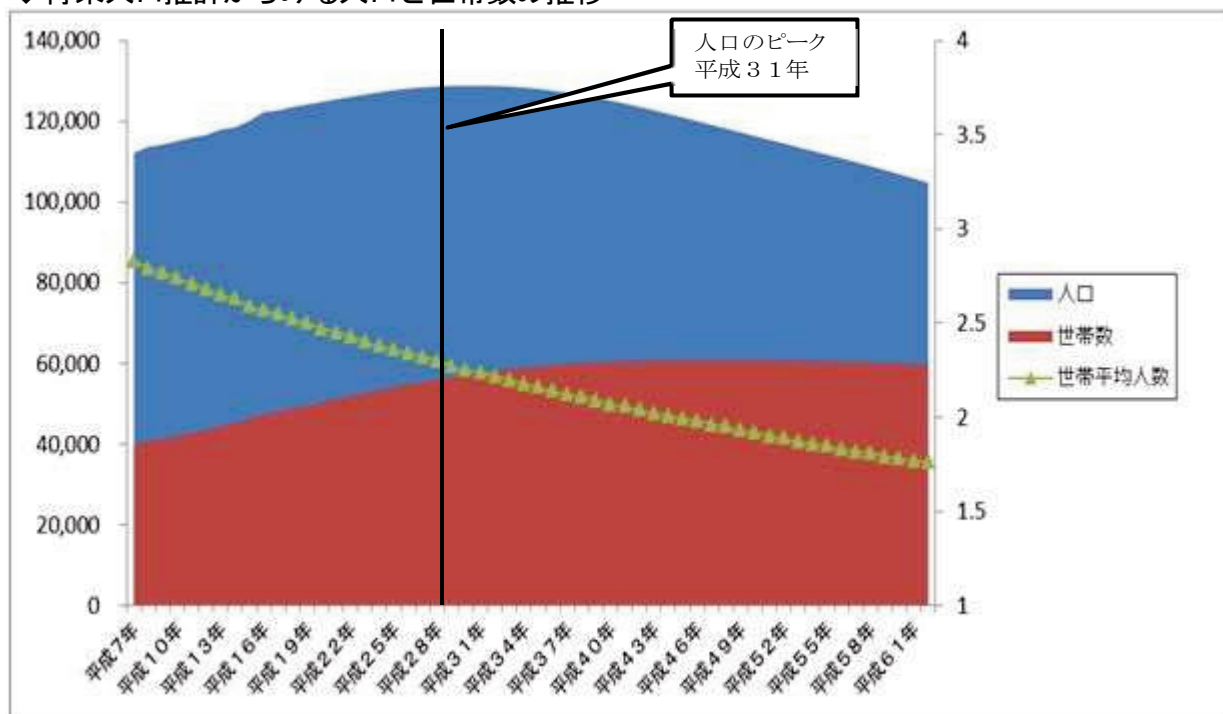
平成21年から平成25年の5年間の推移をみると、海老名市の世帯数、人口が緩やかに伸びています。将来人口推計からみた海老名市の総人口は、平成31年にピークを迎え、その後、緩やかに減少していきます。

◆総人口と世帯の推移

(各年4月1日現在)



◆将来人口推計からみる人口と世帯数の推移



(2) 年少人口の推移の推移

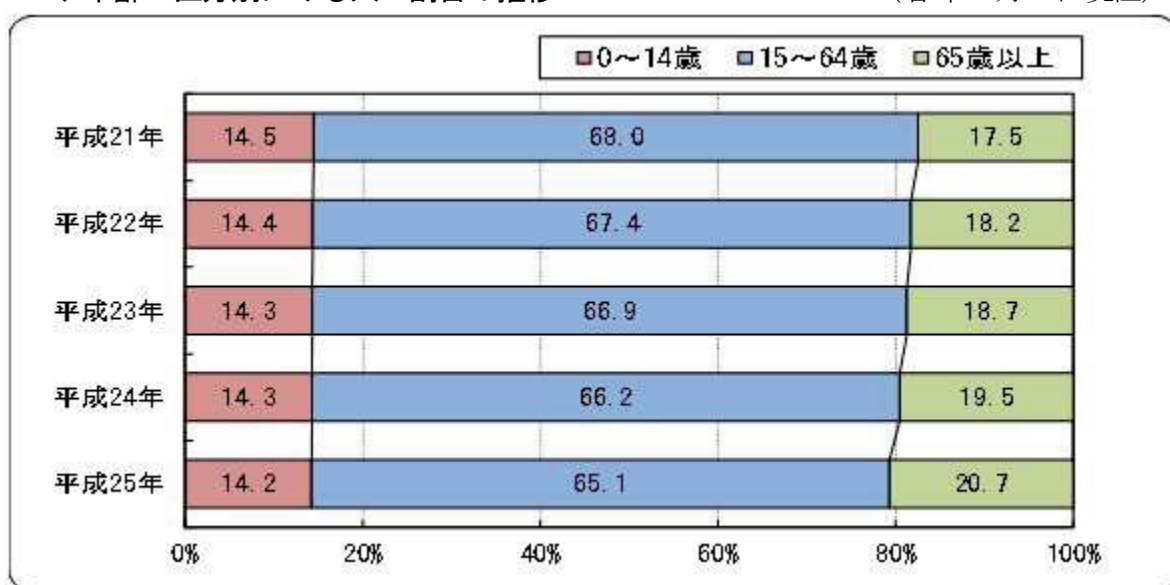
年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）に分け、海老名市の人口の推移をみると、平成21年に比べ老年人口層（65歳以上）の総人口に占める割合は緩やかに上昇します。

将来人口推計からみる海老名市の人口構成からは、人口ピーク時の2019年を境に25歳から54歳の人口が減少し、75歳以上の高齢期が増加していきます。

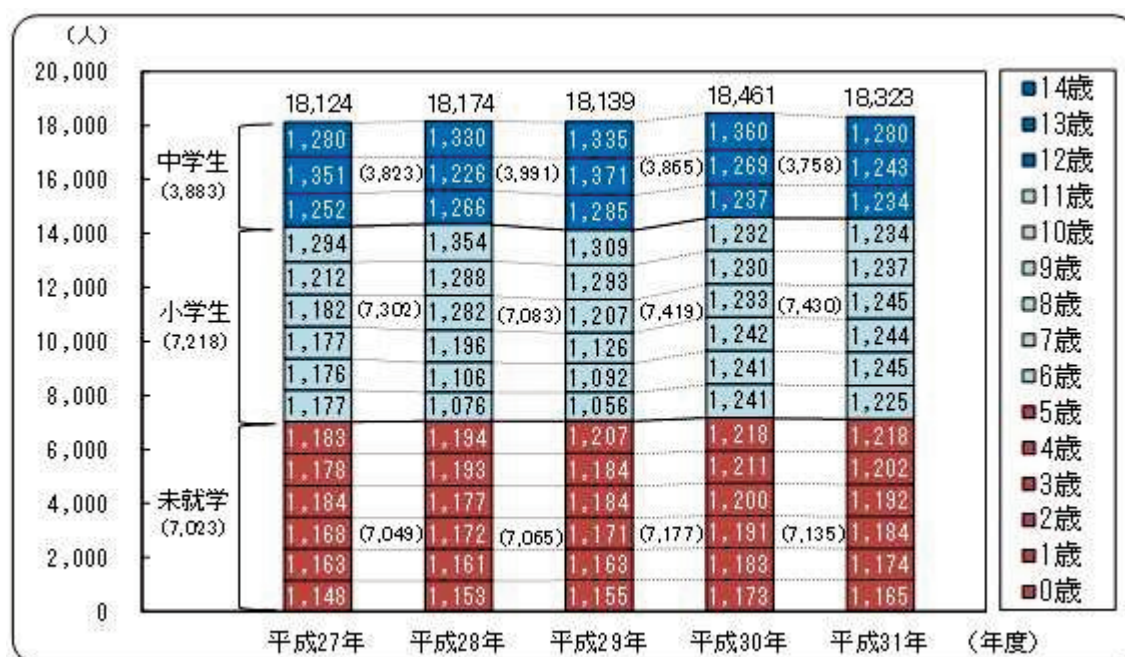
本計画に関係する世代である0歳から14歳は、将来の海老名市の推計でみると、計画が開始される平成27年は18,124人ですが、5年後の平成31年には18,323人となっています。これらの状況を踏まえた計画を策定していく必要があります。

◆年齢3区分別にみる人口割合の推移

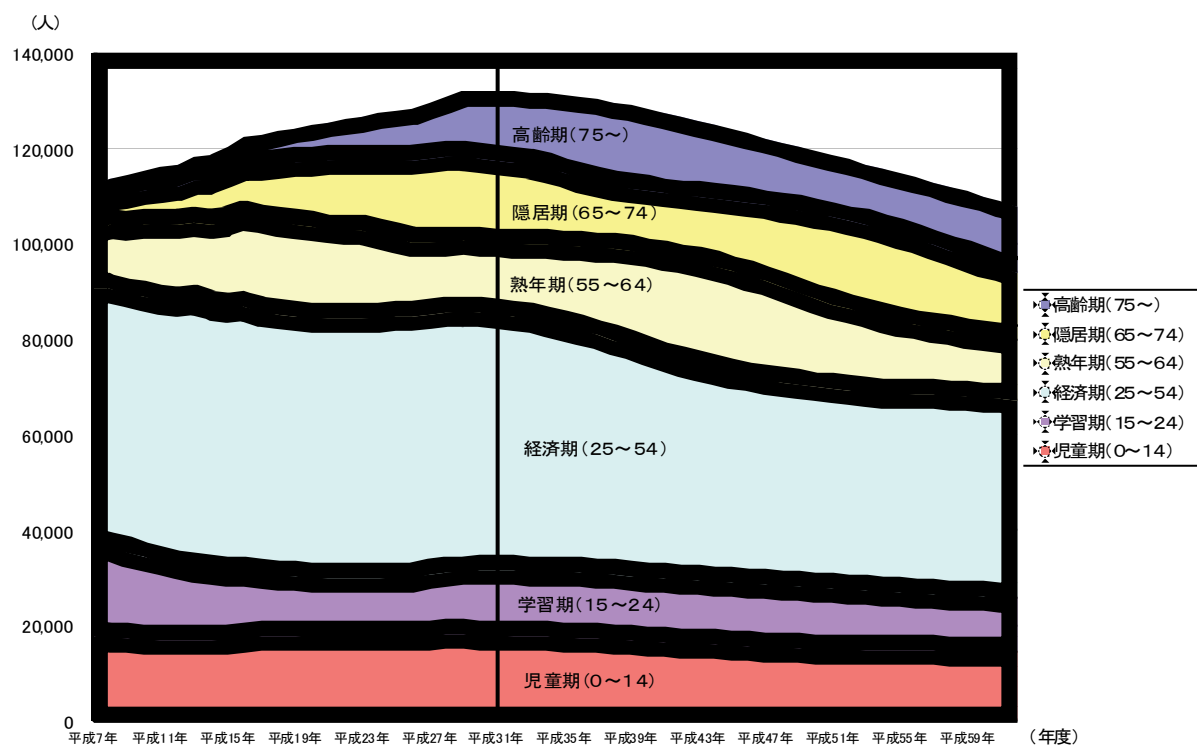
（各年4月1日現在）



◆将来人口推計からみる年少人口の推移



◆将来人口推計からみる人口構成の推移



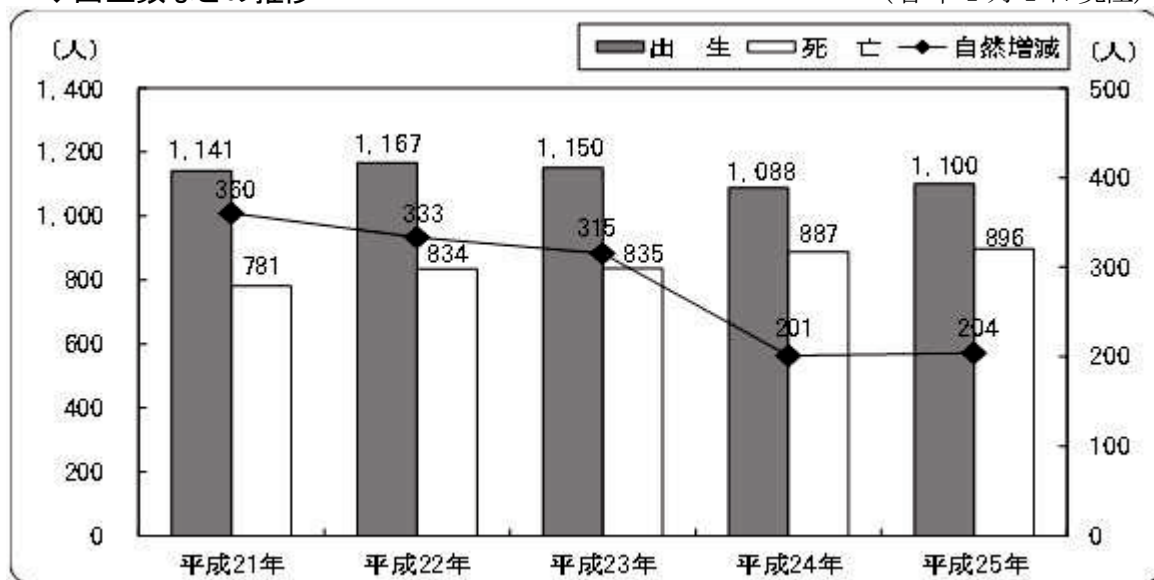
(3) 出生数と出生率の推移

海老名市の出生数の推移は、平成20年から平成24年にかけて142人の減少となっています。一方、死亡数は出生数を上回って増加しており、出生数と死亡数の差である自然動態は、この5年間で減少しています。

平成20年から平成24年までの出生率をみると、海老名市の出生率は神奈川県より高い傾向にありますが、年々、緩やかに下がっています。

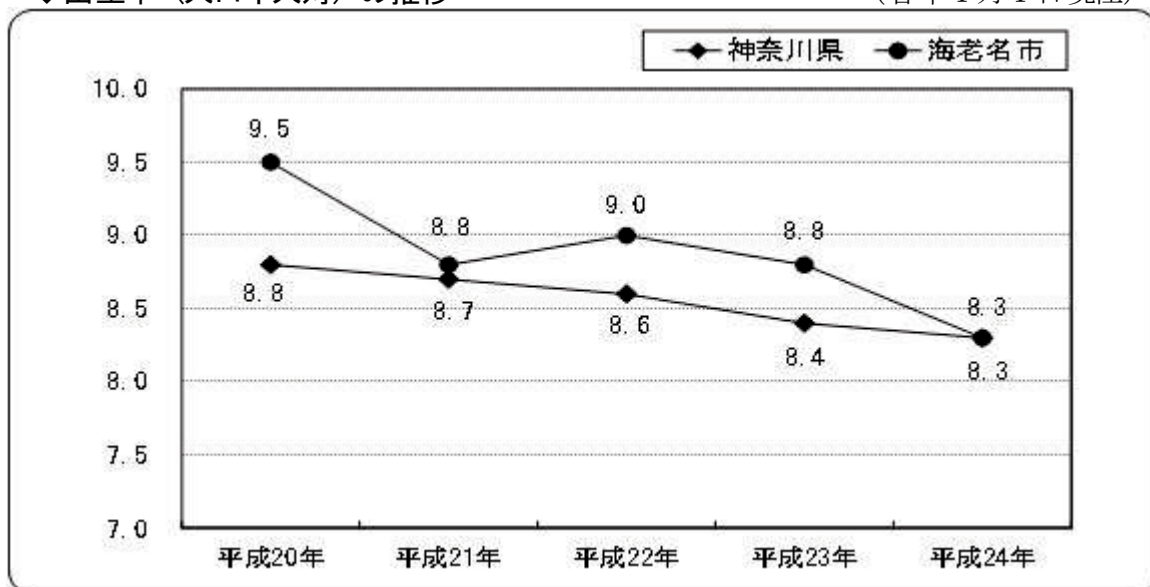
◆出生数などの推移

(各年1月1日現在)



◆出生率（人口千人対）の推移

(各年1月1日現在)



資料：神奈川県衛生統計年報

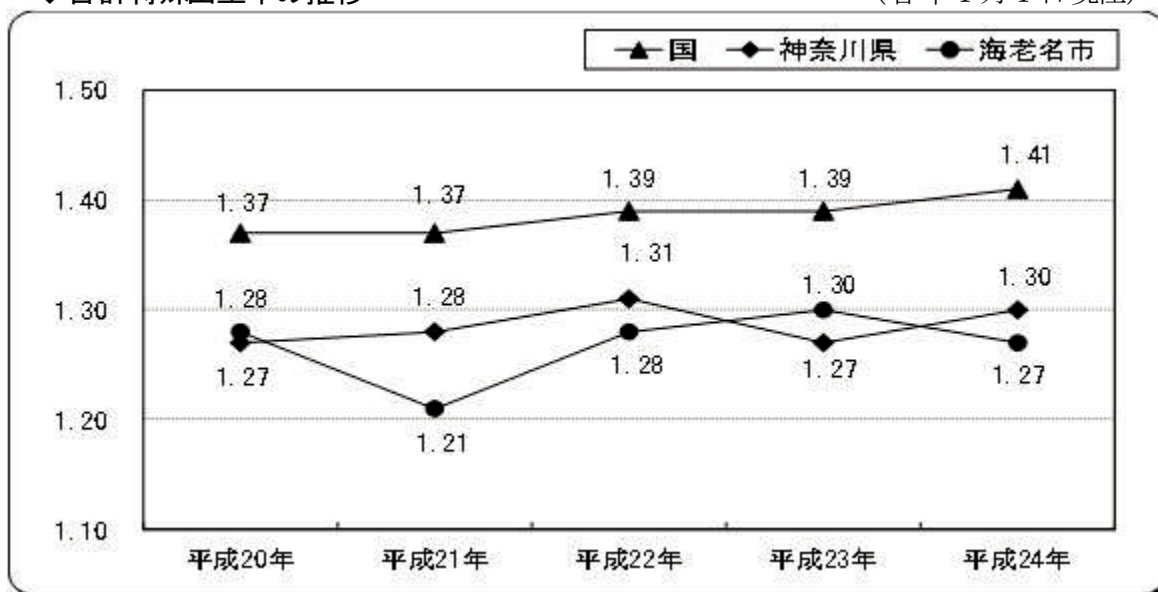
(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子の平均数の移り変わりを表したものです。

平成20年から平成24年までの5年間でみると、海老名市は神奈川県より若干高い数値で推移しています。平成23年の合計特殊出生率では、神奈川県は1.27でしたが、海老名市は0.3ポイント高い1.30となっています。人口を維持するのに必要な合計特殊出生率は2.08と言われており、国、県の傾向と同様に海老名市においても少子化にあります。

◆合計特殊出生率の推移

(各年1月1日現在)



資料：神奈川県衛生統計年報

（５）婚姻と離婚の推移

平成 20 年から平成 24 年の 5 年間で、婚姻件数は減少し、離婚件数は増加しています。

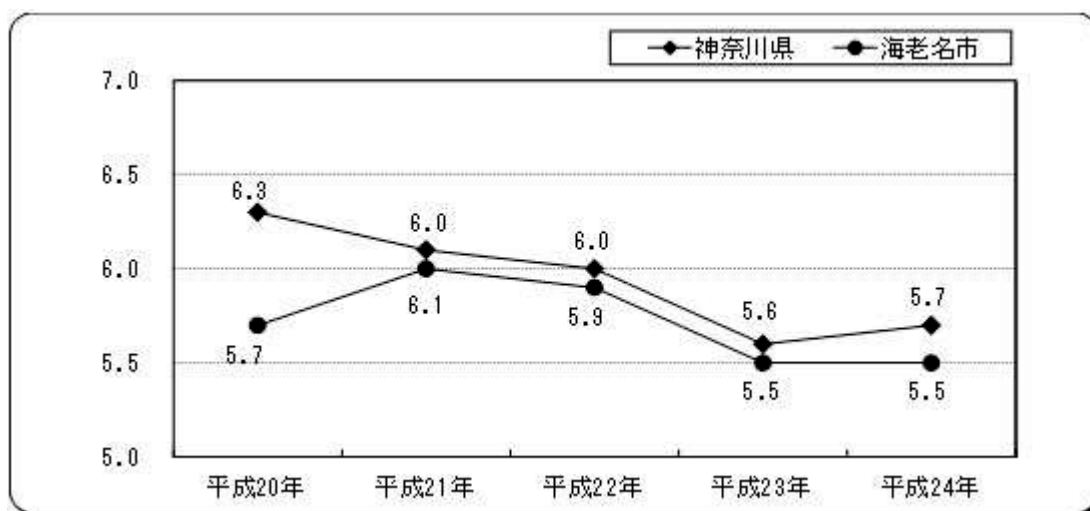
海老名市の婚姻率は、平成 20 年は県の 6.3 に対し 0.6 ポイント低い状況にありましたが平成 21 年から平成 24 年では、県と大きな差異はありません。一方、この 5 年間の離婚率は、県より低く推移しており、比較的、離婚率が小さいことが伺えます。離婚は、ひとり親家庭へとつながるため、今後も離婚率は低くなることが望めます。

◆婚姻・離婚の件数

(単位：件)

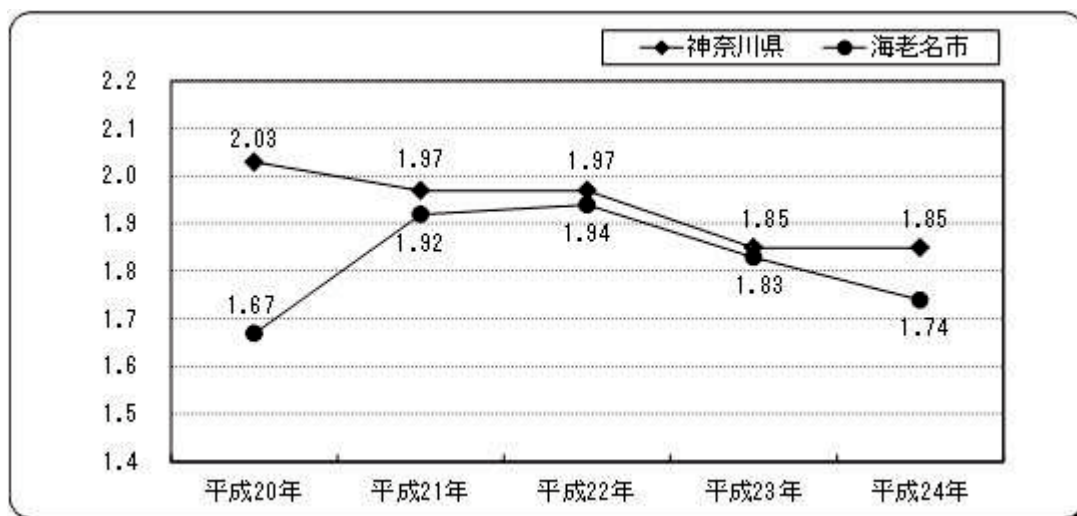
	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
婚姻件数	749	739	746	711	705
離婚件数	226	252	229	256	235

◆婚姻率（人口千人対）の推移



資料：神奈川県衛生統計年報

◆離婚率（人口千人対）の推移



資料：神奈川県衛生統計年報

第2節 子育て関連施策の現状

(1) 保育所の状況

現在、市内にある認可保育所は公立保育所が5園、私立保育所が13園の合計18園、認定保育施設（認可外保育施設）は3施設となっています。また、認可保育所の定員については、公立保育所が470人、私立保育所が1,040人の合計1,510人となり、平成26年4月現在、認可保育所に在籍する園児は1,494人となっています。

なお、市内にある保育所等に「入園させたい」と希望する保護者については平成21年から平成25年にかけて増加しており、在籍園児数もこの5年間で317人と増加しています。

◆海老名市内の認可保育所

(平成26年4月1日現在)

		名称	所在地域	設立年	定員	在籍数
公立	1	柏ヶ谷保育園	北部	1971年	120人	115人
	2	門沢橋保育園	南部	1972年	60人	64人
	3	下今泉保育園	中央	1973年	90人	80人
	4	中新田保育園（既存棟）	中央	1975年	90人	105人
		中新田保育園（びよびよ棟）	中央	2012年	50人	31人
	5	勝瀬保育園	中央	1978年	60人	60人
私立	1	たちばな保育園	中央	1967年	120人	131人
	2	さがみ愛子園	中央	1956年	120人	124人
	3	さくら愛子園	南部	1964年	120人	113人
	4	ふたば愛子園	北部	1958年	180人	164人
	5	つちのこ保育園	南部	2004年	60人	70人
	6	保育所すこやかハウス	中央	2007年	60人	73人
	7	かしわ台あおぞら保育園	北部	2008年	60人	62人
	8	さくらい保育園	北部	2009年	60人	66人
	9	虹の子保育園	中央	2010年	60人	59人
	10	虹の子保育園分園	中央	2010年	30人	27人
	11	にんじん村保育園	北部	2011年	60人	65人
	12	小田急ムック海老名園	中央	2014年	50人	39人
	13	社家ゆめいろ保育園	南部	2014年	60人	46人

◆海老名市内の認定保育施設

(平成26年4月1日現在)

	名称	所在地域	設立年	定員	在籍数
1	ひよこ保育園	中央	2001年	40人	36人
2	にこにこ保育園	北部	2001年	27人	25人
3	おひさま保育園	北部	2009年	20人	19人

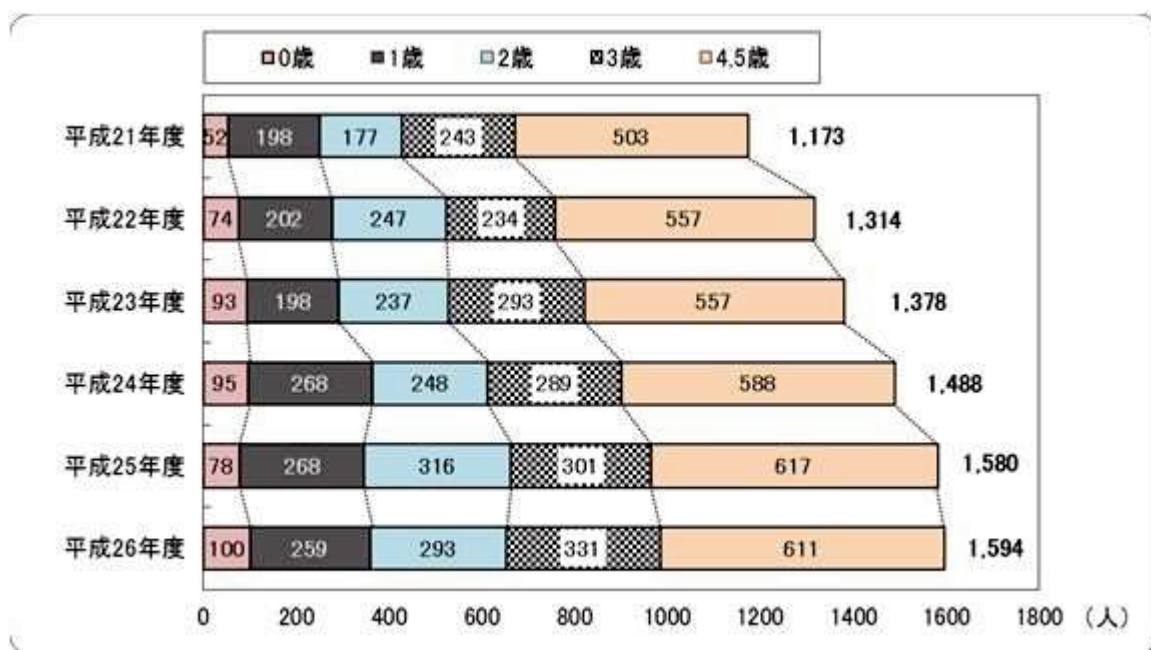
◆年齢別在籍園児数の推移

(各年4月1日現在)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成21年度	47人	175人	163人	236人	242人	247人	1,110人
平成22年度	67人	171人	229人	231人	282人	271人	1,251人
平成23年度	85人	188人	224人	283人	256人	300人	1,336人
平成24年度	79人	220人	226人	275人	312人	266人	1,378人
平成25年度	68人	213人	267人	272人	292人	315人	1,427人
平成26年度	93人	226人	264人	315人	294人	302人	1,494人

◆年齢別希望者数の推移

(各年4月申込希望)



認定保育施設とは？

認定保育施設は、開設後1年以上経過した私設保育施設（認可外保育施設）のうち、県と市が定めた一定の基準（施設長が保育士、看護師、保健師、助産師のいずれかの有資格者であること）を満たしている施設です。県と市では、認可保育施設に経費の助成を行っています。



(2) 幼稚園の状況

平成26年4月現在、海老名市内には、私立幼稚園が8園あり、在園児は2,074人となっています。

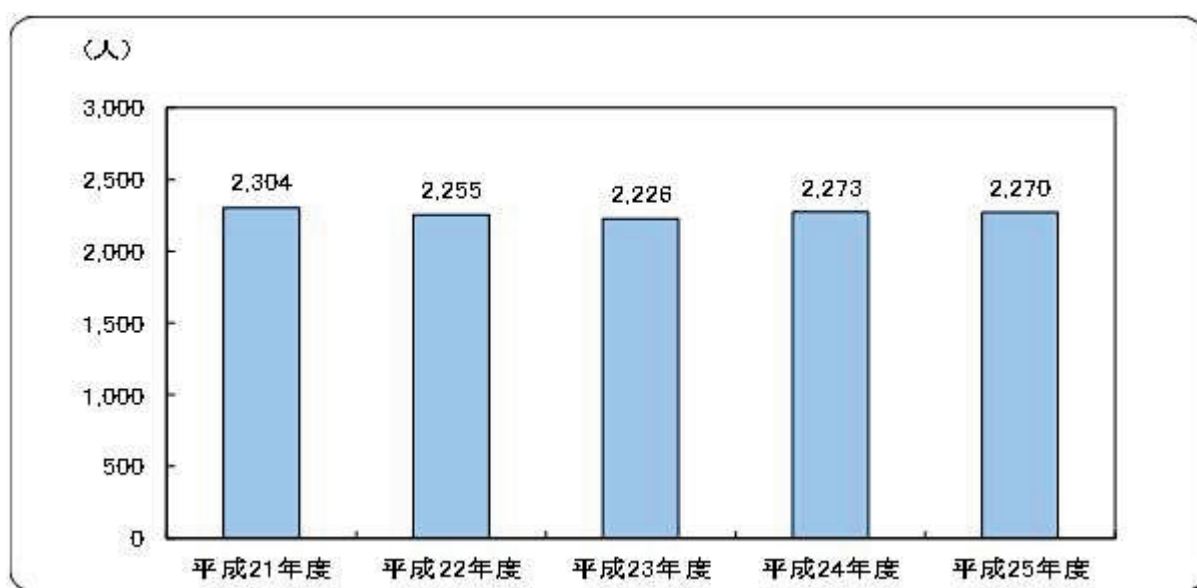
◆海老名市内の幼稚園

(平成26年4月1日現在)

No	名称	所在地域	定員	在園児数
1	旭たちばな幼稚園	中央	270人	290人
2	海老名幼稚園	中央	315人	320人
3	有鹿幼稚園	中央	160人	180人
4	海老名みなみ幼稚園	南部	320人	394人
5	慶泉幼稚園	北部	280人	220人
6	さくらい幼稚園	北部	420人	356人
7	相模みのり幼稚園	南部	140人	147人
8	日進幼稚園	北部	140人	167人

◆幼稚園の在籍園児数

(各年4月1日現在)



(3) 放課後児童クラブの状況

海老名市内の放課後児童クラブ(学童保育)は、すべて民設民営で運営されています。
平成25年度時点でのクラブ数は22で、登録している児童の総数は831人となっています。

◆放課後児童クラブ数と登録児童数の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
放課後児童クラブ 登録人数	604人	670人	680人	779人	831人

◆放課後児童クラブ実施状況

平成25年度末現在

No	名称	所在地域	登録人数
1	学童保育杉の子クラブD	北部	14人
2	学童保育杉の子クラブA	北部	18人
3	学童保育ポケット	北部	25人
4	学童クラブみえはる②	北部	29人
5	学童クラブみえはる①	北部	31人
6	にんじん村学童保育クラブ	北部	42人
7	学童保育ひまわりクラブ	北部	48人
8	学童保育のびのびクラブ	北部	59人
9	学童保育ありんこクラブ	北部	85人
10	チュンマCLUB	中央	21人
11	学童保育きららクラブ	中央	29人
12	学童保育虹の子クラブ	中央	37人
13	学童保育風の子クラブ	中央	38人
14	ライフコサージュ海老名エレメンタリー ガーデン学童保育クラブ1	中央	45人
15	ライフコサージュ海老名エレメンタリー ガーデン学童保育クラブ2	中央	45人
16	学童保育おひさまクラブ	中央	50人
17	学童保育大谷虹の子クラブ	中央	59人
18	学童保育社家虹の子クラブ	南部	12人
19	学童保育有馬虹の子クラブ	南部	17人
20	ひばり児童育成クラブ	南部	37人
21	学童保育とまとクラブ	南部	34人
22	つちのこ学童クラブ	南部	56人
合計			831人

(4) 放課後子ども教室の状況

海老名市における放課後子ども教室（あそびっ子クラブ）は、放課後に子どもが安全で自由に遊べる場を提供するため、小学校ごとに実施しているものです。平成 13 年度に 2 校で開始し、平成 19 年度からは市内 13 校の小学校すべてで開設しています。

◆放課後子ども教室の実施状況

(平成 25 年度)

年間平均開設日数 (1 校あたり)	年間参加者数（総数）		参加率※ ²
	のべ参加者数	実質参加者数※ ¹	
167 日	66,718 人	5,294 人	約 71%

※1 実質参加者数とは、その年度に 1 回以上あそびっ子クラブに参加したことのある児童数です。

※2 参加率とは、全小学校の児童数に占める実質参加者数の割合です。



第3節 ニーズ調査による子育て家庭の現況

1 ニーズ調査の概要

“一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現”に向けた国の取り組みとして、『子ども・子育て支援法』（平成24年8月）が成立しました。この法に基づき、各市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

海老名市では、『海老名市子ども・子育て支援事業計画』を策定に向け、子育て家庭の現状とニーズを把握することを目的に、「海老名市子ども・子育て支援事業ニーズ調査」を実施しました。

■調査期間

平成25年11月12日～平成26年1月6日

■配布状況

No	調査対象者	対象者	備考
1	就学前児童保護者	5,933 人	・ 海老名市全域で就学前児童を持つ全世帯を対象に実施 ・ 郵送配布及び幼稚園、保育所を通じた直接配布 ・ 郵送回収
2	小学生児童保護者	2,600 人	・ 海老名市全域で就学児童を持つ全世帯のうち、各小学校の各学年から1クラス抽出 ・ 小学校を通じて直接配布 ・ 郵送回収
計		8,533 人	

■回収結果

No	調査対象者	回収数		有効回答	
		回収数	回収率	回収数	回収率
1	就学前児童保護者	3,413 件	57.5%	3,399 件	57.3%
2	小学生児童保護者	1,095 件	42.1%	1,089 件	41.9%
計		4,508 件	52.8%	4,488 件	52.6%

2 ニーズ調査の結果からみた子育て家庭

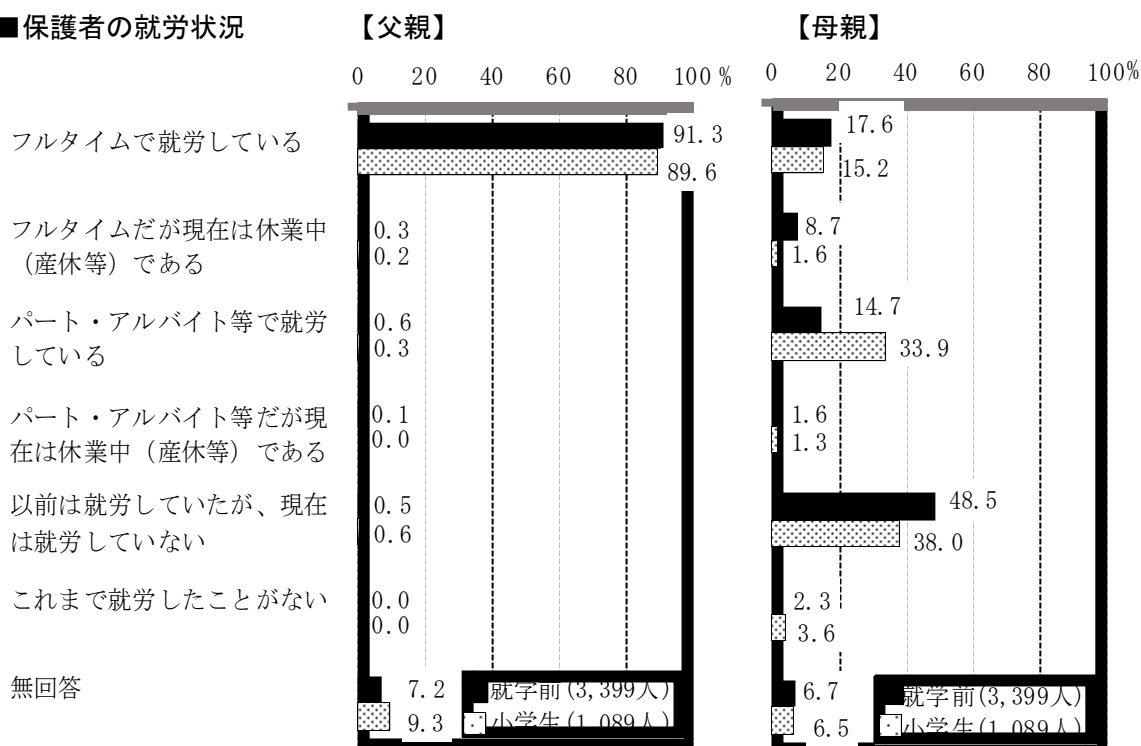
(1) 保護者の就労状況

○保護者の就労状況・今後の希望について

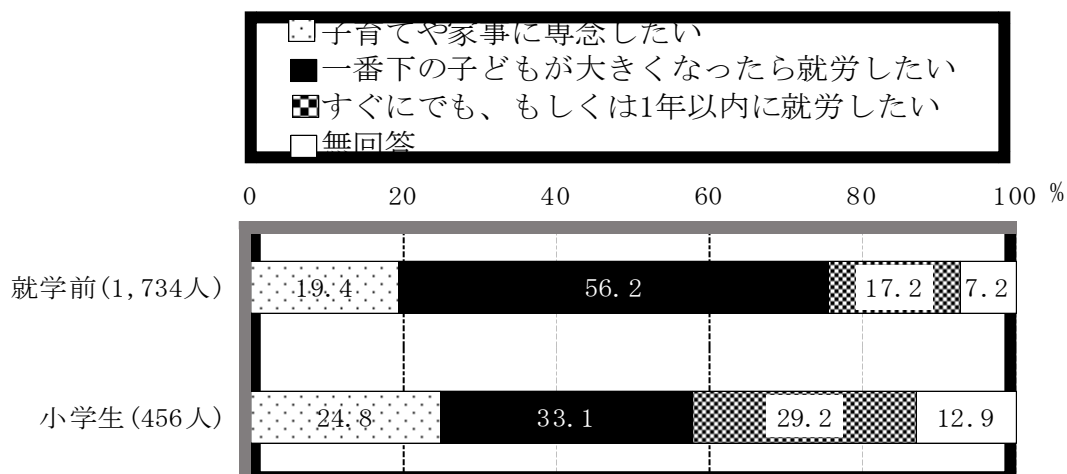
子育て中の母親のうち、現在、「フルタイム」あるいは「パート・アルバイト等で就労している」人は、就学前が32.3%、小学生は49.1%となっており、職業を持つ母親が増えています。

現在、就労していない母親のうち、「子どもが大きくなったら働きたい」と考えている人は、就学前で56.2%です。小学生の母親のうち33.1%は、「子供が大きくなったら」と回答する一方、「すぐにでも、もしくは1年以内には働きたい」と29.2%が答えています。

■保護者の就労状況



■保護者（母親）の就労希望

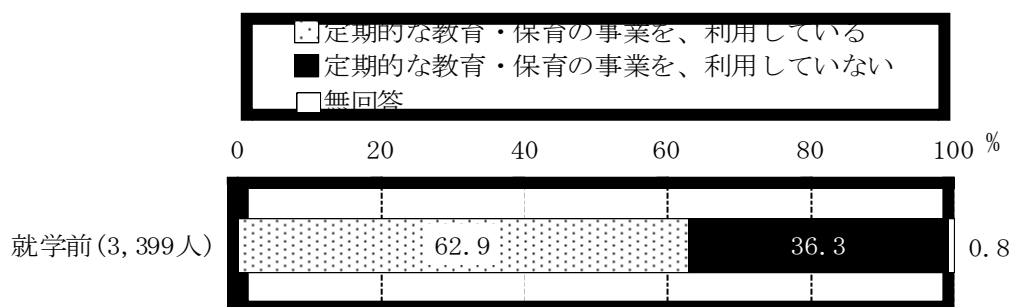


(2) 就学前の子どもの定期的な教育・保育事業の利用について

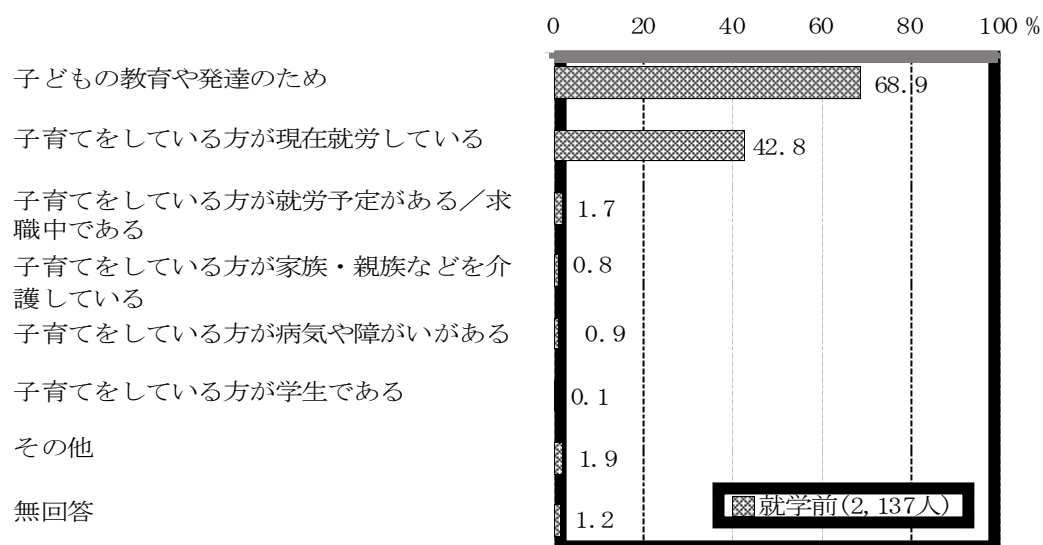
○子どもの日中の過ごし方

就学前の子どもをもつ保護者のうち、定期的な教育・保育事業を「利用している」と6割が回答し、その主な理由には「子どもの教育や発達のため」(68.9%)、「現在就労している」(42.8%)と答えていました。利用している教育・保育施設は、海老名市内がおよそ9割、市外は1割となっています。

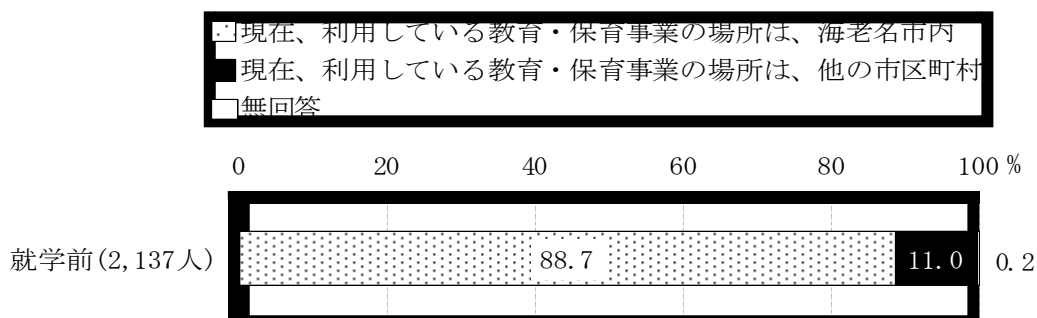
■定期的な教育・保育事業の利用状況



■平日に定期的に教育・保育の事業を利用している理由（複数回答）



■教育・保育事業を決めた理由

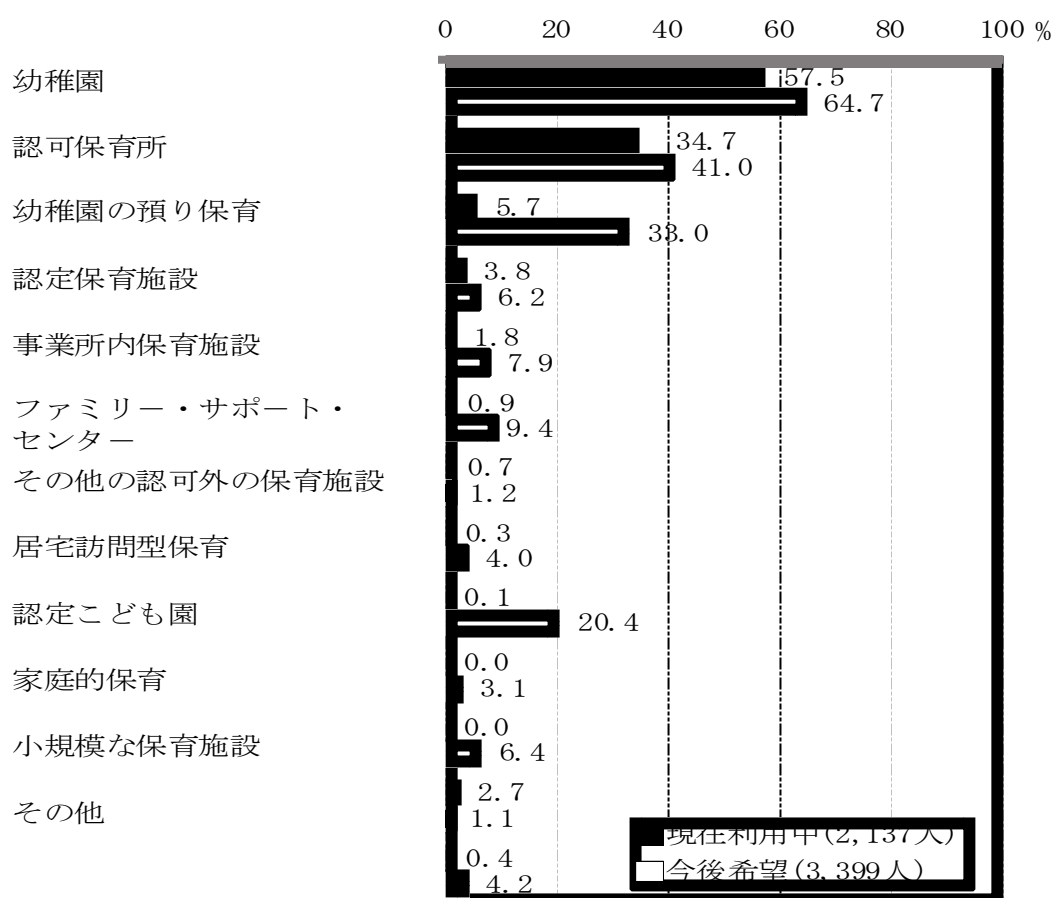


○子どもの教育・保育事業の利用状況・今後の希望

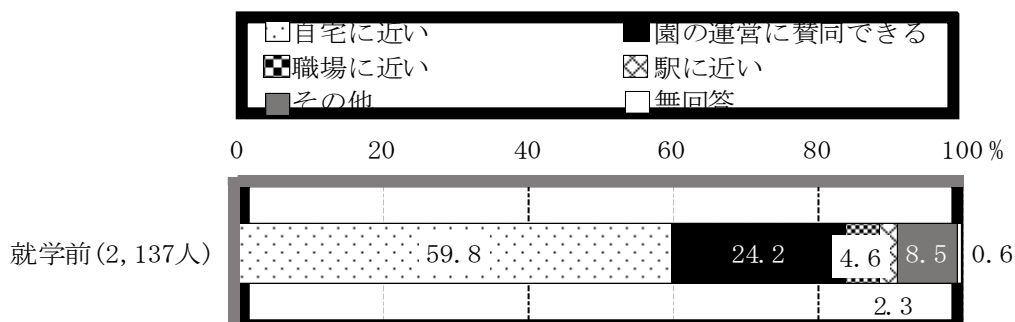
現在、就学前の子どもは「幼稚園」に 57.5%、「認可保育所」には 34.7%が通っています。子どもの通園先を決めた主な理由は、「自宅近い」(59.8%)、「園の運営に賛同できる」(24.2%)でした。今後の保育施設に対する検討等において、保護者の望む視点を踏まえる必要があります。

今後、利用したい教育・保育施設は、現在と同様に「幼稚園」、「認可保育所」のほか、複合型の「認定こども園」(20.4%)にも希望が集まっています。

■教育・保育事業の利用状況・今後の希望（複数回答）※就学前



■教育・保育事業を決めた理由

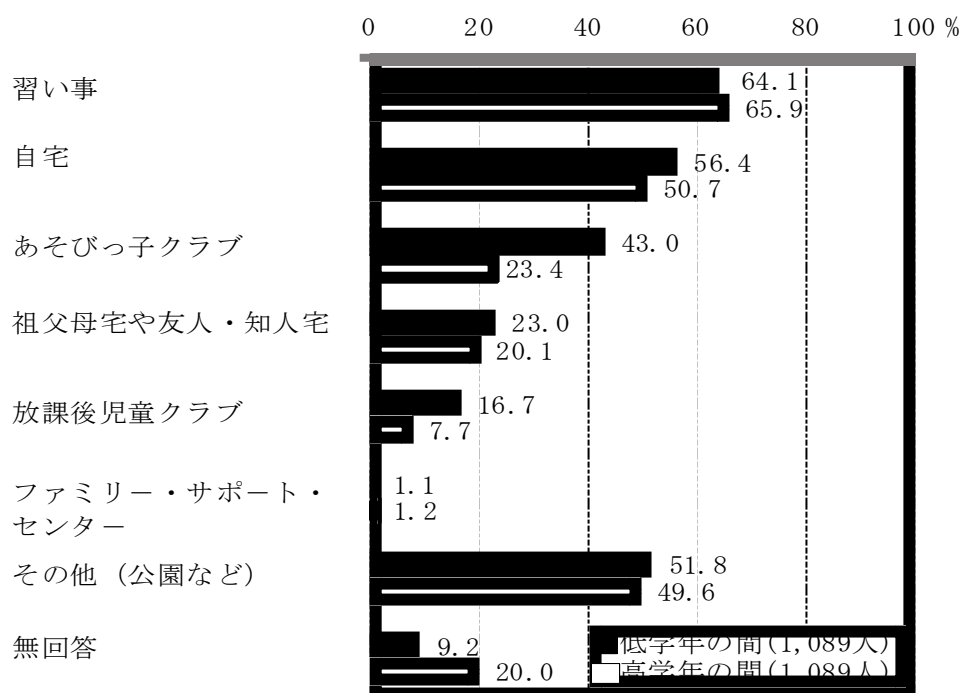


(3) 小学生の放課後の過ごし方の希望について

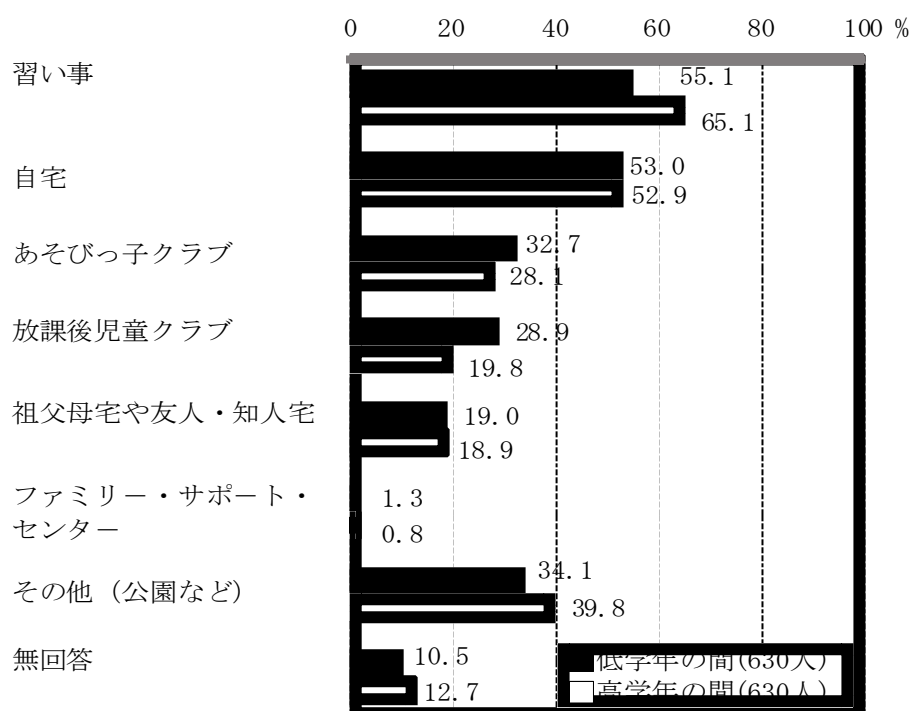
○保護者が希望する放課後の過ごし方

小学生、5歳児の保護者ともに、子どもの年齢を問わず放課後は「習い事」や「自宅」で過ごすことを希望しています。しかし、低学年の間は「あそびっ子クラブ」や「放課後児童クラブ」を希望する保護者も多く、これらの内容の充実等を図る必要があると思われます。

■保護者が希望する放課後の過ごし方（複数回答）※小学生の保護者



■保護者が希望する放課後の過ごし方（複数回答）※5歳児の保護者

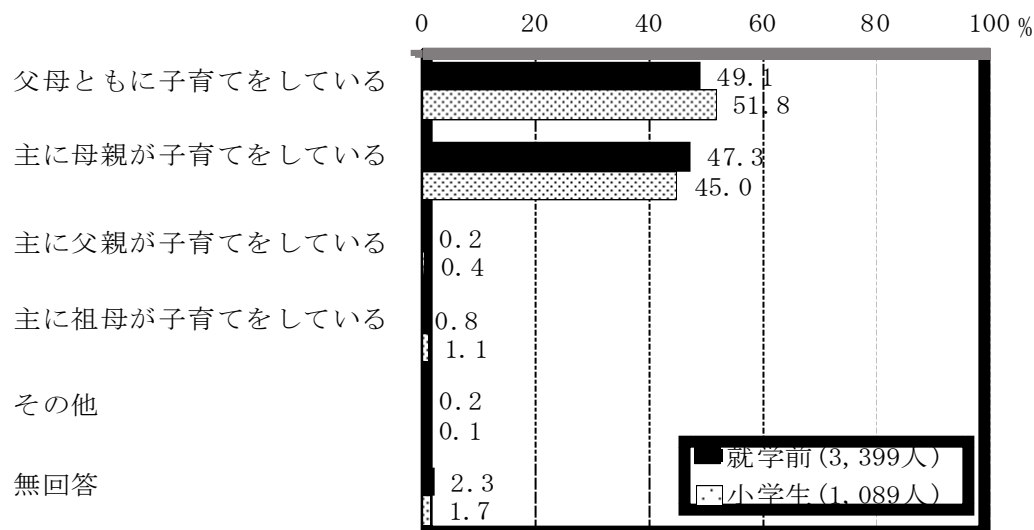


(4) 子育ての様子

○普段の子育てに関わっている主な人

家族の中で子どもの教育も含め、普段の子育てには、子どもの年齢を問わず、父母ともに関わる家庭、主に母親が関わっている家庭の大きく2つに分かれています。

■子育て（教育を含む）を主に行っている人

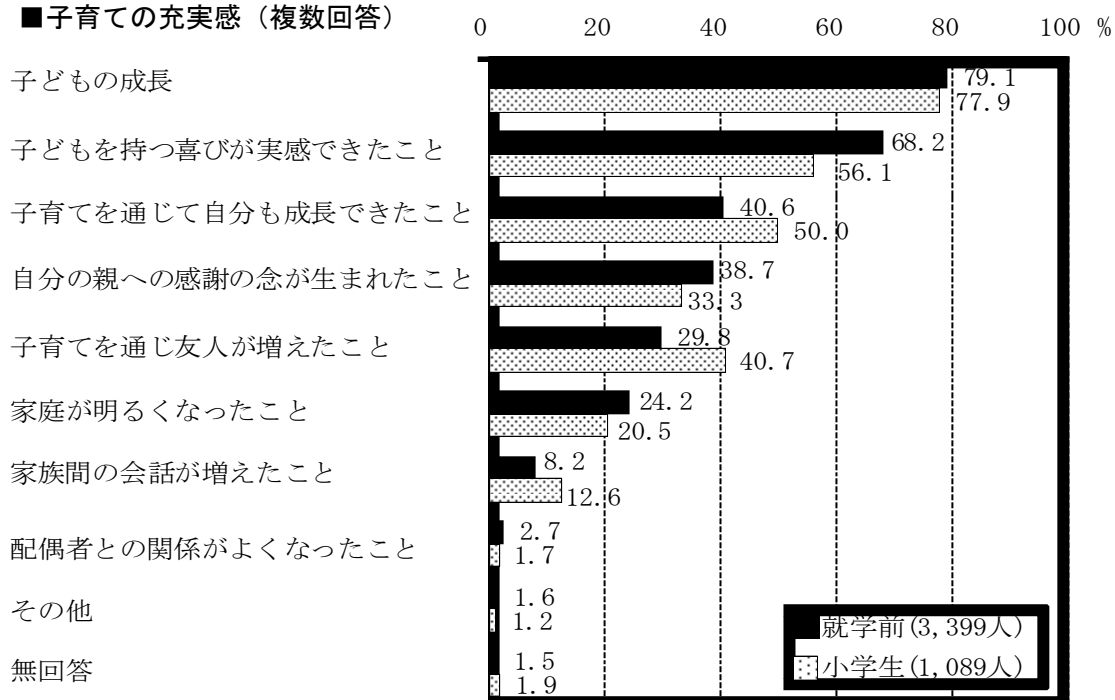


○子育ての充実感

「子どもの成長」を身近に感じ取れることに、子育ての喜びを感じる保護者が多く、子どもの年齢を問わず回答者全体の8割を占めています。

小学生の保護者は、「子育てを通じて自分も成長できたこと」(50.0%)、「子育てを通じて友人が増えたこと」(40.7%)なども挙げており、親としての自覚など精神的な成長のほか、子どもを通じた仲間づくりなど、幅広く経験していることが伺えます。

■子育ての充実感（複数回答）

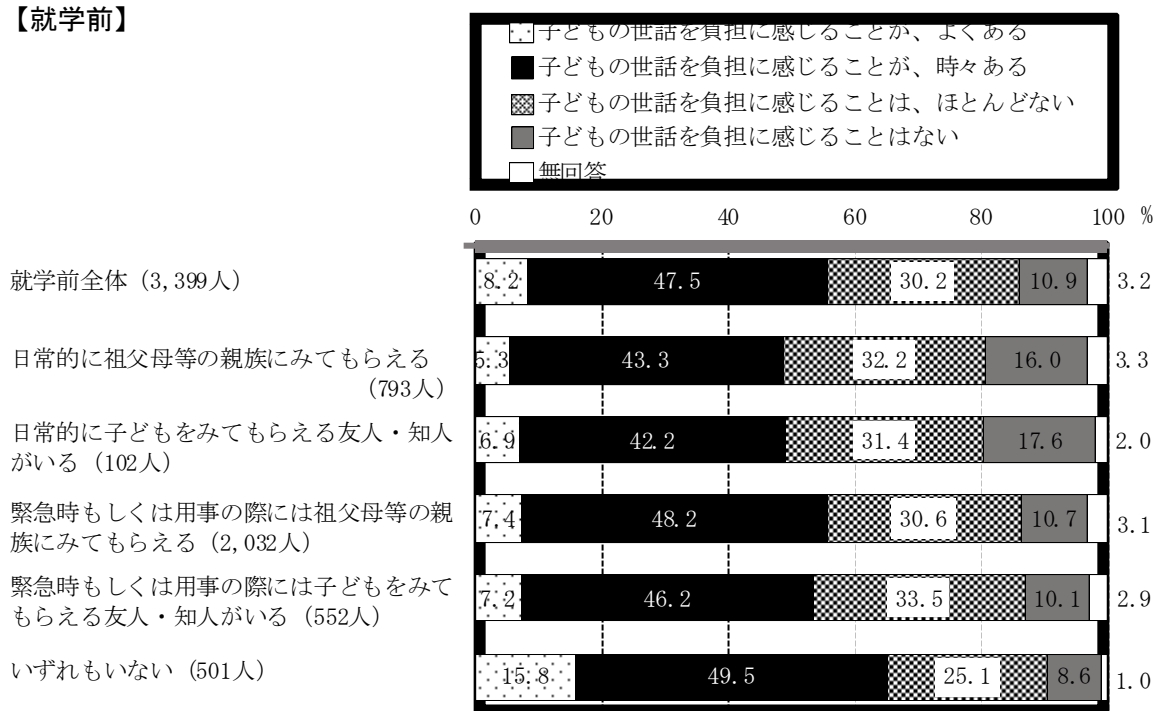


○子育ての負担感

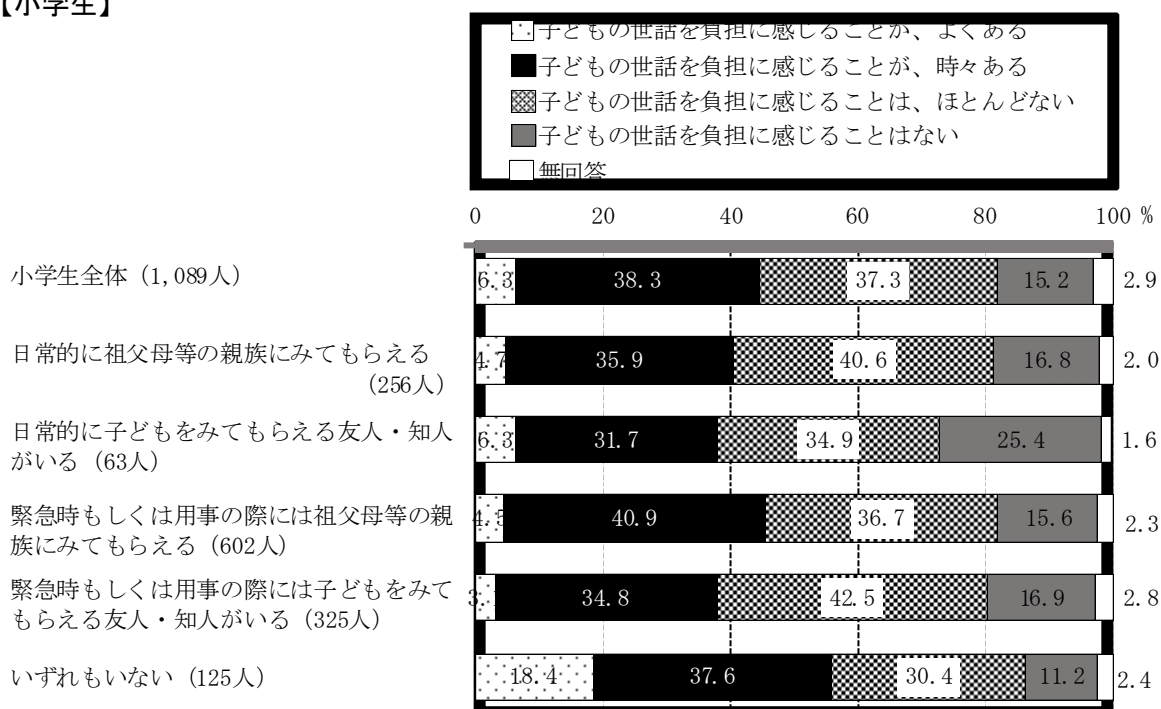
子どもの世話を負担に感じている保護者は、就学前に多く、小学生の保護者は低くなっています。また、日常的あるいは緊急時等に、祖父母等の親族、友人・知人からサポートが受けられる人は、子どもの世話を負担に感じる割合が「ほとんどない」、「ない」と回答する割合が高くなっています。一方、サポートをしてくれる人が「いずれもない」保護者は、子育てへの負担感を持ちやすい状況にありました。子どもへの虐待等につながらないよう、専門の相談員による子ども家庭相談やDV、母子自立支援の相談などが求められます。

■子育ての負担感

【就学前】



【小学生】

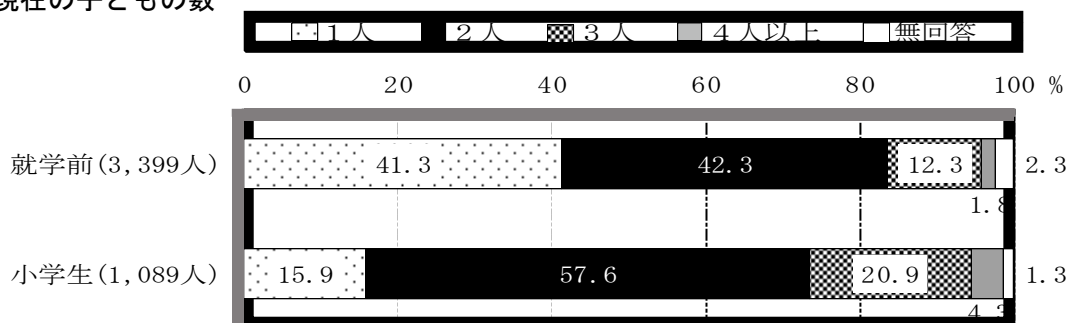


○現在の子ども的人数と望む人数

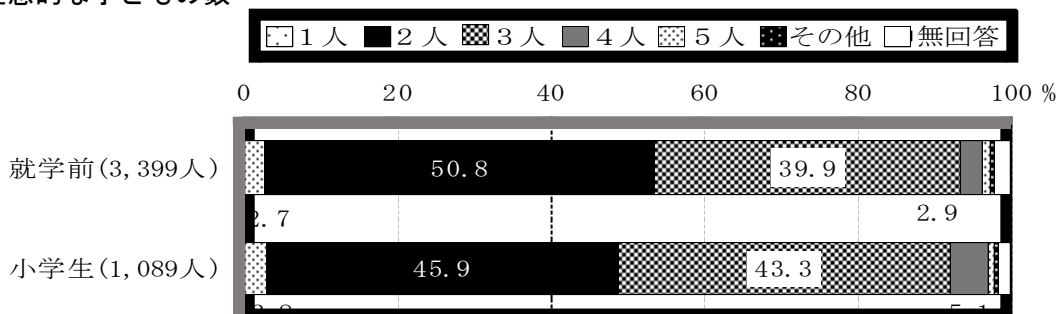
子育て家庭の家族構成のうち、現在の子ども的人数は、理想とは異なり1人っ子、2人兄弟が多く、3人以上の多子家庭は少なく、小学生の世帯では25.2%でした。

職場も含め社会全体による夫の家事・育児参加への理解や、多子家庭を支える支援など、海老名市の少子化対策につながる取組が求められます。

■現在の子ども的人数

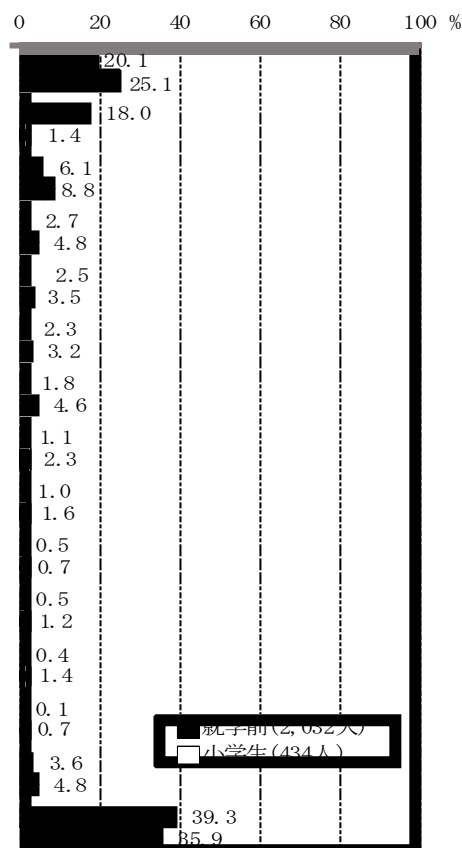


■理想的な子ども的人数



■理想の数より実際の子ども的人数が少ない理由

- 子育てや教育にお金がかかりすぎるから
- 今は少ないが、今後、子ども（きょうだい）を持ちたいと考えている
- 欲しいけれどもできないから
- 高年齢で産むのはいやだから
- これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから
- 自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから
- 健康上の理由から
- 配偶者の家事・育児への協力が得られないから
- 配偶者が望まないから
- 家が狭いから
- 子どもがのびのび育つ社会環境ではないから
- 定年退職までに、一番下の子が成人してほしいから
- 自分や夫婦の生活を大切にしたいから
- その他
- 無回答

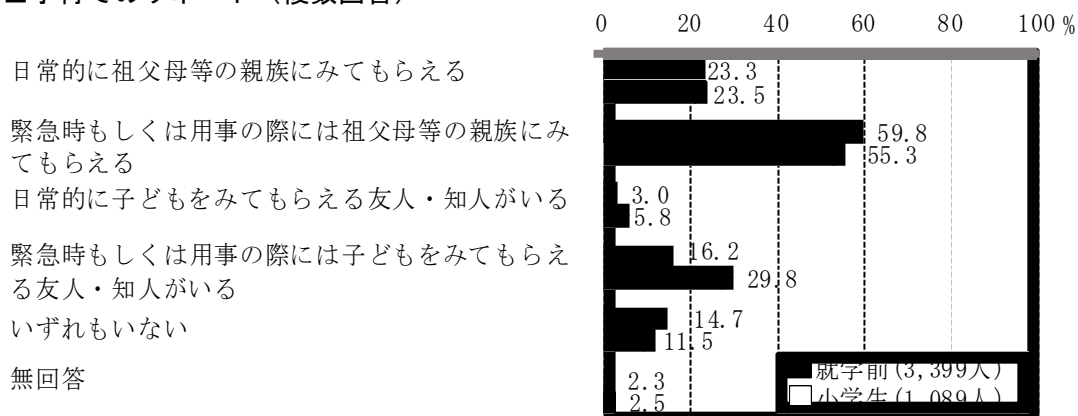


(5) 子育てのサポートと保育サービスの利用希望

○子育てのサポート

子育てのサポートを、日常的に祖父母等の親族から受けられる人は、就学前、小学生ともに2割でした。緊急時や用事の際は、親族が主なサポート先となり、次いで友人・知人となっています。一方、サポートのない人は就学前が14.7%、小学生は11.5%でした。

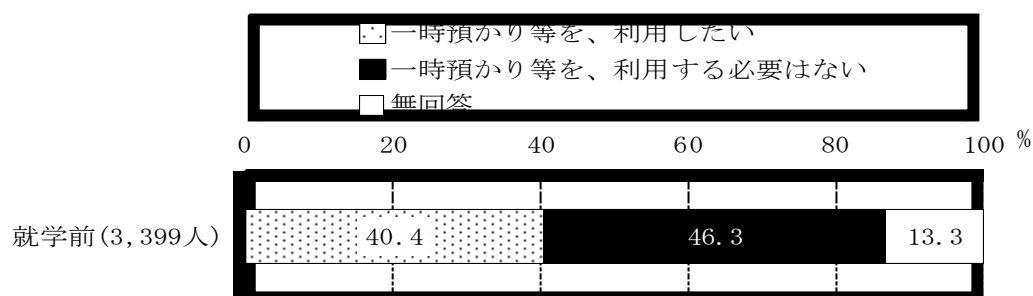
■子育てのサポート（複数回答）



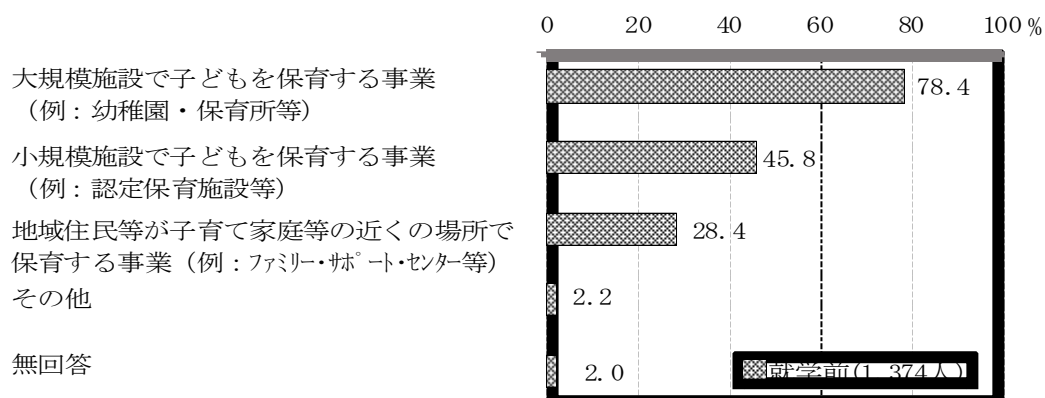
○一時預かり等の利用希望

私用等で、一時預かり等の保育サービスを利用したいと考えている保護者は4割でした。幼稚園や保育所などの大規模施設で、一時預かりをお願いしたいと、一時預かりの利用希望者のおよそ8割が答えています。

■保護者の私用、不定期の就労などによる一時預かり等の利用希望



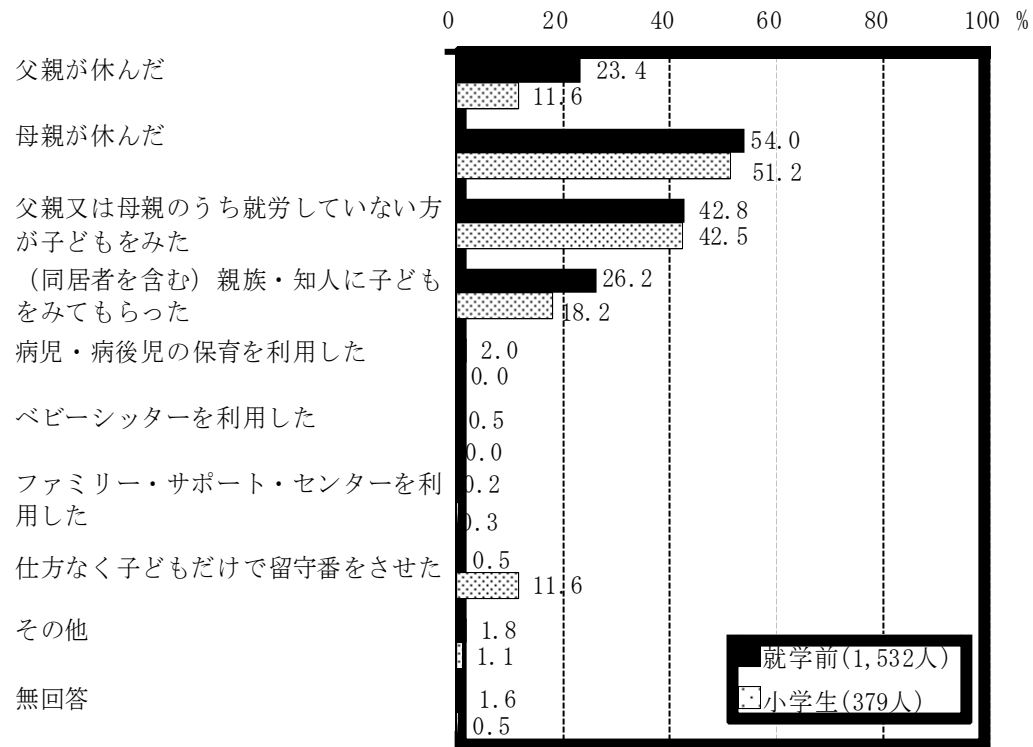
■子どもを預けるのに望ましいと思う事業形態（複数回答）



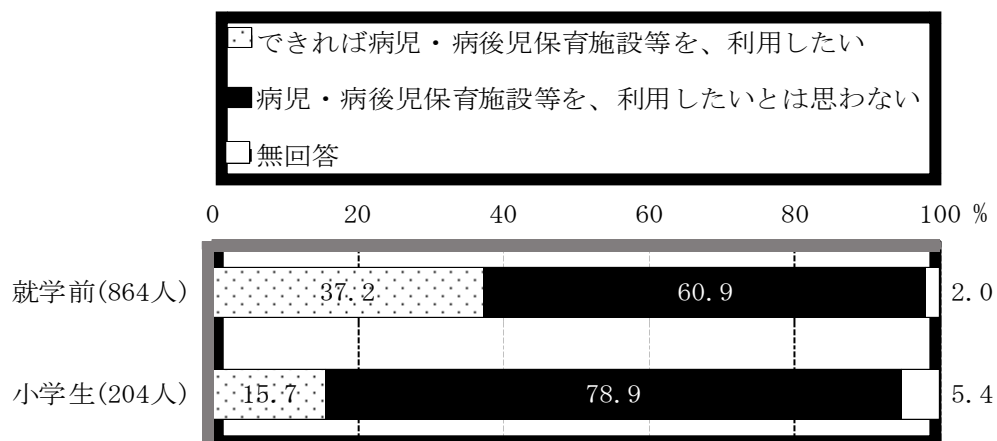
○子どもの急な病気やケガの時の対処方法

子どもの急病やケガの時には、母親が仕事を休み対応している家庭が、子どもの年齢を問わず5割でした。就学前の子どもを抱える家庭のおよそ4割が病児・病後児保育施設等の利用を望んでいます。

■子どもの急な病気やケガの時の対処方法（複数回答）



■子どもの急な病気やケガの時の対処方法（複数回答）



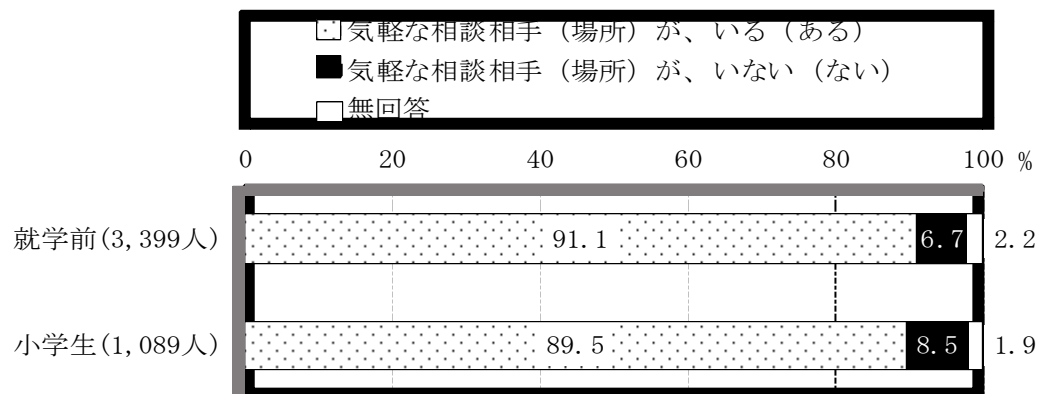
（６）子育ての悩みや相談

○子育ての悩みの相談相手

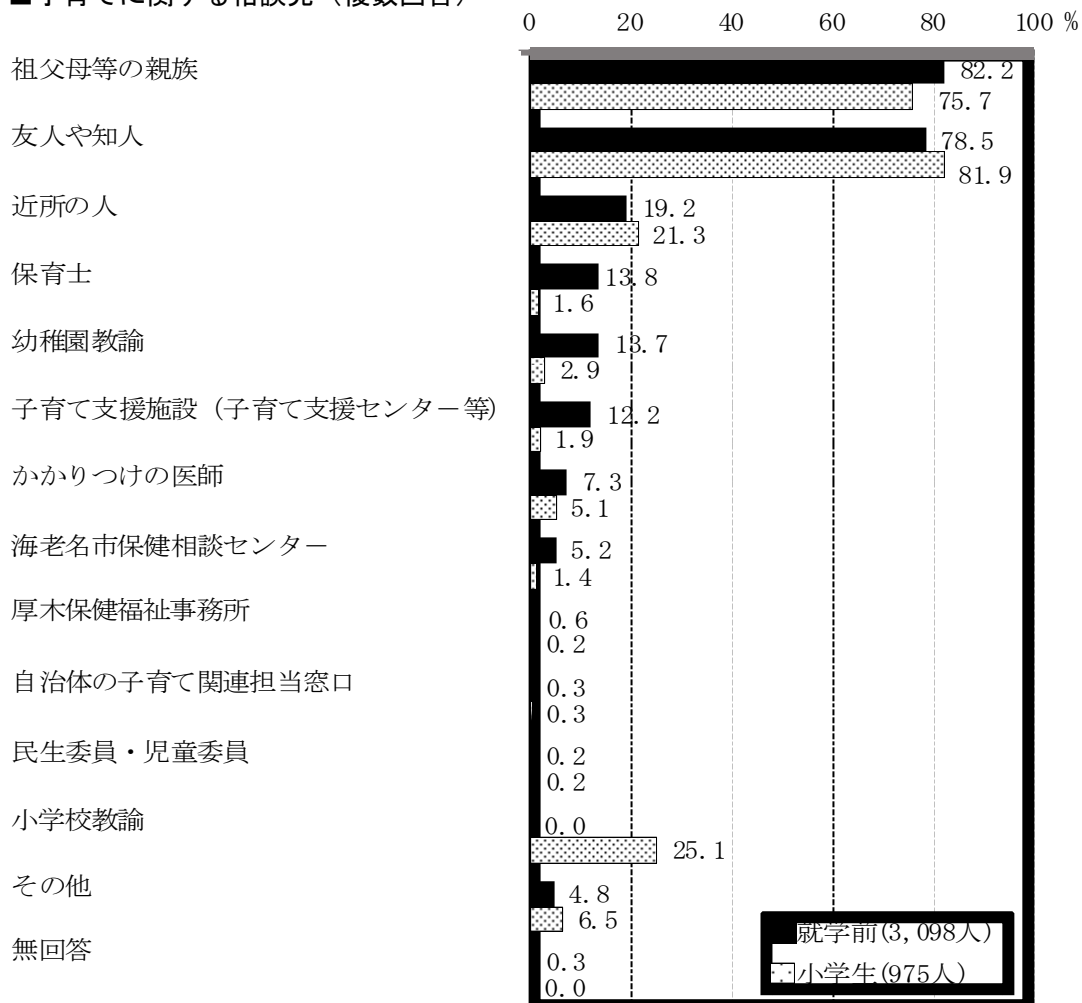
子どもの年齢を問わず、多くの保護者が祖父母等の親族や、友人や知人など、身近な人を相談先としています。

小学生、就学前児童の保護者では、抱える悩みの内容は異なります。子育てに関する情報等を、保育所で育児相談に対応する地域育児センター事業などで、多くの人に分かりやすく提供していることを周知する必要があります。

■子育てに関する相談相手（場所）の有無



■子育てに関する相談先（複数回答）



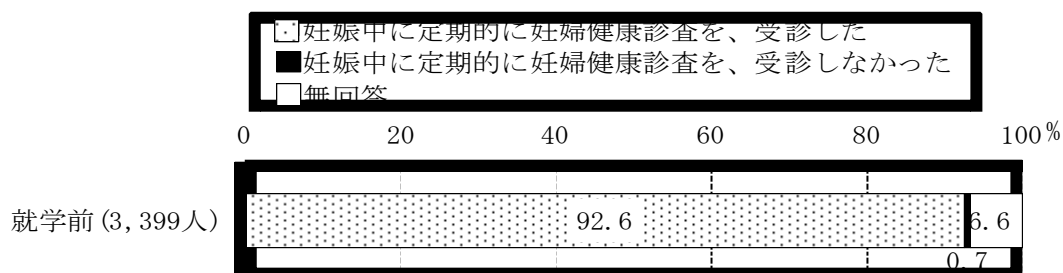
(7) 妊娠・出産に関して

○子育ての悩みの相談相手

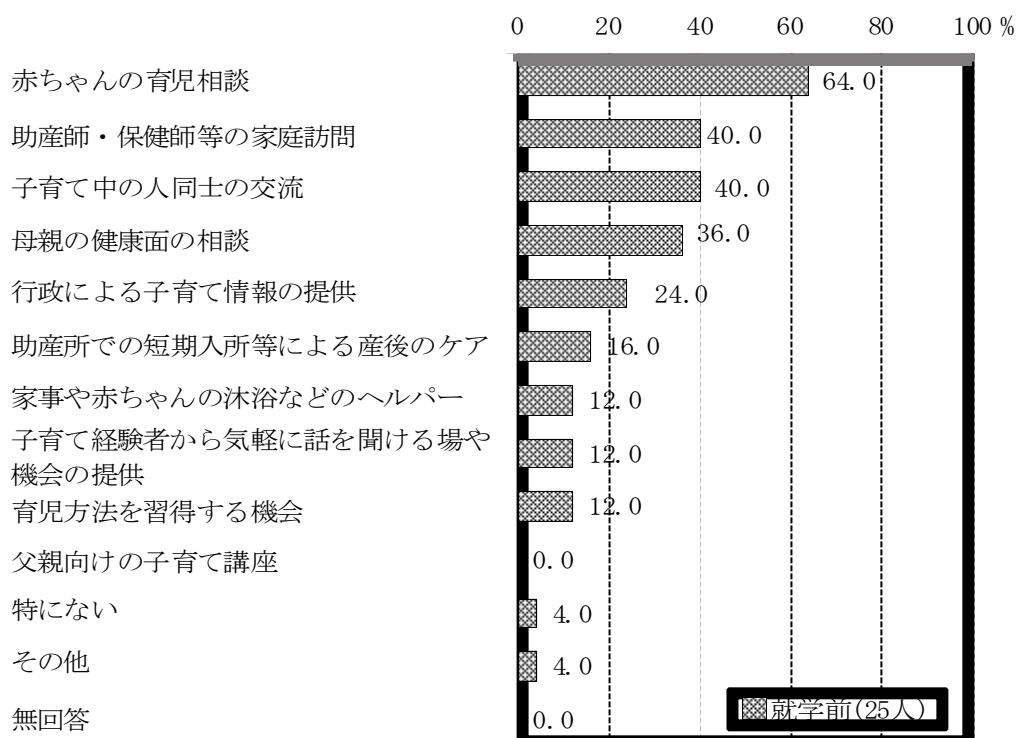
妊婦健康診査は、母子保健法に基づいた事業で実施されています。この健康診査を、妊娠中、定期的に受けていた人は就学前の保護者全体の9割です。しかし、およそ1割は「定期的に受診しなかった」と回答しています。

妊婦健康診査を定期的に受診しなかった保護者は、「赤ちゃんの育児相談」、「助産師・保健師等の家庭訪問」など専門知識のある人からの育児に関する助言等が妊娠中、出産後に必要なサポートだと考えていました。

■定期的な妊婦健康診査の受診



■妊娠中、出産後に重要だと思うサポート（複数回答）



(8) 子育てへの社会の評価

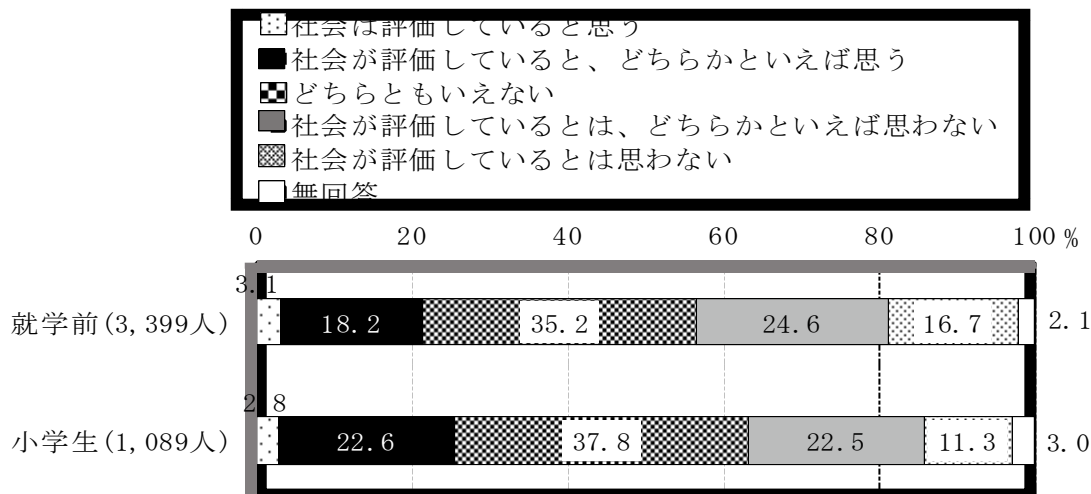
○「子ども産み育てること」への社会の評価

妊娠時に働いていた女性のうち、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」とおよそ2割が、「子育てや家事に専念するため退職した」と5割が答えています。

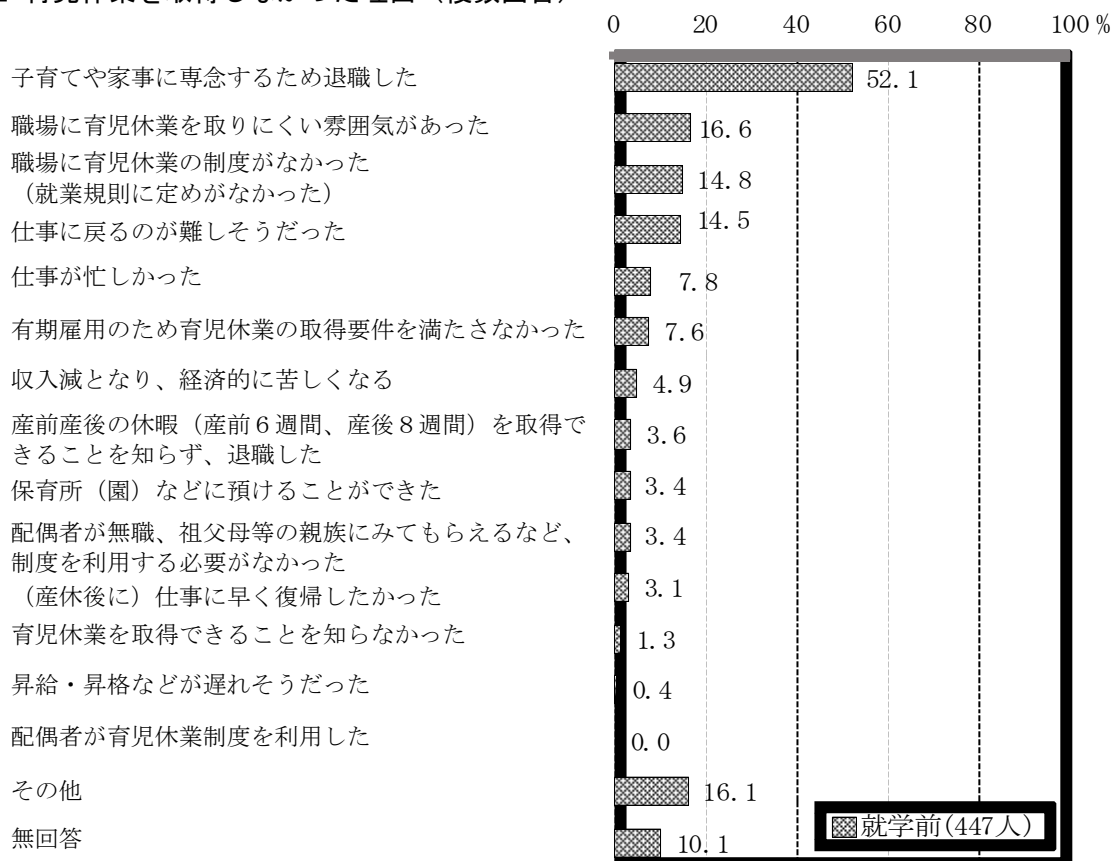
社会が「子どもを生み育てること」を評価しているとは「どちらかといえば思わない」、「思わない」を合わせ、小学生、就学前児童の保護者ともに3割を超えています。

海老名市の地域社会全体が、子育てへのあたたかい心を持つ社会となるような取組が求められます。

■「子どもを生み育てること」への社会の評価



■ 育児休業を取得しなかった理由（複数回答）



(9) 子育てに必要な支援など

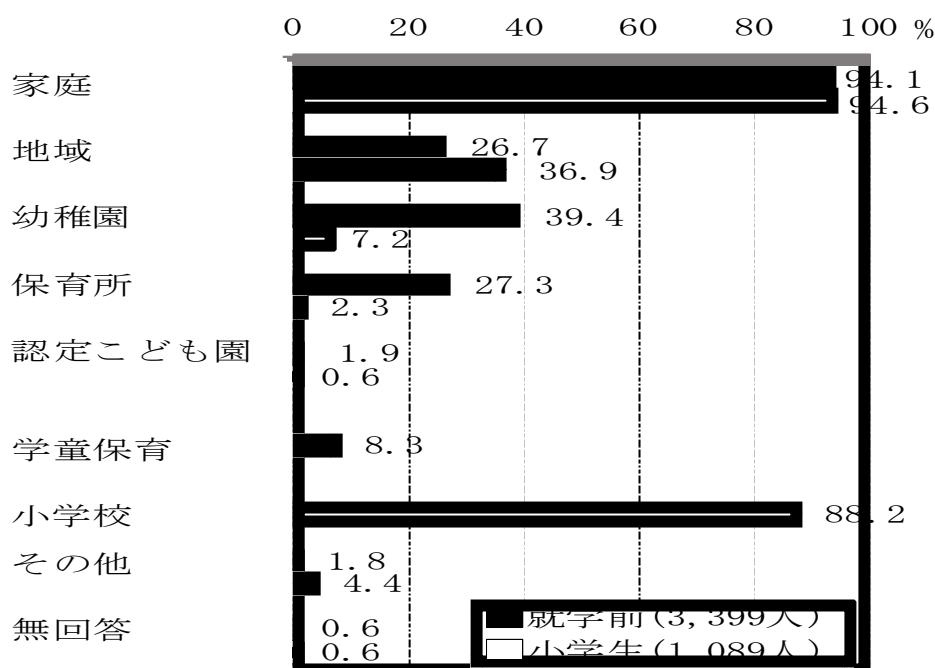
○地域の子育て環境、支援への満足度

子育てに影響する環境とは、主に「家庭」だと子どもの年齢を問わず保護者の9割が考えています。就学前の子どものいる保護者は、家庭のほか「幼稚園」、「保育所」、「地域」など子どもが日中、過ごしている環境も重要視していました。小学生の子どものいる保護者は、家庭とともに「小学校」も影響すると挙げています。

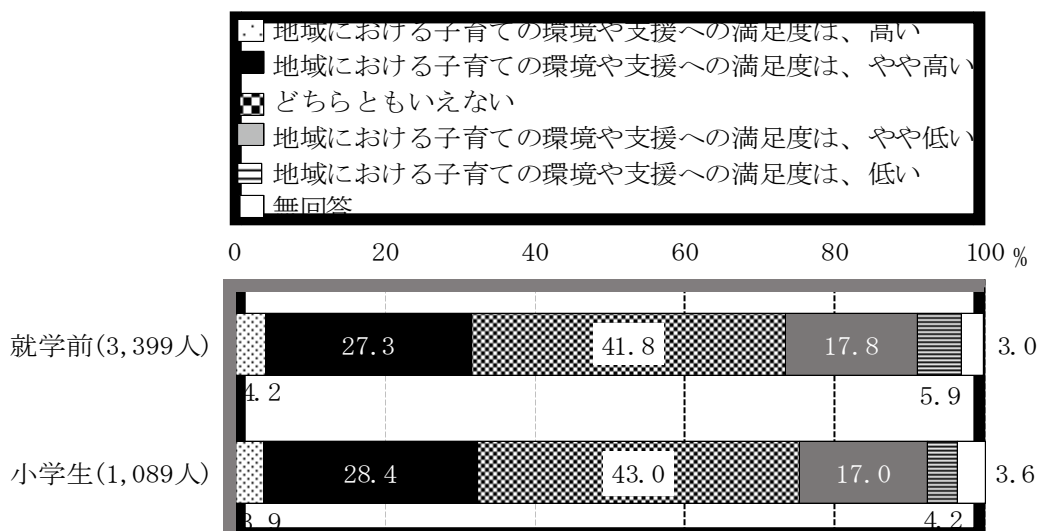
子どもの年齢を問わず、多くの保護者は、日々の生活の中で長い時間を過ごす場所が子どもに影響してくるかと考えていました。

地域の子育て環境、支援への満足度は、「高い」、「やや高い」を合わせ、3割以上が満足しています。

■子育てにもっとも影響すると思う環境（複数回答）



■地域における子育て環境、支援への満足度

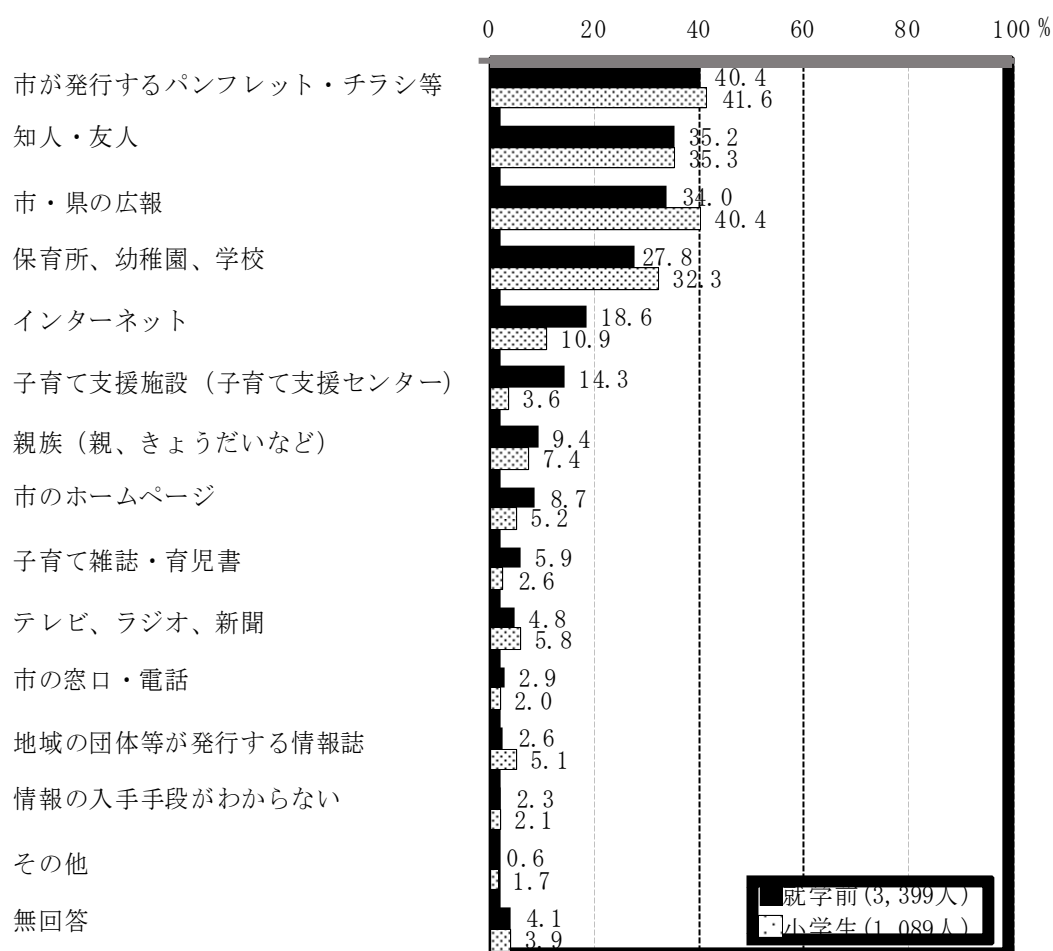


○子育て支援に関する情報の入手方法

子育て支援に関する情報の主な入手方法は、子どもの年齢を問わず多くの保護者が、市・県の広報、パンフレット・チラシ等でした。また、「知人・友人」、「保育所、幼稚園、学校」など保育・教育施設を通じた配布からも情報を得ていました。

今後、子育てに関する悩み等の相談、子育てのサポート支援などの情報提供には、これらの結果を踏まえた提供体制を検討する必要があります。

■子育て支援に関する情報の入手方法（複数回答）

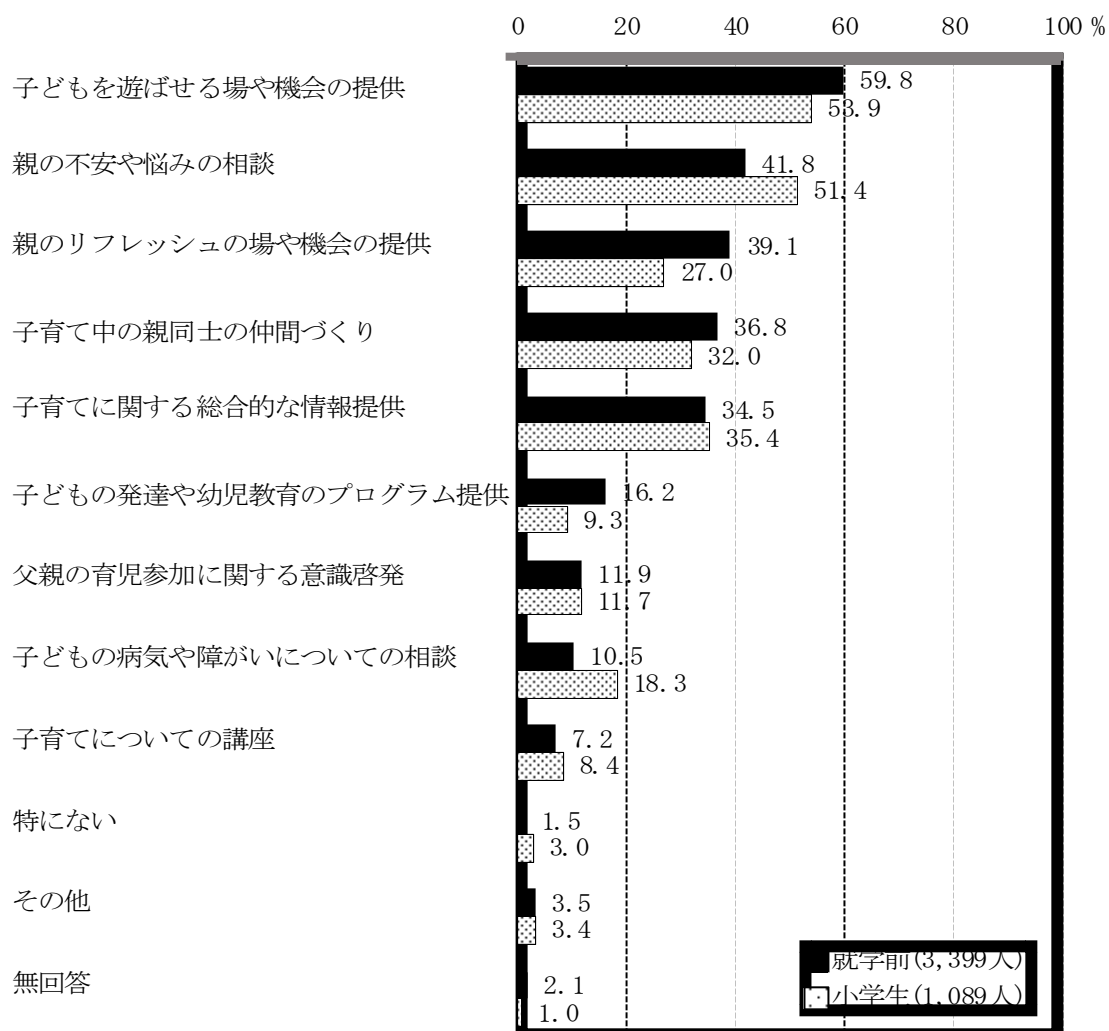


○子育てに必要なサポート

子育てを楽しく、安心して行うために、必要だと思うサポートは、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」を望む保護者が全体的に多く、5割以上でした。子どもは、年齢によって遊び方の幅が広がります。未就学児を対象にした「すくすく広場」や「おやこふれあい広場」などの交流や遊びの場、「海老名あそびっ子クラブ」など小学生を対象としたものなど、子どもの年齢に合わせた遊びの場の提供を今後も進めていく必要があります。

また、「親の不安や悩みの相談」、「親のリフレッシュの場や機会の提供」、「子育て中の親同士の仲間づくり」など、“親”へのサポートを望む声も多く挙がっています。子育てしやすい環境づくりに向け、子ども・子育てに関する総合的な情報提供先となる地域子育て支援拠点事業等の充実が求められています。

■子育てに必要なサポート



(10) 子育て環境や支援に関する意見

○子育て環境等に関する意見

子育て家庭の多くが、子どもの遊び場の充実を望んでいます。しかし、その内容は、就学前の子どもがいる保護者は公園やイベント等を、小学生の子どもがいる保護者は児童館等に関することでした。

就学前の子どもがいる保護者が、経済的な援助や仕事と育児の両立への支援を望んでいます。小学生の保護者は「学校」に関する事柄に意見等が増えています。

子どもの年齢が上がるにつれ、保護者の多くが、子どもの教育等への関心が膨らむ傾向にあります。

■子育て環境や支援に関する意見（自由回答）

【就学前】

託児サービス（保育園等）に対する不満、希望	646	19.0%
子どもの遊び場（公園・イベント等）の充実を希望	215	6.3%
経済的な援助（補助金等）を希望	156	4.6%
仕事と育児の両立を支援してほしい	123	3.6%
相談をする場・交流が生まれる場の充実を希望	93	2.7%
情報提供に力を入れてほしい	65	1.9%
防犯等、子どもの安全をもっと考えてほしい	61	1.8%
医療・福祉サービスについて	52	1.5%
育児に関する指導、理解が必要	42	1.2%
交通機関・交通アクセスに対する不満	42	1.2%
市の職員の質・対応、行政の取組に不満	40	1.2%
現状に満足／市に感謝・期待している	35	1.0%
教育に不安がある／力を入れてほしい	24	0.7%
給食の導入を希望	19	0.6%
調査について	16	0.5%
施設の設備に配慮を	14	0.4%
特になし	12	0.4%
その他	22	0.6%
回答者数	3,399	

【小学生】

託児サービス（学童等）に対する不満、希望	110	10.1%
子どもの遊び場（公園・児童館等）の充実を希望	74	6.8%
学校の制度や設備に不満	52	4.8%
市の職員や教師の質・対応、行政の取組に不満	40	3.7%
交通安全や防犯に力を入れてほしい	31	2.8%
家庭への経済的な援助を希望（経済面での不安）	28	2.6%
相談する場・情報を得る場がほしい	25	2.3%
仕事と育児の両立を支援してほしい	21	1.9%
医療・福祉サービスについて	15	1.4%
子育てに関する指導、理解が必要	14	1.3%
現状に満足／市に感謝している	10	0.9%
交通機関・交通アクセスに対する不満	6	0.6%
学習支援が必要	6	0.6%
特になし	4	0.4%
その他	13	1.2%
回答者数	1089	

第4節 教育・保育事業者に対する意向調査

1 調査の概要

海老名市では、平成27年度からはじまる「子ども・子育て支援新制度」への移行と本事業計画書の策定に向け、市内にある既存の教育・保育施設に対して意向調査を行いました。

これは、各施設の考えなどを把握・確認するとともに、新たな子育て支援制度に向け、必要に応じて、各施設に対し働きかけを行うことが考えられるためです。

■調査期間

平成26年7月上旬

■調査対象

市内の幼稚園（8施設）、認可保育所（12施設）、認定保育施設（3施設）の計23施設

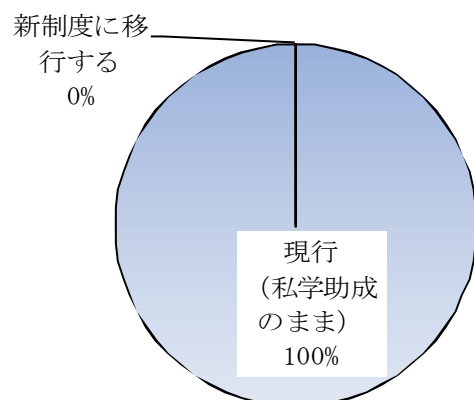
2 調査結果

（1）幼稚園

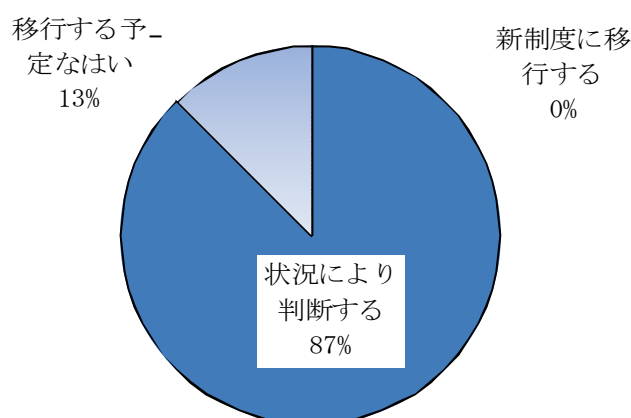
平成27年度の新制度施行から幼稚園は、現行の私学助成による幼稚園^{※1}のまま存続するか、新制度による幼稚園^{※2}に移行するかを選択する必要があります。また、連携施設を定める、あるいは施設整備を行うことで、保育施設を設置し、認定こども園に移行することも選択できます。幼稚園に対して、平成27年度の意向、平成28年度以降の考えを調査しました。

平成27年度については、「現行（私学助成のまま）」での継続との回答を得ていますが、平成28年度以降からは、「状況により判断する」とおよそ9割が回答しています。

○平成27年度に新制度に移行する意向があるか



○平成28年度以降に新制度に移行する意向があるか



※1 私学助成による幼稚園

利用者は園と直接契約を行い、園が定めた保育料を園に納める一方、所得に応じ就園奨励補助金等の補助金が市から支給されるものです

※2 新制度による幼稚園

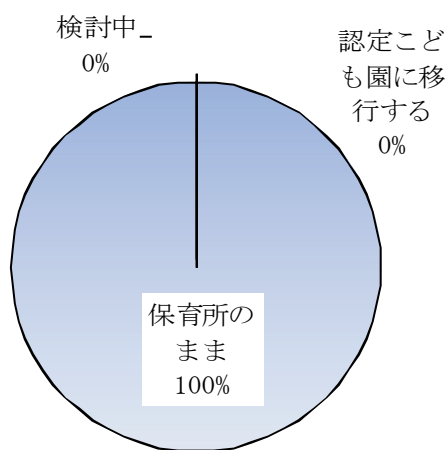
利用者は園と直接契約を行うが、所得に応じて市が決定した保育料を園に納めるものです

(2) 認可保育所

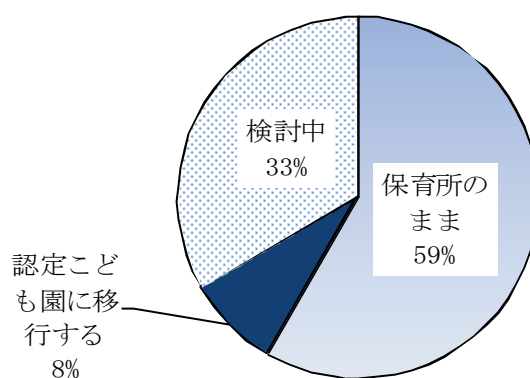
認可保育所については、基本的には現行とほぼ変わらないまま新制度に移行することとなります。幼稚園と同様に、連携施設を定める、あるいは施設整備を行うことで、教育施設を設置し、認定こども園に移行することが選択できます。これについて、意向調査を行いました。

調査結果は、幼稚園と同様に平成 27 年度は「保育所のまま」と全施設が回答しています。平成 28 年度以降については、「保育所のまま」と 59%が回答していますが、「認定こども園に移行する」と 8%が回答しています。「検討中」は 33%となっています。

○平成 27 年度に新制度に移行する意向があるか



○平成 28 年度以降に新制度に移行する意向があるか

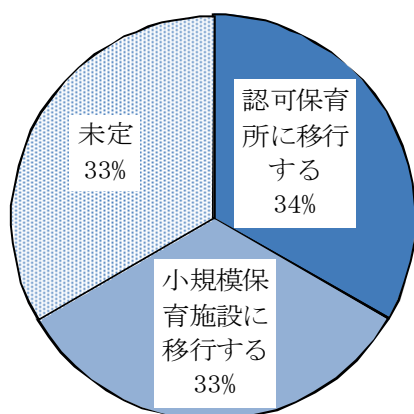


(3) 認定保育施設

認定保育施設については、新制度では定められていないため、経過期間満了後、新制度による認可保育所や小規模保育施設など、いずれかの施設に移行するか、新制度とは別に認可外の保育施設として独自に運営していくか選択する必要があります。これについて、意向調査を行いました。

調査結果からは、経過期間満了後、「認可保育所に移行する」、「小規模保育施設に移行する」とともに、3割でした。また、今後の施設運営については「未定」と3割が回答しています。

○今後の施設運営意向



第4章 新たな事業と計画推進に向けて

－ 課題解消と事業の推進 －



第4章 新たな事業と計画推進に向けて

第1節 子ども・子育て支援事業計画に向けての課題

『海老名市子ども・子育て支援事業計画』では、基本理念として、「社会全体で子育てを支援し、明るく元気なえびなの子どもたちを育てる」を掲げています。この理念の実現に向けた新たな事業等に取り組むため、統計データ、ニーズ調査結果等から得た課題を整理します。

1 新たな海老名の子育て施策

海老名市の子育て家庭が望む理想の子どもの数は、「2人」から「3人」です。しかし、教育費など経済面の不安から、実際の子どもの数は、「1人」か「2人」となっています。

現在、海老名市全体の人口に対し、0歳から14歳の子どもが占める割合は、平成25年で14.2%となっており、今後も子どもの数は緩やかに減少していく傾向にあります。

海老名市の少子化解消に向け、具体的な子育て支援とともに、子育てに対する周囲の意識、家事・育児などへの家族の理解・協力などを深めるような取組を検討していきます。

2 子どもの教育・保育の課題

海老名市の子育て家庭の中で、働く母親は、子どもの年齢が上がるにつれて増える傾向にあります。現在は育児に専念している母親も、「子どもが大きくなったら働きたい」と考えている人が多く、乳幼児から児童期の子どもの預け先が課題となります。

現在、海老名市内の未就学児の多くが、市内の認可保育所、認定保育施設を合わせた21施設、8つの幼稚園において、日中を過ごしています。子どもを通わせている保護者の多くが、「子どもの教育や発達のため」に「自宅に近い」ところを選択していました。

現在の社会が抱える課題である待機児童は、海老名市においても同じです。子育て家庭の身近な場所で、子どもに必要な教育、保育サービスが受けられるよう、質・量などの再検討を図ります。

3 地域における子育て環境・支援

保護者の多くが、子どもの育ちに影響を与えるのは、「家庭」、幼稚園、小学校などの「保育・教育施設」といった子どもが長く過ごす場所から受けると考えています。子どもの年齢が上がるにつれ、保護者は子育てに「地域」の環境が影響すると考える傾向にあります。

子どもの心身の成長、社会性などが育まれるよう、地域、社会全体でできる子ども・子育て支援への取組を検討していきます。

4 海老名市で育つすべての子どもの幸福のために

保護者が感じている、「子どもを生み育てること」に対する社会の評価は、地域の社会や職場などを通して得ていると思われます。日々の子育てにサポートのない保護者は、子育てに対する負担感が強い傾向にあります。子どもへの虐待などに発展しないよう、地域、社会での支援を検討します。また、海老名市で育つすべての子どもが健やかに育つよう、これまで市が取り組んできた事業と併せ、新たな子ども・子育て支援事業を検討します。

第2節 新たなえびなの子育て施策

1 子ども・子育てに対する市民の意識醸成

◆ 現状と課題

保護者の多くは、子育てにもっとも影響すると思う環境が「家庭」、「地域」、「子どもの通学・通園先」と考えていることが、ニーズ調査結果からわかりました（53 ページ掲載）。また、地域の子育て環境、支援に対して、就学前、小学生の保護者の3割は満足感を持っています。

そこで、市では、「幼稚園・保育園・小学校・中学校連絡協議会」を組織して、それぞれが抱える課題を整理するとともに、子どもの育ちをトータルに捉えて、相互理解を図っております。また、世代間交流事業として、保育園児と老人施設の高齢者が、様々なイベントを通してふれ合い、交流を深めています。

親と子、地域と家族など人と人とのつながりをもつことは、子どもの健全な育成に重要です。“子育てしやすいまち・海老名市”を、より多くの子育て世代が感じるよう、意識の充実を進める必要があります。

◆ 取組の方向性

海老名市で暮らし・育つ子どもたちは、将来の海老名市を支える人材です。その子どもたちを心身ともに健康に育てるには、「家庭」、「地域」、「教育」の環境は重要です。地域、家庭のもつ“子育て力”、学校など教育機関のもつ“学ぶことを身に付ける力”を活用し、子どもたちを心身ともに健やかに成長させていくことは、将来の人材育成につながります。お年寄りから子どもたちまでが、互いに支えながら住みよい街を作っていけるよう、市民の意識を高めていきます。

海老名市の子どもと地域、地域の大人の指針となるよう、子どもの意見、子どもに関わる大人の意見等を盛り込み、海老名市の子どもたちが海老名市を支える人材であることを認識できるよう、「子ども憲章」を作成します。

また、新たな命の誕生を海老名市全体で祝うため、出生届の提出時に記念品を贈呈する事業を行います。

赤ちゃんが生まれた直後は経済的にも負担が増える時期です。このような時期に、赤ちゃんの必需品であるおむつを市で支給し、海老名市全体で子育てをサポートします。

今後、更なる子育て支援の充実を図るとともに、海老名市で暮らすすべての子どもが、家庭、地域の大人に見守られ、夢や希望を持ち、健やかに育つ環境づくりに取り組みます。

◆ 具体的な取組

子ども憲章の制定

海老名市で暮らすすべての子どもたちは、市の将来を支える人材であり、子どもを支える地域の人たちは、海老名市の過去・現在を支え、そして次代へとつないでいく人材です。日々の生活の中で、子どもも大人もお互いが海老名市を支える人材であることを互いに理解し合い、ともに育ちあう環境となるよう、市では意識づくりに取り組みます。

海老名市の未来を支える子どもたちを健やかに育めるよう、海老名市で暮らし・育つ子どもたちとその子育て家庭を、市民、地域全体で支える市民の意識づくり、さらには、子どもも大人もともに理解し合い、お互いがいきいきと暮らせる社会づくりに向け、「子ども憲章」を定め、その普及・啓発を図ります。

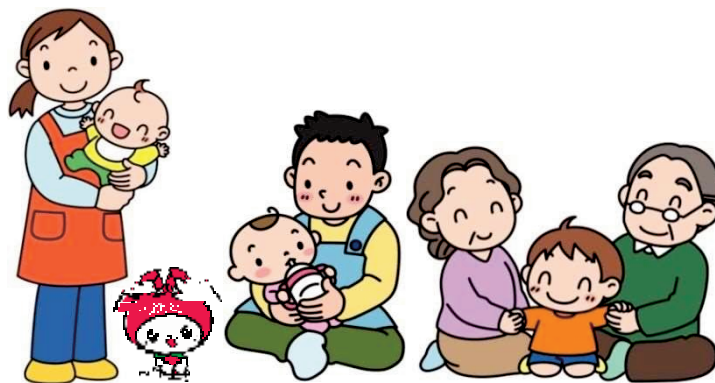
お宝一生米事業

海老名市の明日を担う“えびなっ子”誕生を海老名市全体でお祝いするため、出生届の受け付け時にお祝いの品を贈呈します。

お祝いは、「お宝一生米」と銘打ち、米1升とします。これは、「子どもが一生元気ですこやかに過ごせるように」との願いを込め、名づけたものです。米は、郷土愛をはぐくむため、県下有数の米どころである海老名市産の米や、姉妹都市である白石市のある宮城県産の米を優先して用います。

紙おむつ支給事業

赤ちゃんの必需品であるおむつは、出産直後の家庭の経済的負担ともなります。産後うつにもなりやすいこの時期に、市で紙おむつを支給することで、海老名市全体で育児をサポートし、精神的にも経済的にも子育て世帯をサポートします。



2 少子化対策の推進

(1) 子育て支援事業

◆ 現状と課題

子育ての大切さをともに分かち合い、子育て家庭を社会全体で支援することは、子どもを安心して生み育てるための環境づくりに重要です。このひとつの取組として、子育て家庭を対象にした子ども医療費の助成があります。現在、海老名市では、0歳から中学生までの市内在住の子どもを対象に、所得制限なしで医療費を助成しています。

ニーズ調査の中で行った教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関する意見結果からは、「海老名市は中学生まで医療費がかからないので、助かる」などの声が挙がっていました。今後も子ども医療費の助成を継続して取り組むことが望まれます。

◇ 子ども医療費助成の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
助 成 額	466,000 千円	455,340 千円	520,686 千円	556,405 千円	506,630 千円
対 象 者 数	15,070 人	15,028 人	18,092 人	18,115 人	18,256 人

◆ 取組の方向性

将来の海老名市を支える人材となる子どもたちが、必要な医療を簡単に安心して受けやすい環境となるよう、医療費の一部を助成し、子育て家庭の経済的負担を軽減します。

子どもの疾病の早期発見、早期治療を促進します。

◆ 具体的な取組

子ども医療費助成の継続

海老名市では0歳から中学生までの市内在住の子どもを対象に、ケガや病気などで医療機関を受診した際の医療費の助成を行っています。医療機関受診時に保護者が支払う医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。

◇ 子ども医療費助成対象者の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
対 象 者 数	18,124 人	18,174 人	18,139 人	18,461 人	18,323 人

(2) 病児・病後児保育事業

◆ 現状と課題

ニーズ調査結果から、子どもの急な病気やケガのために、「仕事を休んだ」と答える人が多くいました。しかし、保護者の中には、子どもの急病などの緊急時に子どもをみてる人がいないため、子どもだけで留守番をさせるなど、子どもが危険な状況に置かれている場合があります。

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と就学前の子どもを抱える保護者のおよそ4割が回答しています。

子どもの急な病気・けが等における子育て環境を、より安全なものとするため、現在、実施している病後児保育のほか、病児保育についての整備・支援が必要です。

現在、海老名市では、病後児保育を子育て支援センター内の病後児保育室（いちごルーム）で実施しています。利用は、医療機関で病後児保育の利用を認められた生後8週間から小学3年生までの子どもが対象となっています。

今後は、病児保育についての事業も、病後児保育と同様に小学3年生までの子どもを対象に、急な病気等の時に対応できるよう、認可保育所と連携可能な病院内での開始を目指しています。

◇ 実施している病後児保育室（いちごルーム）の利用内容

	内容
実 施 施 設	病後児保育室（子育て支援センター内）
定 員	2名（予約順）
保 育 時 間	月曜日から土曜日 午前8:30～午後5:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休み
利 用 料	無料

◇ 病後児保育室（いちごルーム）の延べ利用者数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利 用 者 数	19人	19人	62人	68人	78人



◆ 取組の方向性

子どもを安心して生み育てる環境をつくることは、少子化対策につながります。“子育てしやすいまち・海老名市”として、緊急時の子育て環境の充実を図ります。現在、保護者の病気などで、一時的に保育が困難になった場合は、市内保育所で乳幼児を一時的に預かる一時預かり事業を実施していますが、子どもが病気になった場合の預け先がありません。病後の子どもの預け先には、子育て支援センター内にある病後児保育室で、回復期の子どもを預かる病後児保育事業を実施しています。

今後は、保護者が安心して病気の子どもの預けられ、子ども自身も安心して休養できる病児保育事業の実施に向け取り組み、病児・病後児保育の実施場所など、子育て家庭に周知されるよう広報等も行っていくます。

ニーズ調査等によって把握した事業の利用者数及び利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定します。

◆ 具体的な取組

病後児保育

今後も、子育て支援センター内の専用スペース（病後児保育室（いちごルーム））で、病気の回復期にある生後8週間から小学3年生までの子どもを一時的に預かります。

○ 目標事業量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	100人	100人	100人	100人	100人
利用可能人数	624人	624人	624人	624人	624人
不足人数	0人	0人	0人	0人	0人
確保人数	—	—	—	—	—

病児保育

小学3年生までの市内在住の子どもを対象に、急な病気等の時に対応できるよう病院内に設けられた専用スペースで、治療中の児童を一時的に預かります。

○ 目標事業量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	400人	400人	400人	400人	400人
利用可能人数	0人	0人	500人	500人	500人
不足人数	400人	400人	0人	0人	0人
確保人数	—	—	500人	—	—

(3) 出産支援事業

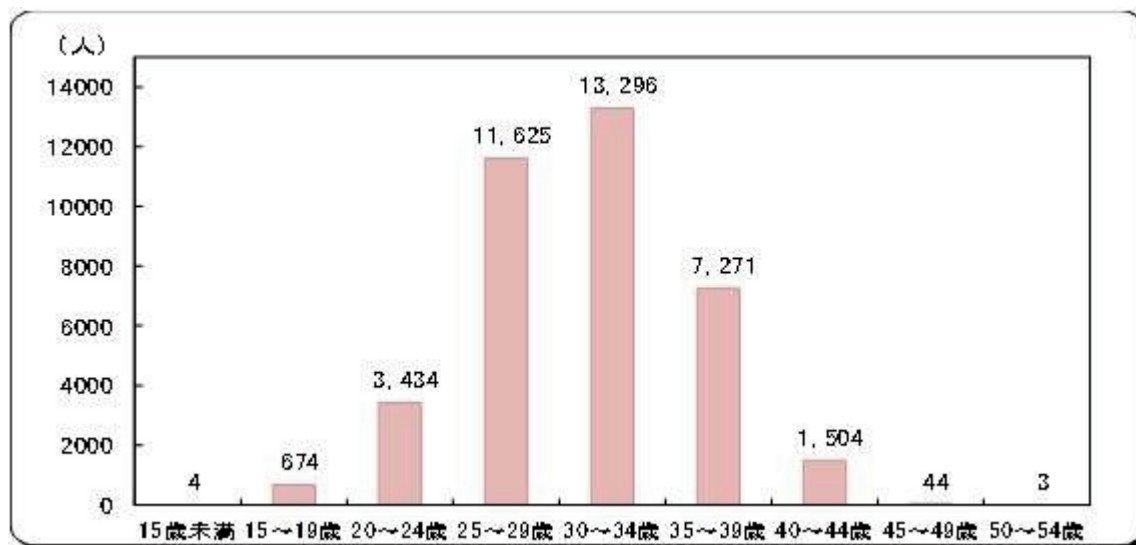
◆ 現状と課題

社会的に生活の価値観が変化し、女性の社会進出に伴い晩婚化等が進み、第1子出産時の母親の年齢も高齢になってきました。妊娠する可能性は、女性が高齢になればなるほど、低下します。家庭を築き、子どもを望みながらも子どもが授かりにくい不妊症に悩む夫婦は、身体、費用などの負担が大きいことに治療を躊躇しやすく、時期を逸してしまう可能性があります。

神奈川県では、少子化の緩和に向け、不妊症等に悩む夫婦に治療費等を助成し、子どもを授かる機会を支援する「特定不妊治療費助成事業」を行っています。

◆ 第1子出産時の母親の年齢

(平成24年度)



資料：平成24年神奈川県衛生統計年報統計表

◆ 取組の方向性

海老名市の少子化対策の1つの取組として、海老名市特定不妊治療費助成事業を検討します。神奈川県では、体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）を受けた夫婦に対し、治療費の助成を行う「特定治療支援事業」を行っており、その助成を受けた人を対象に、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要した保険診療外の費用の一部を市が助成する事業を推進していきます。

また、妊娠しても流産、死産などを繰り返し、子どもを持てない場合の不妊症に対して不妊症治療助成事業を検討します。

◆ 具体的な取組

不妊治療・不育症治療への助成

海老名市在住者で、神奈川県が実施する「特定治療支援事業」で助成を受けた人を対象に、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要した保険診療外の費用の一部を助成します。

また、不育症治療に要した保険給付対象外の費用の一部を助成します。

3 子どものスポーツへの支援

◆ 現状と課題

現代社会に生きる子どもたちは、運動や外遊び、スポーツをする機会が少なく、体力が低下しているといわれています。海老名市では、すべての人がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことができる社会づくりを目指し、特に、子どもたちの“たくましく生きる力”を育むスポーツ推進に力を入れています。市内にある公立中学校の運動部への支援、えびな少年少女スポーツクラブに加盟する分野を中心にした「少年少女スポーツ大会」の開催など、体育協会に加盟する競技団体とも連携し、競技力の向上に努めています。

市立中学校6校（海老名、有馬、海西、柏ヶ谷、大谷、今泉）に通う子どもたちのうち、運動部に所属する子どもは多く、平成25年度は生徒数の6割を超えていました。子どもの競技力等が伸びるよう、子どもと指導者への講習会等も必要です。

現在、海老名市では、子どもたちがトップアスリートのプレーを身近に触れることができる「高度スポーツ誘致事業」では、競技を観戦するだけでなく、選手・コーチ等による実技教室を開催し、子どもに競技スポーツへの関心を持たせるなど、競技力や意識の向上に取り組んでいます。さらに、毎年11月に「海老名文化スポーツ表彰」を行い、全国大会や県大会において優秀な成績を収めた選手に「海老名スポーツ大賞」や「海老名スポーツ輝き賞」を授与し、各種競技大会出場への励行を図っています。

■ 市内公立中学校6校の運動部所属率及び指導者数

(平成25年度)

No	部活名	運動部に所属する生徒			指導者数
		男子	女子	合計	
1	野球	207人	2人	209人	2人
2	サッカー	314人	2人	316人	3人
3	バスケットボール	190人	158人	348人	5人
4	バレーボール	39人	161人	200人	8人
5	ソフトテニス	212人	226人	438人	6人
6	バドミントン	116人	110人	226人	1人
7	卓球	101人	60人	161人	1人
8	剣道	46人	21人	67人	1人
9	ソフトボール	0人	64人	64人	—
10	陸上	10人	15人	25人	1人
11	体操	1人	31人	32人	2人
12	ラグビー	40人	0人	40人	—
合計		1,276人	850人	2,126人	30人
生徒数		1,806人	1,705人	3,511人	—
加入率(%)		71%	50%	61%	

■ えびな少年少女スポーツクラブ登録チーム数及び登録者数

No	種目	登録数			
		チーム数	人数	指導者数	総合計
1	少年野球	16	328 人	298 人	626 人
2	バレーボール	2	18 人	3 人	21 人
3	サッカー	7	454 人	105 人	559 人
4	ミニバスケットボール	7	280 人	55 人	335 人
5	剣道	10	214 人	42 人	256 人
6	空手道	1	61 人	15 人	76 人
7	バトミントン	1	31 人	6 人	37 人
8	ラグビーフットボール	1	65 人	45 人	110 人
9	硬式野球	1	73 人	12 人	85 人
10	柔道	1	48 人	15 人	63 人
11	ドッジボール	5	141 人	22 人	163 人
12	新体操	1	124 人	5 人	129 人
計		53	1,837 人	623 人	2,460 人

◆ 取組の方向性

海老名市に住む子どもたちの“たくましく生きる力”が育まれるよう、スポーツに親しむ機会を設けます。これまで実施してきた少年少女スポーツクラブの育成・高度スポーツ誘致、高度スポーツ誘致事業に合わせて実施する各競技別クリニックや教室等の内容充実を図りながら継続実施するとともに、子どもが大きな夢をもって頑張れる環境づくりに向け、高度技術を習得するためにえびな少年少女スポーツクラブ以外のクラブに所属するもしくは専門競技教室に通う選手の把握に努め、日本代表選出やオリンピック強化指定を受けた選手などには新たな支援策を整備します。

◆ 具体的な取組

オリンピック強化指定選手などへの支援

海老名市体育協会と連携し、少年少女スポーツクラブの育成、高度スポーツ誘致、また高度スポーツ誘致事業において合わせて実施している各競技別クリニックや教室を内容充実しながら継続して実施し、スポーツ競技力の向上を図るとともに、トップアスリートを輩出する環境づくりとして、日本代表選出やオリンピック強化指定を受けた選手などに、各競技大会参加に伴う遠征費用助成やスポンサー提携の斡旋など新たな支援策を整備します。

児童への屋内プール無料開放

天候に左右されずに快適な施設で安全な管理のもと、夏季における小学生の健康増進・体力の向上、水泳に親しむ機会の提供と水泳競技人口の増加等を目的に、夏季休業期間中の屋内プールを小学生に無料開放します。

部活動の充実

子どもが伸び伸びと、安全に野外活動等を実施できるよう、知識と経験を備えた指導者の派遣、地域社会の文化・スポーツの中心として地域活動推進に協力する部に支援するなど、生徒の心身の発達に重要な役割を担う、部活動の充実を図ります。

小学校スポーツ大会の実施

子どものスポーツに対する興味、自己記録への関心、意欲の向上を図るための小学校連合運動会を開催します。

学校施設の開放

小中学校の運動場、体育館を休日等に開放していることを周知し、利用者を増やすとともに、夜間の照明付運動場の開放等、学校スポーツ施設の活用を図ります。

海老名市・白石市・登別市少年少女スポーツ交流事業

宮城県白石市、北海道登別市は、海老名市と都市間交流事業を結んでおり、「水泳交流」や「少年野球交流」など、スポーツを通じた児童・生徒の交流を行っています。異年齢の子どもや幅広い世代との交流など、スポーツを通じて子どもの豊かな人間性・社会性を育むため、今後も推進します。



第3節 幼児の教育・保育の課題解消に向けた取組の推進

1 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の充実

海老名市では、市内で暮らす子育て家庭の保護者が、それぞれ希望する保育所や幼稚園に子どもを入園・入所できるよう、幼児の教育・保育の充実に取り組みます。これは、国の制度に基づくもので、特定教育・保育施設及び地域型保育事業の充実を図り、平成31年度には、市内の待機児童がゼロになるように事業を行っていきます。

特定教育・保育施設とは、幼稚園、保育所、認定こども園の3つの施設を指し、国の指針では「施設型給付」に該当します。地域型保育事業は、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの保育事業からなり、国の指針では「地域型保育事業」となります。特定教育・保育施設と地域型保育事業の2つの事業の充実を図り、市内の待機児童がゼロとなるよう、目標事業量を算出し、取り組んでいきます。

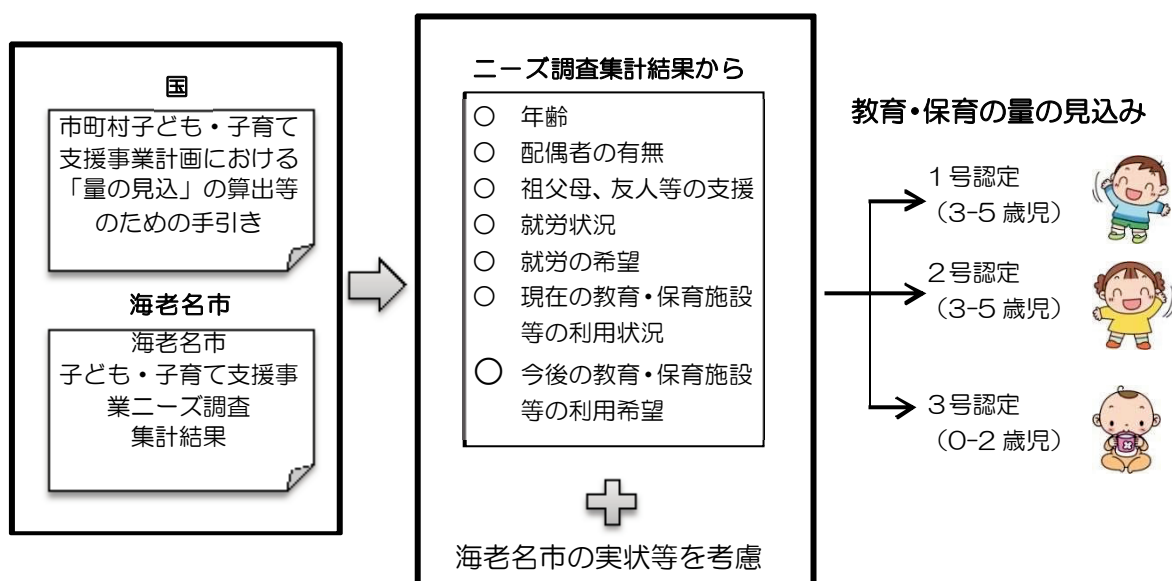
◆ 教育・保育施設の目標事業量

海老名市の教育・保育施設の目標事業量を、国の示す「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込」の算出等のための手引き」に基づき算出します。「施設型給付」（特定教育・保育施設）、「地域型保育事業」で該当する個々の施設・事業を、0歳児から未就学児の子どもの年齢を対象に分け、事業量を求めます。事業量については、市域が比較的狭く、全園が通園範囲になりうるため、海老名市全域における量を目標値として定めます。

教育施設としてのニーズに対応するため、目標事業量等には従来型の幼稚園も含めます。また、現在市では、保育の質をさらに高めるため、認可外保育施設を認可保育所等に移行させる取組を進めています。認可外保育施設については発展的解消となるため、施設別の内訳では認可外保育施設を記載していません。しかしながら、認可外保育施設であっても、保育の受け皿としての機能を有しており、一定の基準は満たしているため、市としての総合的な確保策（72ページ掲載）には盛り込んでいます。

なお、数値については、各年度4月1日での目標量としています。

【目標事業量の算出方法の基本の流れ】



○ 目標事業量

【0歳児】保育施設＋地域型保育事業（3号認定）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	284 人	285 人	285 人	290 人	288 人
施設定員	145 人	164 人	244 人	275 人	290 人
不足人数	△139 人	△121 人	△41 人	△15 人	0 人
確保人数	10 人	19 人	80 人	31 人	15 人

※ この数値には、平成 27 年度に限り認可外保育施設での確保分（5 名）を含む。

【1・2歳児】保育施設＋地域型保育事業（3号認定）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	906 人	907 人	907 人	923 人	916 人
施設定員	530 人	588 人	792 人	887 人	932 人
不足人数	△376 人	△319 人	△115 人	△36 人	0 人
確保人数	52 人	58 人	204 人	95 人	45 人

※ この数値には、平成 27 年度に限り認可外保育施設での確保分（26 名）を含む。

【3歳～5歳児（就学前）】①教育施設（1号認定）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2,173 人	2,184 人	2,191 人	2,224 人	2,214 人
施設定員	1,885 人	2,219 人	2,219 人	2,255 人	2,256 人
不足人数	△288 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保人数	85 人	334 人	—	36 人	1 人

【3歳～5歳児（就学前）】②教育施設（2号認定）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	331 人	332 人	333 人	338 人	337 人
施設定員	245 人	245 人	245 人	259 人	258 人
不足人数	△86 人	△87 人	△88 人	△79 人	△79 人
確保人数	—	—	—	14 人	—

※ この数値は、幼稚園の預かり保育を定期的にご利用する場合及び認定こども園を教育時間（おおむね 4 時間）を超えて利用する場合

※ 平成 30 年度からは、量の見込に対し施設定員が少なく不足となるが、下段の保育施設（2号認定）で補うため実際は過不足なし

【3歳～5歳児（就学前）】③保育施設（2号認定）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	834 人	838 人	841 人	853 人	849 人
施設定員	1,094 人	1,131 人	1,197 人	1,161 人	1,161 人
不足人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保人数	118 人	37 人	66 人	—	—

※ この数値には、平成 27 年度に限り認可外保育施設での確保分（29 名）を含む。

◆ 保育利用率の目標値設定

国の示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、0歳から2歳児（3号認定）の保育利用率を算出します。保育利用率とは、「満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する第三歳未満の子どもの利用定員数の割合」と基本指針に定義されています。これに基づき、海老名市では、現在の保育の利用状況や利用希望を踏まえて、本計画期間内となる平成27年度から平成31年度の各保育利用率の目標を設定します。

【保育利用率の算出方法】

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号認定の子どもに係る保育の利用定員数 (0-2歳児) (認定こども園、保育所、地域型保育事業)}}{\text{3歳未満の子どもの数(将来人口推計)}}$$



※ 平成27年度に限り、認可外保育施設を含みます。

○ 保育利用率

【0歳児】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用定員数	145人	164人	244人	275人	290人
子どもの数	1,148人	1,153人	1,155人	1,173人	1,165人
保育利用率	12.6%	14.2%	21.1%	23.4%	24.9%

【1・2歳児】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用定員数	530人	588人	792人	887人	932人
子どもの数	2,330人	2,333人	2,334人	2,374人	2,358人
保育利用率	22.7%	25.2%	33.9%	37.4%	39.5%

利用定員数は、各年齢区分の「保育施設（3号認定）」の「施設定員」です。

※72ページに掲載しています



2 幼児教育・保育施設の充実

(1) 教育・保育施設

◆ 現状と課題

ニーズ調査結果では、海老名市に住む子育て世帯のうち、就学前の子どもの約6割が海老名市市内で定期的な教育・保育事業を利用し、「自宅に近い」場所に通っていました。保護者は、「子どもの教育や発達のため」、「子育てに日常的に関わる方が現在就労している」を主な利用理由として挙げています。現在、教育・保育事業の利用状況は、幼稚園、認可保育所、幼稚園の預かり保育の順となっています（43 ページ掲載）。

社会環境においても、“今後、働きたい”と考えている子育て中の保護者が増加しており、待機児童の解消に向けた取組が課題となっています。現在、海老名市では、認可保育所の設置促進や保育所の定員の拡大などに取り組んでいますが、延長保育などの保育サービスの拡充も必要とされています。

◇ 教育・保育施設の現在の定員数

(平成26年4月1日現在)

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳～	計
認 可 保 育 所	125 人	194 人	244 人	311 人	636 人	1,510 人
認 定 保 育 施 設	10 人	17 人	18 人	17 人	25 人	87 人
幼 稚 園	—	—	—	2,045 人		2,045 人

◆ 取組の方向性

海老名市では、幼児教育の充実、質の向上に向け、子育て支援情報を提供します。また、保育の量、質の充実を図るため、施設の設置促進及び事業内容の拡充を推進し、待機児童解消に向け取り組みます。また、「子ども・子育て支援法」に基づき、本計画期間における幼児期の学校教育・保育の目標事業量を定めます。

事業量の算出方法は、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成26年1月）を基に、平成25年に行った「海老名市子ども・子育て支援事業ニーズ調査」の結果から得た現在の利用状況・今後の利用希望のニーズ量から求めました。実際の教育・保育の定員数等と比較し、算出した見込み量と乖離がある場合は、国からの指針等に基づき調整します。

設定した量の見込みに対応できるよう、教育・保育施設、地域型保育事業による確保の内容を定め、施設等の整備を行います。

また、創意工夫により地域との交流や施設間の交流などを図り、地域に愛される施設となるような取組を支援します。あわせて、子どもたちが小学校にあがってもすこやかに過ごせるよう、幼・保・小間の連携を図ります。

◆ 具体的な取組

幼稚園充実事業

幼稚園については、一定のニーズが見込まれます。市では、既存の園の施設を活用し、少しでも多くの児童が受け入れられる状況を確保できるよう取り組みます。定員を拡大する幼稚園や、地域型保育事業の連携施設として新制度の運用に積極的に取り組む幼稚園に対して運営費を助成し、待機児童解消のための環境整備を行います。

○ 目標事業量

【3歳～5歳児〔教育時間〕】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	2,165 人	2,176 人	2,183 人	2,216 人	2,206 人
施 設 定 員	1,885 人	2,219 人	2,219 人	1,799 人	1,799 人
不 足 人 数	△280 人	0 人	0 人	△417 人	△407 人
確 保 人 数	85 人	34 人	—	—	—

※ 教育時間とは、幼稚園における通常保育時間の4時間

※ 平成30年度及び31年度に大幅な不足が出るが、これは認定こども園への移行を見込んだものであり、実際には後掲の認定こども園において教育を受けることができる

【3歳～5歳児〔保育時間〕】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	331 人	332 人	333 人	338 人	337 人
施 設 定 員	245 人	245 人	245 人	245 人	245 人
不 足 人 数	△86 人	△87 人	△88 人	△93 人	△92 人
確 保 人 数	—	—	—	—	—

※ 保育時間とは、幼稚園における通常保育時間の4時間に、在園児を対象とした「一時預かり（預かり保育）」による保育時間を追加したもの

※ 計画期間を通じ不足が出るが、実際には後掲の認定こども園等において教育・保育を受けることができる

教育・保育施設や保育事業の目標事業量を年齢でなぜ分けるの？

- ・ 満3歳以上は、保護者が子どもの教育を希望するか、保護者の就労等によって日中の保育を中心に希望するかによって、利用できる教育・保育施設や保育事業が異なります。
- ・ 満3歳未満は、保護者の就労等によって、日中の保育を中心とした施設や事業の利用となります。

※19～21 ページに掲載しています



保育所充実事業

平成 27 年度は定員 120 名の社会福祉法人プレマ会の 1 園を設立します。また、ニーズ調査の結果を受け、申し込み者がさらに増加することが見込まれるため、待機児童が減少するよう、地域型保育事業の充実を図るとともに、公立保育園の定員増（60 名）を図ります。

平成 28 年度には、現在の認定保育施設の 2 園（定員 40 名及び 20 名）が、それぞれ定員 60 名の認可保育所に移行する見込みです。これにより、保育施設としての定員を 60 名分新たに確保する予定です。平成 29 年度には、120 名定員の 1 園、低年齢児特化型園（2 歳児クラス以下）2 園（90 名定員及び 70 名定員）を整備します。平成 30 年度から平成 31 年度にかけては、特に 2 歳児以下の低年齢児のニーズが高いため、新たに 2 園の低年齢児特化型園（2 歳児クラス以下）の整備を行う計画です。また、低年齢児を中心に受け入れる公立保育所には、近隣に私立保育所や幼稚園がある場所で検討しますが、保育需要の減少時には、民間保育所に影響を与えないよう需給調整を図ります。

なお、整備する低年齢児特化型園では、満 3 歳を迎えた子どもたちが、保護者の希望する近隣の保育所や幼稚園への転園に対応できるよう、保育所・幼稚園との協議・連携を図ります。

○ 目標事業量

【0 歳児】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	245 人	246 人	246 人	251 人	249 人
施設定員	135 人	147 人	204 人	223 人	238 人
不足人数	△110 人	△99 人	△42 人	△28 人	△11 人
確保人数	10 人	12 人	57 人	19 人	15 人

【1 歳～2 歳児】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	853 人	854 人	854 人	870 人	863 人
施設定員	490 人	532 人	689 人	736 人	781 人
不足人数	△363 人	△322 人	△165 人	△134 人	△82 人
確保人数	52 人	42 人	157 人	47 人	45 人

【3 歳～5 歳児】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	778 人	782 人	785 人	797 人	793 人
施設定員	1,065 人	1,131 人	1,197 人	1,161 人	1,161 人
不足人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保人数	118 人	66 人	66 人	—	—

認定こども園充実事業

認定こども園とは、就学前の子どもの教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを合わせもっています。保護者の就労状況に関わらず、子どもの教育・保育の提供の他、子育て相談など地域での子育て支援の実施も行います。国は、「子ども・子育て支援法」や「子ども・子育て支援新制度」などによって、認定こども園を増やす取組を進めています。国の指針では、既存の幼稚園、保育所が、認定こども園への移行を希望する場合には、柔軟に対応できる仕組みとなる予定です。

海老名市では、既存の幼稚園が認定こども園への移行することが見込まれ、今後、市内に1園の開園を予定しています。ニーズ調査の結果から、子どもの定期的な教育・保育事業の今後の利用希望の傾向は、「低年齢の保育ニーズ・年中以上の教育ニーズ」が高くなっており、これを両立する施設である認定こども園の設置は、ある程度の需要が見込まれるものと考えられます。

このため、海老名市では、認可保育所・幼稚園を併設している事業者に対して、認定こども園の移行を積極的に支援し、平成29年度に1園の開設を目指します。

○ 目標事業量

【0歳児】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	12人	12人	12人	12人	12人
施設定員	0人	0人	0人	12人	12人
不足人数	△12人	△12人	△12人	0人	0人
確保人数	—	—	—	12人	—

【1歳～2歳児】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	33人	33人	33人	33人	33人
施設定員	0人	0人	0人	48人	48人
不足人数	△33人	△33人	△33人	0人	0人
確保人数	—	—	—	48人	—

【3歳～5歳児】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	64人	64人	64人	64人	64人
施設定員	0人	0人	0人	470人	470人
不足人数	△64人	△64人	△64人	0人	0人
確保人数	—	—	—	470人	—

(2) 地域型保育事業

◆ 現状と課題

ニーズ調査結果からは、幼稚園等特定教育・保育施設を“現在、利用している”、“今後、利用したい”と回答する保護者が多く、事業所内保育施設、居宅訪問型保育、家庭的保育、小規模な保育施設の利用・今後の希望は低い傾向にありました（43 ページ掲載）。

国の示す子ども・子育て支援制度では、幼稚園等の大規模な施設、身近な地域で少人数を対象とした子育て支援の2方向から、子ども・子育て支援事業を計画します。このため、海老名市では、調査結果から得たニーズを踏まえつつ、地域型保育等の整備等を検討していきます。

◆ 取組の方向性

子ども・子育て支援制度では、市の認可事業として、小規模保育（利用定員6人から19人以下）、家庭的保育（利用定員5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの保育事業が地域型保育として対象となります。

いずれの事業も市において、国の基準を基に施設要件や職員配置等に基準を設ける条例を制定したことから、特に新規運営者の参入において初期投資が大きくなることが予想されます。このため、市では施設整備等への助成を行い、ニーズの高い0歳から2歳までの児童の受け入れを促進することにより、待機児童の解消を目指します。また、卒園後は、幼稚園や認可保育所を連携施設として定め、受け入れ先に不安のないよう整備します。

◆ 具体的な取組

小規模保育事業

3歳未満の子どもを対象に、6人から19人を定員とし、家庭的な雰囲気の中で保育を実施する事業です。子ども・子育て支援制度では、市の新たな認可事業として位置づけられており、子育て家庭のニーズに応じて計画的に整備を進めていきます。

平成27年度には、既存の認定保育施設を小規模保育に移行する予定です。また、平成28年度までに新規施設としても小規模保育施設を1施設整備します。

○ 目標事業量

【0歳児】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	13人	13人	13人	13人	13人
施設定員	5人	10人	10人	10人	10人
不足人数	△8人	△3人	△3人	△3人	△3人
確保人数	5人	5人	—	—	—

【1歳～2歳児】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	8人	8人	8人	8人	8人
施設定員	14人	28人	28人	28人	28人
不足人数	0人	0人	0人	0人	0人
確保人数	14人	14人	—	—	—

家庭的保育事業

子ども・子育て支援制度では、市の新たな認可事業のひとつに位置づけられています。保育者の居宅等で、5人以下の3歳未満の子どもを家庭的な雰囲気の中で保育するものです。市の子育て家庭のニーズに応じて計画的に整備を進めていきます。

平成28年度に1施設、平成29年度に1施設（それぞれ定員5人）を整備します。

○ 目標事業量

【0歳児】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
施設定員	0人	1人	2人	2人	2人
不足人数	0人	0人	0人	0人	0人
確保人数	—	1人	1人	—	—

【1歳～2歳児】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	4人	4人	4人	4人	4人
施設定員	0人	4人	8人	8人	8人
不足人数	△4人	0人	0人	0人	0人
確保人数	—	4人	4人	—	—

居宅訪問型保育事業

3歳未満の乳幼児の居宅において1対1を基本とする保育を実施する事業です。保育所等では対応しきれないニーズ等、家庭の事情に応じて柔軟に利用できるため、個別的な保育を望む利用者からは評価されています。

子ども・子育て支援制度では、小規模保育等と同様に、市の認可事業として位置づけられており、ニーズに応じた整備を進めます。

○ 目標事業量

【0歳児】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	4人	4人	4人	4人	4人
施設定員	0人	0人	10人	10人	10人
不足人数	△4人	△4人	0人	0人	0人
確保人数	—	—	10人	—	—

【1歳～2歳児】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
施設定員	0 人	0 人	10 人	10 人	10 人
不足人数	△4 人	△4 人	0 人	0 人	0 人
確保人数	—	—	10 人	—	—

事業所内保育事業

企業が、仕事と子育ての両立を支援するため、従業員の子どもを預かり、保育することに加え、地域の3歳未満の子どもで保育を必要とする乳幼児も受け入れることができる施設として、事業所内保育事業の整備を進めます。

平成28年度に、30名受け入れ可能な施設を1施設、平成29年度に45名受け入れ可能な施設を1施設整備します。

○ 目標事業量

【0歳児】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
施設定員	0 人	6 人	18 人	18 人	18 人
不足人数	△10 人	△4 人	0 人	0 人	0 人
確保人数	—	6 人	12 人	—	—

【1歳～2歳児】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
施設定員	0 人	24 人	57 人	57 人	57 人
不足人数	△4 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保人数	—	24 人	33 人	—	—



(3) 従来型幼稚園への支援

◆ 現状と課題

「子ども・子育て支援新制度」では、私立幼稚園は施設型として移行する、保育所との機能を併せ持つ認定こども園に移行するほか、現行制度の幼稚園として今後も教育・保育に携わるという3つの選択肢があります。個々の幼稚園の方針、各地域の実情に応じた対応が求められます。

◇ 幼稚園就園奨励費補助金の対象者

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者数	1,450 人	1,543 人	1,585 人	1,535 人	1,544 人

◇ 幼稚園就園援助費補助金の対象者

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者数	2,335 人	2,295 人	2,266 人	2,311 人	2,316 人

◆ 取組の方向性

現行制度の幼稚園として、施設型等に移行しない幼稚園に対し、海老名市が行っている幼稚園就園補助事業を継続し、支援します。今後、施設型に移行を希望する幼稚園、施設型施設型に移行しないが、新制度の「一時預かり事業」を希望する幼稚園には、現行から円滑に移行できるよう支援します。

◆ 具体的な取組

幼稚園就園奨励費補助金（幼稚園就園補助事業）

海老名市在住で、満3歳児を幼稚園に就園させている保護者を対象に、世帯の市民税課税額、対象児の兄弟の年齢・人数等を勘案し、所得制限はありますが補助金を支給します。

幼稚園就園援助費補助金（幼稚園就園補助事業）

海老名市在住で、満3歳児を幼稚園に就園させている保護者を対象に、園児1人につき、保育料の一部を補助します。所得制限はありませんが、対象児の兄弟の年齢・人数等により補助金の額が異なります。

○ 目標事業量

※ここに掲載した数値は、新制度に移行する幼稚園（施設型給付）を含みます。

【3歳～5歳児〔教育時間〕】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2,165 人	2,176 人	2,183 人	2,216 人	2,206 人
施設定員	1,885 人	2,219 人	2,219 人	1,799 人	1,799 人
不足人数	△280 人	0 人	0 人	△417 人	△407 人
確保人数	85 人	34 人	—	—	—

※ 教育時間とは、幼稚園における通常保育時間の 4 時間

※ 平成 30 年度及び 31 年度に大幅な不足が出るが、これは認定こども園への移行を見込んだものであり、実際には前掲の認定こども園において教育を受けることができる

【3歳～5歳児〔保育時間〕】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	331 人	332 人	333 人	338 人	337 人
施設定員	245 人	245 人	245 人	245 人	245 人
不足人数	△86 人	△87 人	△88 人	△93 人	△92 人
確保人数	—	—	—	—	—

※ 保育時間とは、幼稚園における通常保育時間の 4 時間に、在園児を対象とした「一時預かり（預かり保育）」による保育時間を追加したもの



3 待機児童解消に向けた公立保育所のあり方

◆ 現状と課題

海老名市内 5 か所にある公立保育所では、保護者が就労等で子どもの保育ができないなど、日中の保育を必要とする子どもを対象に保育を実施しています。公立保育所では、通常の保育や延長保育のほか、日曜日を除く週 6 日間は園庭を開放し、園に通う子・通っていない子同士の交流や保護者同士の交流の場を提供する、園長による育児相談を週に 1 回行うなど、地域の子育て支援事業にも深く携わっています。また、心身に障がいのある子どもに対する手厚い保育は、公立保育所に求められる大切な役割です。その他、地域における子育て支援の相談拠点としての役割や、保育所同士をつなぐネットワーク機能なども、公立保育所に必要とされています。

ニーズ調査結果からは、現在は子育てに専念しているが、職場と保育施設の条件が整えば、“数年後には就労したい”と考えている保護者は、未就学の子どもを抱える世帯でおよそ 6 割となっていました（41 ページ掲載）。社会的に課題となっている待機児童の問題は、海老名市においても同じ状況にあります。海老名市すべての子育て世帯に必要な保育を提供する、保育サービスが利用できるなどの状況をつくるには、市内 5 か所の公立保育所、13 か所の私立保育所すべてを合わせても不足している状況です。公立保育所は、市が直営で運営しており、新規開設には民間事業者の募集を待たず、迅速な対応が可能です。また、海老名市の保育需要がピークを過ぎた場合は、民間保育所と異なり、市の責任において定員の縮小や保育所の廃止をすることも可能です。このため、公立保育所は保育ニーズの増減の調整弁としての役割も持っています。

現代社会に求められる保育サービスは、核家族化の進行や共働き家庭の増加などによって、求められる内容が多様化しています。保育のニーズ量の増減を踏まえるとともに、求められる保育サービス、ニーズを的確にとらえ、効率よく迅速に対応するため、公立保育所のあり方を見直す必要があります。

◆ 取組の方向性

保育所は、「児童福祉法」に基づいた児童福祉施設のひとつです。運営者が市町村か、社会福祉法人などの民間事業者かによって、公立、私立に分かれます。しかし、基本的な保育内容などは、厚生労働省及び都道府県等が基準を定めているため、公立も私立も同様で、入所手続きなども公立、私立による違いはありません。

一方で、新たな保育所を設置するときには、民間保育所の場合、保育所を運営できる事業者と土地・建物のマッチングが必要なほか、その事業者が今後も永続的に保育所を運営できるよう、需要が見込める地域に、将来的にも保育が必要な量のみを確保することが基本となります。

これに対し、公立保育所については、新設に当たって新たな事業者を募集することなく、既存の公立保育所のノウハウを生かし、市が直接建設用地の確保、工事の発注から運営までを一括して実施することができます。保育人材も経験豊富な保育士を他の公立保育所から異動させることができるなど、開所までの期間を短縮し、保育ニーズの増加に迅速に対応することが可能です。

また、ニーズ調査からは、保育の需要は平成 30 年度がピークとなっており、その後は減少し

ていくことが予想されています。民間保育所では、事業者の経営面から、保育需要が減少したのちも、市の意向で一方的に定員を減少させたり、廃止させたりすることは難しいのが実情です。しかしながら、公立保育所は、市の責任において定員を縮小したり、廃止したりすることも可能です。

このため、保育の需要がピークを迎える本計画期間中については、需要に対して民間保育所の増設が見込まれない部分を補い、預け先を確保するため、公立保育所の定員増を図り、一定の供給を確保します。なお、定員増を行った保育所については、保育ニーズがピークを迎える平成 30 年度以降にあつては、順次定員を縮小し、民間保育所に影響を与えないよう需給の調整を図ります。

これらのことから、保育需要が減少に転じる平成 30 年度以降にあつては、需給状態を慎重に見極め、公立保育所の定員減や統合に向けた取組を図ります。

需要のピークを過ぎた後も存続させる公立保育所においては、心身に障がいのある子どもに対する手厚い保育、地域における子育て支援の相談拠点としての役割や、保育所同士をつなぐネットワーク機能などにより一層力を入れ、役割分担を図っていきます。また、余剰となった保育室を活用して、現在は実施していない一時預かり事業の実施なども検討します。

また、民間保育所等における保育の質の確保に努め、すべての保育所等の保育の質の向上、均一化を図る先導的な役割を担うとともに、民間保育所等との連携・交流・支援を強化し、利用者の不安等の解消を図り、すべての保育所利用者に対して、満足度の高いサービス提供ができる環境づくりに努めます。

◆ 具体的な取組

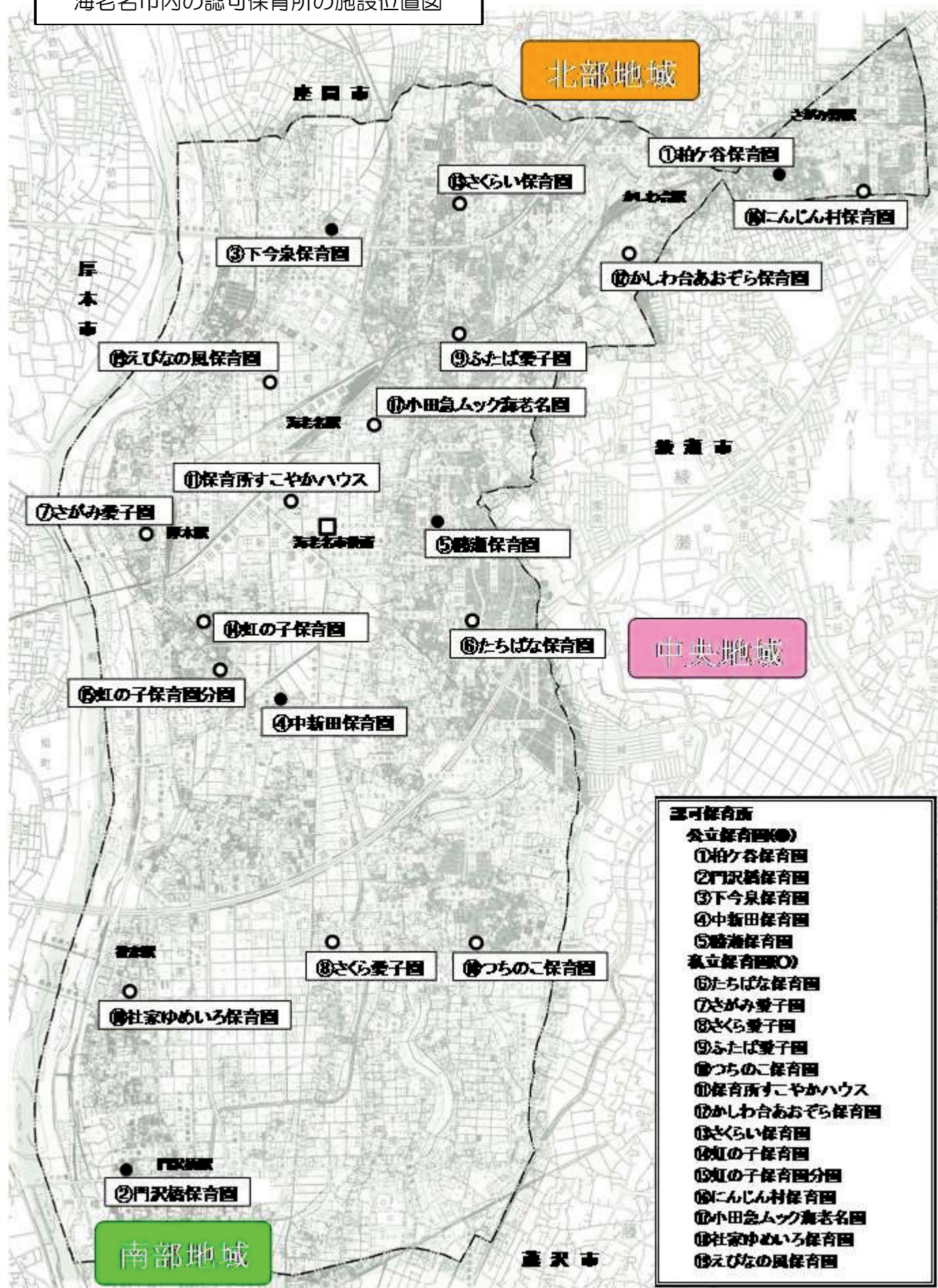
公立保育所による保育の需給調整

本計画の期間中に、保育ニーズがピークを迎えるため、民間保育所の整備に合わせた公立保育所の定員増を図り、海老名市の子育て世帯の保育ニーズに応えていきます。しかし、ニーズ調査結果や人口動態等を鑑みると、需要のピークが短期間であることが見込まれます。このため、定員増を図る保育所の施設は、基本的にリース物件による仮設園舎によるものとします。また、保育需要が供給量を下回り保育施設に余裕が生じる時期には、定員を減少させるなど需給調整を行い、民間保育所の経営を圧迫することがないように運営していきます。

中長期的には、保育需要はさらに減少することが見込まれるため、公立保育所の再編計画を別途策定します。この中で、地域ごとのニーズを慎重に見極めながら、既存の公立保育所においても定員の縮小を図るほか、民間保育所において地域の保育ニーズに対応できる場合は、公立保育所を廃止し、他の公立保育所に機能を統合することなどを定めていきます。



海老名市内の認可保育所の施設位置図



第4節 地域における子育ての支援

1 地域における子育て支援の充実

(1) 利用者支援事業

◆ 現状と課題

ニーズ調査で行った子育て環境や支援に関する自由意見からは、“保育環境はとても充実しているが、利用できる・できないが、わからない”、“利用する場合の手続きがわかりにくい”など「相談する場・情報を得る場がほしい」という意見がありました（56 ページ掲載）。この意見を踏まえ、利用する人が必要とする支援等の情報や利用方法をわかりやすく提供できるよう、検討していきます。

◆ 取組の方向性

子ども・子育て支援制度の実施に向け、保育サービスを含め、新しい体制となる幼稚園、保育所などを利用したいと希望する保護者や、現在、利用中の保護者が、適切に施設等を選択でき、地域子ども・子育て支援事業等の中から、希望に沿った利用ができるよう、体制等を整備していきます。

◆ 具体的な取組

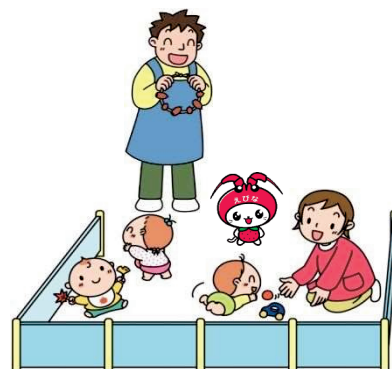
利用者支援窓口の拡充

現在、市の子ども・子育て支援課担当窓口では、預かり保育などの保育サービス、幼稚園、保育所等を利用している保護者、また、今後利用したいという保護者の相談に対応しています。

子ども・子育て支援新制度に伴い、今後は、市の子ども・子育て支援課担当窓口、子育て支援センターを総合窓口とし、相談する保護者がそれぞれ望む保育サービス、教育・施設等が選択できるよう、施設等の情報提供などをし、利用者支援の拡充に取り組みます。

○ 目標事業量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
窓 口 設 置 数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所



(2) 地域子育て支援拠点事業

◆ 現状と課題

地域子育て支援拠点事業とは、公共施設等の身近な場所で、子育て親子の交流の促進、子育てに関する相談の実施、子育て支援に関する情報の提供、講習等の実施などを行う事業です。

現在、海老名市立子育て支援センター（すくすく）において実施している地域子育て支援拠点事業、類似事業を「利用している」未就学児の保護者は2割でした。「利用していないが、今後は利用したい」、「すでに利用しているが、今後は利用日数を増やしたい」を合わせ、およそ4割が利用を希望しています（88ページ掲載）。

地域子育て支援拠点事業には、育児や子育てに関する相談事業、子育て仲間づくりの場としてのサロン事業など、今後も継続した取組が求められています。

◇ 海老名市立子育て支援センターで実施している地域子育て支援拠点事業の内容

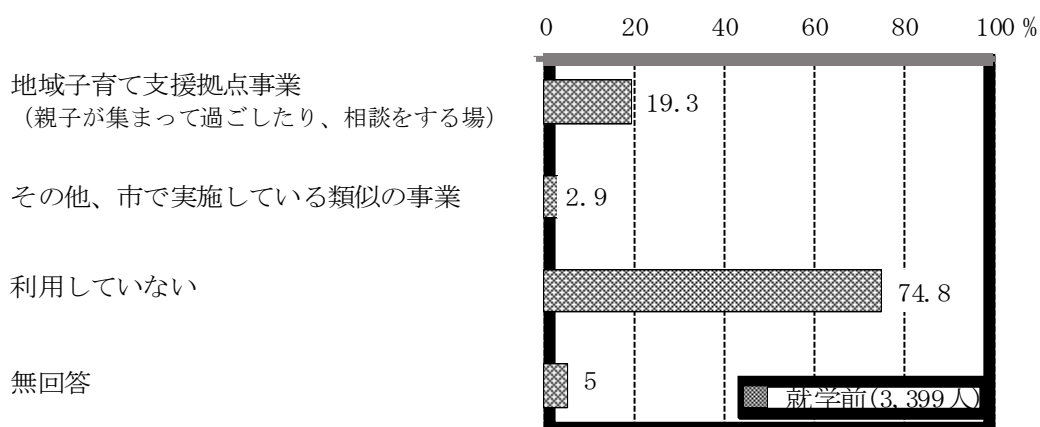
事業名	名称	実施時間など
相談事業	電話相談・来所相談	＊ 月曜日から土曜日まで ＊ 時間は 8：30～16：30
サロン事業	年齢別サロン	＊ 月 4 回程度 ＊ 時間は 9：30～11：30、13：00～16：00
	すくすく広場（平日）	＊ 月 8 回程度 ＊ 時間は 13：00～16：00
	すくすく広場（土曜日）	＊ 月 1～2 回 ＊ 時間は 9：00～11：30
	おやこふれあい広場	＊ 月曜日から土曜日まで（土曜は午前のみ） ＊ 時間は 9：30～11：30、13：00～16：00
	移動サロン	＊ 各地域で毎月 1 回 ＊ 時間は 9：45～11：30
	野外サロン	＊ 年 4 回程度
講座		＊ 講座の内容、日程等は市の広報、ホームページに掲載

◇ 地域子育て支援拠点事業でのこれまでの利用者数

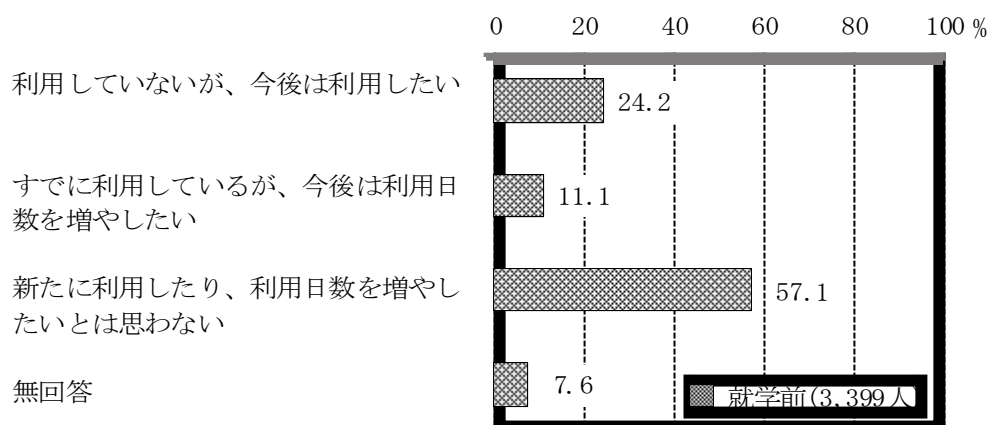
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談人数	978 人	962 人	571 人	1,625 人	2,195 人
年齢別サロン利用者数	8,883 人	8,788 人	8,176 人	8,041 人	7,342 人
移動サロン利用者数	6,087 人	5,887 人	5,231 人	6,017 人	5,156 人
すくすく広場利用者数	6,603 人	5,983 人	5,032 人	4,732 人	6,309 人
親子ふれあい広場利用者数	4,200 人	5,004 人	5,226 人	9,121 人	9,976 人
野外サロン利用者数	186 人	174 人	116 人	126 人	84 人
子育て講座利用者数	732 人	889 人	1,219 人	1,005 人	2,387 人

【地域子育て支援事業の利用等に関する資料】

○地域子育て支援拠点事業の利用状況（未就学児）



○地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望（未就学児）



※「海老名市子ども・子育て支援事業ニーズ調査 結果報告書（平成26年3月）」
(p2.1-34, 36) より抜粋

◆ 取組の方向性

地域子育て支援拠点事業は、ニーズ調査から把握した事業の希望利用日数等に基づき、自宅から近い場所で利用できるよう配慮し、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定します。

◆ 具体的な取組

地域子育て支援拠点事業の充実

海老名市立子育て支援センター（すくすく）では、子育て中の保護者とその子ども、これから子育てを始める人を対象に、子育てを支援しています。現在、育児に関する不安や悩みの解消に役立つよう、サークル活動の場や育児情報等の提供、子育てサークルの育成、新しいサークルの立ち上げなどの支援等を行っており、今後も継続して取り組みます。

子育て支援センター事業の充実

子育てに関する知識等を持つ保育所の専門的な機能を活用して、育児不安の解消や、子供・親同士が交流できる場を提供することを目的に、海老名市立子育て支援センター（すくすく）で、育児相談等を行っています。現在、地域の子育て家庭の養育ニーズに対応するため、育児相談のほか、子育て家庭交流事業、中高生と園児の体験交流等を行っており、今後も継続して実施します。

○ 目標事業量

【0歳～2歳児】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	2,867 人	2,912 人	2,912 人	2,912 人	2,912 人
利用可能人数	2,500 人	3,000 人	3,000 人	3,000 人	3,000 人
不足人数	△367 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保人数	—	500 人	—	—	—

（３）妊婦健康診査実施事業（後掲）

「第５節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」（105-108 ページ）に掲載

（４）乳児家庭全戸訪問事業（後掲）

「第５節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」（105-108 ページ）に掲載

（５）養育支援訪問事業（後掲）

「第７節 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進」（110-111 ページ）に掲載

（６）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（後掲）

「第４節 ２ 安全・安心な教育・保育環境の保全」（99 ページ）に掲載



(7) 子育て短期支援事業

◆ 現状と課題

ニーズ調査結果では、未就学児童の保護者のうち、保護者自身の用事のため、泊りがけで家族以外の人に子どもを見てもらわなければならなかった人は、およそ2割でした（49ページ掲載）。その中で、ショートステイを利用した人は少なく、およそ9割が「親族・知人にみてもらった」と答えています。

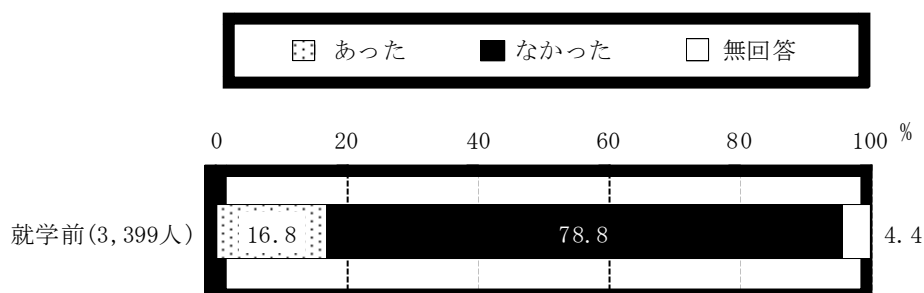
子育て短期支援事業について、アンケート対象者の中には利用方法等を知らない人も含まれており、利用者が少ない結果となった可能性があります。今後は、利用方法も含め支援事業の内容等のわかりやすい情報提供が望まれます。

◇ ショートステイのこれまでの利用者数

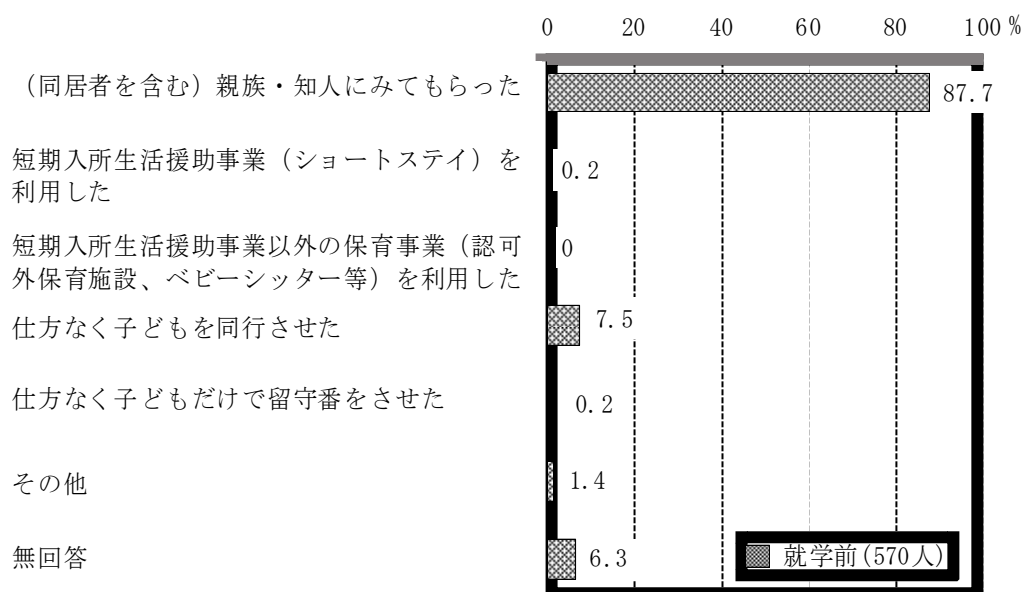
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人 数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【ショートステイの利用に関する資料】

○子どもを泊りがけで家族以外に預けた経験



○家族以外に預けた経験者が、子どもを預けた場所等



資料：「海老名市子ども・子育て支援事業ニーズ調査 結果報告書（平成 26 年 3 月）」
（p2. 1-61）より抜粋

◆ 取組の方向性

ショートステイ事業では、ニーズ調査から把握した、保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった子どもの人数を基に、他の事業による対応の可能性も勘案し、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定します。

◆ 具体的な取組

子育て短期支援事業の充実

保護者の疾病、仕事等により、家庭での子どもの養育が一時的に困難となった子どもを対象に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護します。市の広報誌等で周知に努め、利用を促進します。

○ 目標事業量

【0歳～5歳児】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
利用可能人数	0 人	0 人	240 人	240 人	240 人
不 足 人 数	△10 人	△10 人	0 人	0 人	0 人
確 保 人 数	—	—	240 人	—	—



(8) ファミリー・サポート・センター事業

◆ 現状と課題

ファミリー・サポート・センター事業とは、保育所や学童保育が休みの時に子どもを預けたい、習い事の送迎をお願いしたなど、育児等の援助を行いたい・受けたい者が、互いに協力し合い、組織する有償ボランティア制度です。

ニーズ調査からは、子どもの急な病気等の緊急時に、「ファミリー・サポート・センターを利用した」と答えた人は少ない傾向にありますが（49 ページ掲載）、「今後は利用したい」と就学児童の保護者の2 割が答えていました（92 ページ掲載）。

子どもの急な病気等の緊急時も含め、子育て家庭が身近な場所で、普段からサポートを受けられるよう、今後も継続した取組が求められています。

◇ 実施しているファミリー・サポート・センターの会員条件など

	内容	
支援内容	＊通園・通学、学童保育、習い事の送迎 ＊保護者が病気・介護をする時などの預かり など	
会員条件	利用会員	＊市内在住・在勤・在学の人 ＊生後 3 か月から小学 3 年生までの子どもがいる人
	援助会員	＊市内在住の 20 歳以上の人 ＊育児・保育に理解と熱意のある健康な人 ＊ファミリー・サポート・センターが実施する講習会を受講した人
	両方会員	＊利用・援助の両方を兼ねる
利 用 料	有料 ※ 活動終了後に利用会員が援助会員に直接支払う	

◇ ファミリー・サポート・センターの事由別利用人数

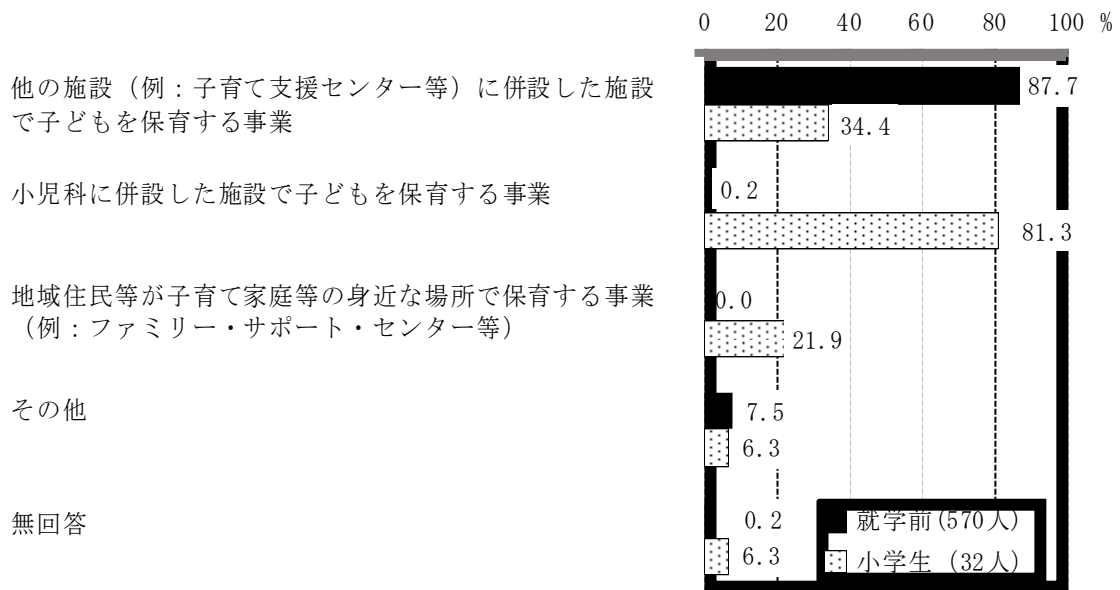
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育所・幼稚園の送迎・預かり	1,088 人	1,238 人	1,774 人	1,786 人	1,934 人
学童保育の送迎・預かり	347 人	164 人	132 人	512 人	481 人
保護者の外出	96 人	29 人	23 人	55 人	33 人
保護者の就労	19 人	12 人	9 人	13 人	12 人
保護者の病気・用事など	38 人	72 人	13 人	49 人	116 人
その他	507 人	534 人	485 人	472 人	541 人
計	2,095 人	2,049 人	2,436 人	2,887 人	3,117 人

◇ ファミリー・サポート・センターの会員数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用会員	290 人	400 人	365 人	558 人	695 人
援助会員	108 人	127 人	104 人	121 人	108 人
両方会員	22 人	27 人	25 人	29 人	34 人

【ファミリー・サポート・センターの利用に関する資料】

○ファミリー・サポート・センターの今後の利用希望



資料：「海老名市子ども・子育て支援事業ニーズ調査 結果報告書（平成 26 年 3 月）」
 (p2. 1-60, 2. 2-40) より抜粋

◆ 取組の方向性

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の目標事業量は、ニーズ調査等によって把握した、子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性も勘案して、計画期間内における適切と考えられる量を設定します。

◆ 具体的な取組

ファミリー・サポート・センター事業の充実

ファミリー・サポート・センター事業は、預かる側の援助会員、サービスを利用する側の利用会員がともに地域住民同士であり、お互いを支援・援助するシステムです。今後も、保育所の送迎等のほか、急な残業や緊急時等における子どもの一時的な預かりなどにも対応できるよう、会員間で行う援助活動の調整等を行っていきます。また、今後の子育て支援の充実に向け、市では、会員条件、登録制度等についての情報提供を強化し、事業の充実に努めます。

○ 目標事業量

【6歳～11歳児】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	3,152 人	3,163 人	3,169 人	3,220 人	3,201 人
利用可能人数	3,300 人	3,300 人	3,300 人	3,300 人	3,300 人
不足人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保人数	—	—	—	—	—

(9) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

◆ 現状と課題

現在、幼稚園の預かり保育を利用しているのは、幼稚園利用者のおよそ1割ですが、今後はその3割が「利用したい」と回答しています（43 ページ掲載）。保護者ニーズを考慮し、今後、在園児を対象とした幼稚園の一時預かり事業の継続が望まれます。

◇ 幼稚園における預かり保育延べ利用者数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利 用 者 数	13,595 人	13,045 人	15,877 人	16,034 人	17,047 人

◆ 取組の方向性

幼稚園の在園児を対象とした「一時預かり」とは、保護者の要望等により、保育時間終了後も引き続き子どもを預かり、延長保育を行う事業です。

幼稚園の預かり保育は、毎日定期的に利用される方と、所用などにより1日単位で利用される方がいます。このうち、定期的な利用については、ここでは、ニーズ調査を基に、その双方に対応できるような目標事業量を定めます。

◆ 具体的な取組

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

新制度では、幼稚園の保育時間終了後において、延長保育を希望する保護者のニーズに対応するため、在園児を対象に私立幼稚園での預かり保育を実施することで、保育サービスを拡充していきます。

このため、幼稚園及び認定こども園への入所を希望する児童を量の見込みとして、その確保に向けて、各施設における受け入れ拡充を要請していきます。

○ 目標事業量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	440 人	441 人	442 人	447 人	446 人
利用可能人数	245 人	245 人	389 人	449 人	449 人
不 足 人 数	△195 人	△196 人	△53 人	0 人	0 人
確 保 人 数	—	—	144 人	60 人	—

② 保育所における一時預かり事業

◆ 現状と課題

保育所における一時預かりとは、保護者が、就労や病気、出産のほか、リフレッシュなどで、一時的に家庭での保育が困難な時に、保育所等で乳幼児を預かる事業です。

平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間において、利用者は伸びており、今後も増加すると予想されます。

ニーズ調査で行った子育ての環境や支援に関する自由意見では、「月に一度でいいから保護者が平日休みの場合も、保護者のリフレッシュのために預かってほしい」等がありました。

保護者のニーズは、個々の状況によって多様化しており、対応が難しい場合もありますが、リフレッシュも含めて実施するのか、利用に関する面での見直しが求められています。

◇ 保育所における一時預かり延べ利用者数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利 用 者 数	2,331 人	2,624 人	2,720 人	3,331 人	4,645 人

◆ 取組の方向性

海老名市内の 8 つの民間認可保育所、3 つの認定保育施設で一時預かり事業を実施しています。

一時預かりを利用した人数を基本に、今後の利用希望を加えた人数を考慮して、他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定します。

◆ 具体的な取組

保育所における一時預かり事業

保護者の働き方の多様化や今後も深まるであろう保育ニーズ等を考慮し、現在、実施している保護者の就労等で一時的に家庭での保育が難しい子どもを対象にした保育所での一時預かり事業を、今後も継続して行っています。

○ 目標事業量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	4,646 人	4,608 人	4,608 人	4,549 人	4,521 人
利用可能人数	5,000 人	5,000 人	5,000 人	5,000 人	5,000 人
不 足 人 数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確 保 人 数	—	—	—	—	—

(10) 延長保育事業

◆ 現状と課題

保育所の延長保育の利用者は、平成 21 年度から平成 22 年度、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて、それぞれ 2 倍となっています。一時預かり事業と同様に延長保育事業の利用者は、今後も増加すると考えられ、適切な対応が求められます。

◇ 保育所における延長保育延べ利用者数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数 (延べ人数)	5,145 人	11,446 人	22,910 人	23,650 人	21,157 人

◆ 取組の方向性

児童福祉法に基づき、現在、保育所の保育時間は 8 時間が基本です。保護者の就労時間、希望利用時間等を考慮し、適切と思われる新たな保育時間を定め事業を行っていきます。

ニーズ調査から把握した、就学前の子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案し、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定します。

◆ 具体的な取組

延長保育事業の継続

現在、海老名市内の公立・私立合わせ 18 の保育所において、延長保育事業を実施しています。今後も保護者のニーズ等から、一定の利用希望者が見込まれるため、引き続き各保育所で延長保育事業を継続して取り組めるよう、海老名市では支援します。

○ 目標事業量

【0 歳～5 歳児】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	21,041 人	20,957 人	20,842 人	20,691 人	20,564 人
利用可能人数	22,000 人	22,000 人	22,000 人	22,000 人	22,000 人
不足人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保人数	—	—	—	—	—

(11) 病児保育事業（前掲）

「第2節 新たなえびなの子育て施策」「3 病児・病後児保育事業」（65-66 ページ）に掲載

(12) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）（後掲）

「第4節 地域における子育ての支援」「3 児童の健全育成の取組と推進」（99-103 ページ）に掲載

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆ 現状と課題

ニーズ調査の中で行った市に対する子育て環境や支援に関する自由意見から、「私立の幼稚園は金銭的に負担が大きいので、負担を軽減してほしい」、「幼稚園が一番お金がかかるので、幼稚園就園補助金の所得制限をやめてほしい」など、幼稚園に通う子どもの保護者から経済的な支援への声が挙がっていました。現在、市で実施している幼稚園の就園奨励事業に類似した事業等の検討が望まれます。

◆ 取組の方向性

海老名市では、「子ども・子育て支援新制度」への移行に伴い、ニーズ調査結果から得た保護者の要望等を考慮し、特定教育・保育施設児童環境対策事業を検討します。

◆ 具体的な取組

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等から、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用の一部を助成します。

世帯所得や補助要件などを設定し、助成します。



(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

◆ 現状と課題

ニーズ調査結果から、「海老名市は子育てに関して医療費の補助など充実しているが、保育施設が少ない」、「保育園の数が少なく、今も保育入園を待っている状態だ」など、子どもの預け先に関する不満や希望が多く挙がっていました。

海老名市では、これらの意見等を考慮し、課題となっている海老名市の待機児童解消に向けた取組を検討しています。しかし、待機児童と同様に今後の少子化の問題もあり、市では、新たに特定教育・保育施設等の設置・運営を検討している事業者からの相談等に対応し、事業者が参入しやすいよう、具体的な情報提供等の充実などを図ることが課題となっています。

◆ 取組の方向性

海老名市では、待機児童解消等に向け、「子ども・子育て支援新制度」にある民間事業者の参入の促進に取り組みます。多様化した市民ニーズに効率的な保育ニーズが期待できる民間事業者に、保育施設の設置促進を図ります。

◆ 具体的な取組

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

民間事業者の参入の促進に関する調査研究を行い、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進します。

新制度施行前は、運営実績等が問われてきましたが、今後は、各施設の設置基準や職員配置基準等を定めたことから、新規事業者に関しては、様々な対応が考えられます。

海老名市では、保育施設等の事業を希望するが土地等に課題のある事業者などの相談等に対応し、情報の提供などを行い、新規事業者参入促進に努めます。

今後は、待機児童が解消されるまで保育所誘致を進め、基準を満たした民間事業者には、保育所設置認可を行います。



2 安全・安心な教育・保育環境の保全

◆ 現状と課題

子どもの健康と安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本です。教育・保育施設においては、一人ひとりの子どもの健康の保持・増進とともに、安全の確保、子ども全体の健康、安全の確保に努めなければなりません。

保育施設における在園児数の増加を踏まえ、保育中の事故防止のための安全対策、災害・事故発生時の対応についての訓練、職員の共通理解と体制づくりの強化が求められます。

ニーズ調査における教育・保育環境の充実など、子育ての環境や支援に関する自由意見結果から、「通学路に危険なところがある」、「近隣の公園に不審者情報があって、不安」など、子どもの安全対策を求める声が挙がっていました。

現在、市では児童の下校時刻に合わせた青パト（青色回転灯装備車両）の巡視、学区内の自治会を中心とした防犯パトロールなどを実施し、子どもの安全に努めています。巧妙化する犯罪等に子どもが巻き込まれないよう、保育所・幼稚園・小学校・中学校が連携し、子どもの安全確保に向けたネットワークづくりが必要です。

◆ 取組の方向性

現在、海老名市では子どもの安全確保に向けた取組として、小学校や保育所などへの安全監視員の配置などのほか、小学校を中心に市内 15 か所で「海老名市型防犯緊急通報装置」を設置しています。また、登園・降園時の児童の安全を図る保育所安全監視員の配置や、警察官 OB が市内の幼稚園・保育所等を巡回する安全・安心パトロール事業などを実施しております。

子どもを対象とした犯罪等から子どもを守るため、地域での見守り体制などを強化し、子どもの安全対策等に取り組みます。

◆ 具体的な取組

安全監視員配置

現在、市内すべての保育所、小学校の通学路等で登下校時に、安全監視員を配置し、子どもの安全に努めています。今後も、子どもたちが事故等に巻き込まれないよう通学路周辺等を確認し、子どもたちへの注意等も含めた指導を行い、子どもたちの安全に努めます。

安全・安心子どもパトロール

低年齢の子どもは、特に事故防止策が重要となります。現在、子どもたちが安心して過ごせる環境となるよう、警察官 OB 等が市内の幼稚園・保育所などを巡回し、子どもの安全確保に取り組んでいます。今後も継続して行っていきます。

学校安全の確保

現在、市では、通学路安全パトロールの実施、小学校への安全監視員の配置など、子どもたちの登下校時や学校生活において子どもの安全確保となるよう努めています。今後は、更なる充実を図るとともに、保護者への安全意識の啓発を図ります。

3 児童の健全育成の取組と推進

◆ 現状と課題

近年、共働き家庭の増加等により、未就学児童は日中の預け先、就学児童は放課後の居場所に様々な課題を抱えるようになっていきます。また、都市化の進展等に伴い、安全な子どもの居場所が少なくなり、子どもが犯罪や事故に巻き込まれるケース、インターネットやゲームセンターなどの利用が青少年の問題行動の端緒となるケース等が顕在化しています。

ニーズ調査結果では、子どもが放課後を過ごす場所として、特に低学年のうちは「放課後児童クラブ（学童保育）」や「放課後子ども教室（あそびっ子クラブ）」で過ごさせたいと希望する保護者が多くみられます（44 ページ掲載）。一方で、「利用料が高い」、「施設環境や運営方法が合わない」などの理由から、学童保育を「利用しない」という意見もありました。また、実際に学童保育へ子どもを通わせている保護者を対象に市で行ったアンケートにおいても、学校からの距離や施設の広さ等についての充実が求められているほか、指導員数等についてもさらなる拡充が望ましいものと思われます（102 ページ掲載）。

海老名市内の小学校と放課後児童クラブ（学童保育）の位置関係からは、学校近隣に学童保育施設が充実している地域がある一方で、学校からやや離れた場所にしか学童保育施設がない地域も見受けられます（101 ページ掲載）。

ニーズ調査、保護者アンケート調査から得た意見や現状を踏まえながら、子どもたちの放課後の安全・安心な居場所となる学童保育やあそびっ子クラブについて、環境整備等により一層の充実を図る必要があるものと思われます。

◇学童保育（放課後児童健全育成事業）の登録状況

（平成 25 年度）

	全体	通年登録者	短期登録者
登録人数	831 人	767 人	64 人

※通年登録＝通年で登録している児童、短期登録＝長期休暇期間のみ登録している児童

◇学童保育（放課後児童健全育成事業）の登録人数

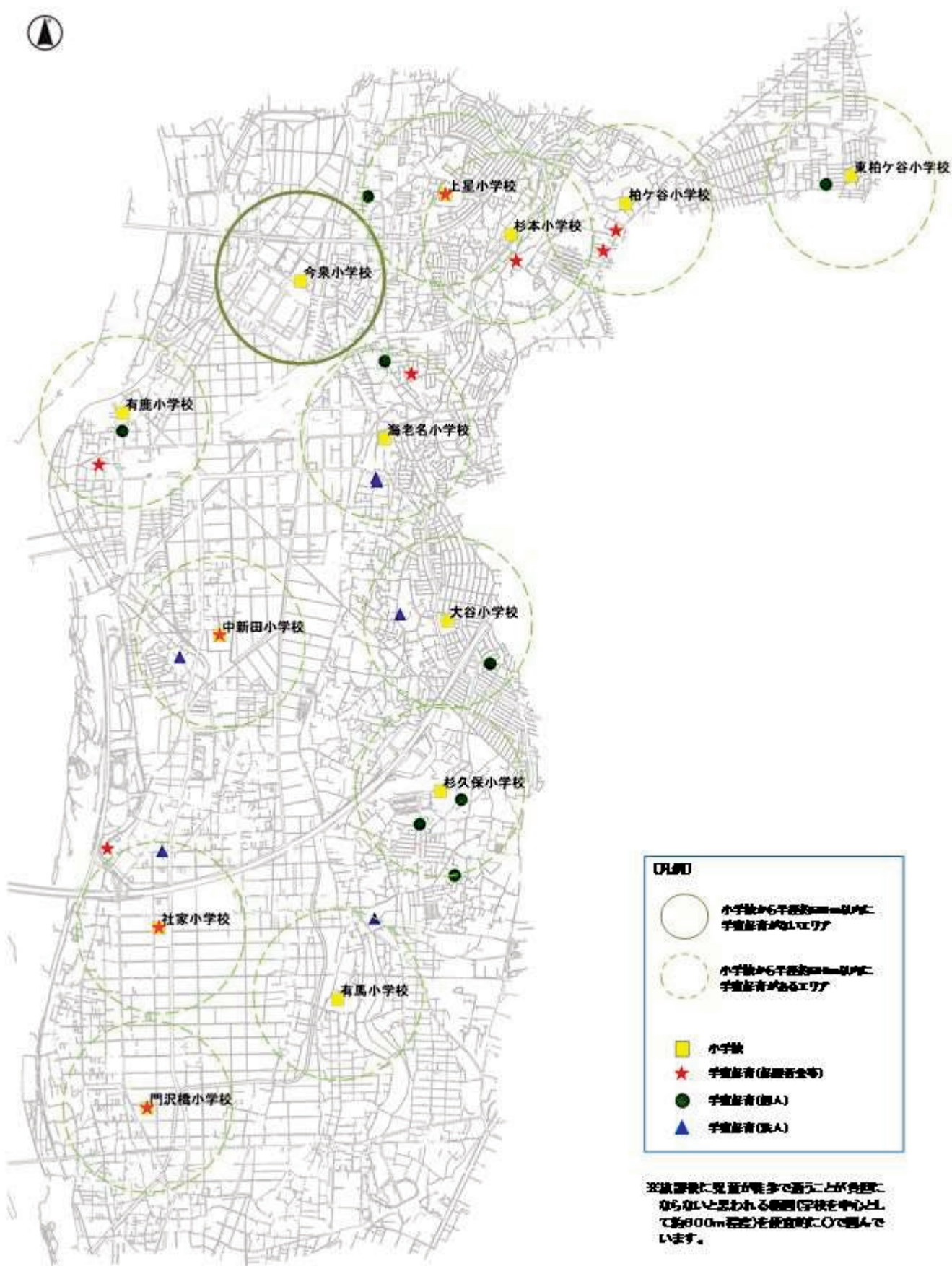
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
登録人数	604 人	670 人	680 人	779 人	831 人

◇海老名あそびっ子クラブ（放課後子ども教室事業）の参加人数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
参加人数 ※延べ数	60,512 人	59,822 人	63,601 人	61,850 人	66,718 人

海老名市内の小学校および放課後児童クラブ（学童保育）の施設位置図

H26.4.1 現在



【放課後児童クラブの利用に関する資料】

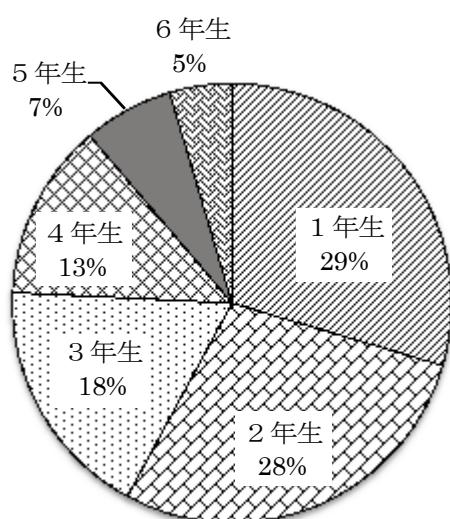
■ 放課後児童クラブ（学童保育）保護者アンケート結果（抜粋）

実施期間：平成26年2月24日から平成26年3月4日まで

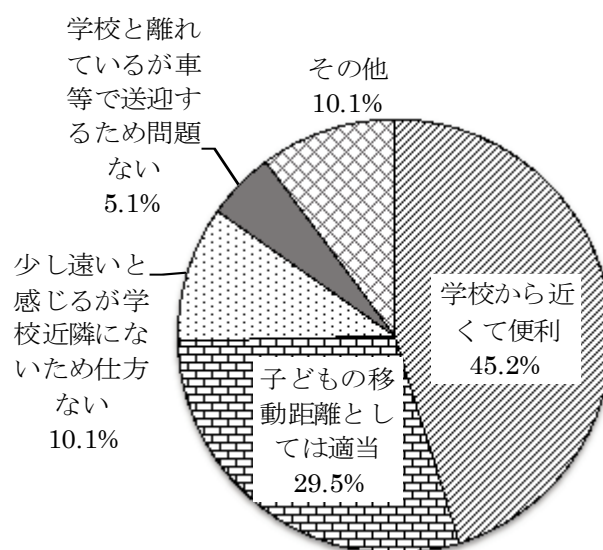
配布対象：市内学童保育に登録する全児童の保護者

回答数：約400件

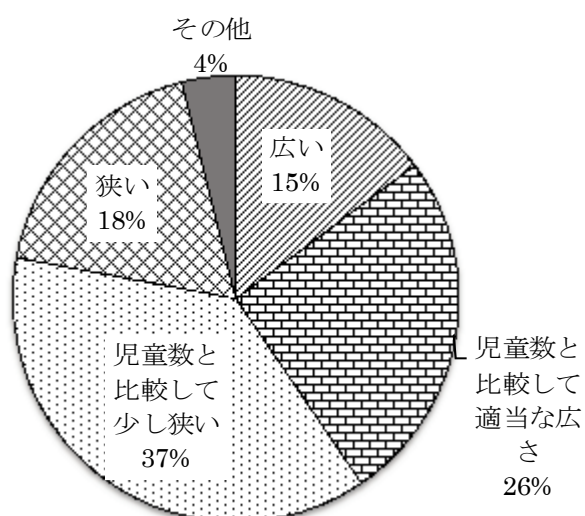
○学童保育へ通う児童の構成（学年別）



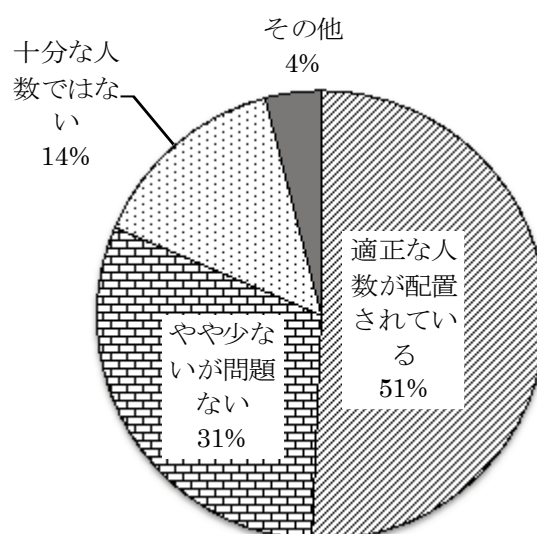
○利用する学童保育の利便性（学校からの距離等）について



○利用する学童保育の施設規模について



○利用する学童保育の指導員について



◆ 取組の方向性

平成 26 年 7 月に国が策定した「放課後子ども総合プラン」や海老名市の現状等を踏まえ、就学後も子どもたちが安全・安心に放課後を過ごすことができるよう、保護者が働いている家庭への支援体制や異なる学年間の交流機会の充実、地域の方々と触れ合いを持てる場をつくる等の取り組みにより、子どもたちを育成する環境整備に取り組みます。また、放課後の子どもの過ごし方について検討する場への福祉部局からの参加等により、福祉的な視点からも子どもたちの健全育成が図られるよう努めます。

放課後児童健全育成事業（学童保育）においては、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が、学校授業の終了後、指導員が配置された遊び及び生活の場となる学童保育に通うことにより健全な育成が図られるものと思われることから、これまでに引き続き学童保育事業者へ補助金の交付等により運営の支援を行うほか、学童保育施設や指導員等に関する基準の規定や運営方法の見直し等により保育環境の適正化や一定水準の確保を推進します。また、現状や今後のニーズ等の把握に努め必要量を確保できるよう取り組み、小学校に近接した学童保育施設が不足していると思われる地域については公設による学童保育施設設置等の対応を検討していきます。

放課後子ども教室事業（あそびっ子クラブ）については、子どもたちが放課後に安全・安心な環境で遊びながら豊かな創造性や協調性が育まれる場となるよう、これまで以上に地域とのつながりを深めるとともに活動内容の充実や余裕教室の有効活用等を図ります。

また、放課後の子どもたちに対してより効果的な支援を行うため、学童保育とあそびっ子クラブの協力・連携体制についても検討していきます。

◆ 具体的な取組

放課後児童健全育成事業（学童保育）

○ 学童保育の目標事業量

現在、海老名市内すべての小学校区内で学童保育が運営されており、現時点で顕著な学童保育施設不足は生じていないものと思われますが、市を取り巻く様々な状況を踏まえると、学童保育に関する需要はここ数年がピークとなり、以降は同程度か緩やかに減少していくものと見込んでいます（下表参照）。今後は、保護者のニーズや学童保育団体の状況等を適宜把握しながら、見込まれる需要をカバーできるようその都度必要な対応を行っていきます。

【6 歳～8 歳児】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	668 人	670 人	671 人	681 人	677 人

【9 歳～11 歳児】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	299 人	300 人	300 人	304 人	302 人

※ 目標事業量は、現在の登録児童数や人口の伸び率等を踏まえて算出しています。

○ 主な取組内容

小学校の近隣に学童保育施設がない地区については、周辺状況等を勘案した上で、学校余裕教室等の活用あるいは学校敷地内や近接地における新たな施設建設等による対応方策を市で検討し、計画期間内に1か所以上の公設民営学童保育の設置による環境充実に図ります。新たに設置する学童保育は、一体型を目指します。

また、学童保育の施設や指導員等に関する基準を条例で定めることで環境の適正化や一定水準の確保に努めるとともに、学童保育の運営圧迫につながらないように配慮しながら既存の市補助金制度を見直し、開所時間延長をはじめとした保護者ニーズへの対応促進や条例で定める運営基準の推進を目指します。

様々な形態で行われている現在の学童保育のうち主に保護者会運営の学童保育については、運営主体の法人化に向けた情報提供等により、安定的な運営を支援していきます。

放課後子ども教室（あそびっ子クラブ）

海老名市においては、平成19年度から全ての小学校であそびっ子クラブを開設していますが、学校だけでなく地域の様々な大人も深く関わっている事業であることから、今後は市教育委員会の教育基本構想である「えびなっ子しあわせプラン」において推進する「学校・家庭・地域がともにつくる海老名型のコミュニティスクール（おらが学校）」の一環として位置付け、地域とのつながりを基盤とした学校ごとの包括的な事業形態による実施を進めていきます。この事業の一部として、放課後に子どもたちの学習を支援する「まなびっ子クラブ」をあそびっ子クラブと同時時間帯に実施し、放課後の過ごし方のさらなる充実に図っていきます。

また、地域の大人が見守ることで子どもたちが安全・安心に遊べる環境を引き続き安定的に確保するとともに、現在行っている工作指導やスポーツ指導員の派遣をはじめとして子どもたちが様々な遊びを体験できるよう、活動内容の充実に取り組みます。

学童保育とあそびっ子クラブ

子どもたちが放課後を過ごす場である放課後子ども教室（海老名市におけるあそびっ子クラブ）と学童保育について、一体的（＝学校内で両方を実施しており、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに学童保育に通う児童が参加できる状況）または連携（＝放課後子ども教室か学童保育のいずれかを学校外で実施しており、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに学童保育に通う児童が参加できる状況）による実施が、全国的に求められています。

海老名市では、学校内外といった施設の場所に関わらずどの学童保育に通う児童も希望すれば各校のあそびっ子クラブに参加することが可能であり、小学校全13校のうち4校で一体的な実施、9校で連携による実施に近い状態が実現されているものと考えています。

今後は、全校において児童の参加体制や学童保育指導員の関わり方等について検討を行い、学童保育とあそびっ子クラブの連携がさらに強化され一体的な実施がされるよう目指します。

余裕教室の活用

海老名市内の小学校における余裕教室は、少数にとどまる状況が続いています。海老名市の人口は緩やかに増加を続けており、今後しばらくの間は減少へ転じる見込みはないものと思われることから、余裕教室数も少ない傾向が続くと予想されます。

しかしながら、放課後の利用が少ない特別教室等については、あそびっ子クラブ等で一時的に利用することでさらなる有効活用の可能性が考えられるため、各学校及びあそびっ子クラブと調整を図っていきます。

第5節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

1 母と子の健康の保持増進

◆ 現状と課題

ニーズ調査結果から、妊娠中に妊婦健康診査を「定期的に受診しなかった」人がいることがわかりました。「定期的に受診しなかった」人を対象に、妊娠中、出産後に重要だと思える支援を尋ねたところ、「赤ちゃんの育児相談」、「助産師・保健師等の家庭訪問」、「子育て中の人同士の交流」、「母親の健康面の相談」が主に挙げられていました（51 ページ掲載）。育児不安の解消を図ることは、児童虐待の防止策にもなります。子育て支援策との連携を図りながら「安心して生み育てる」施策の推進に向け、関係者・関係機関が連携を図り、行政はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力していくことが必要です。

市では、母と子どもの健康の保持、増進を図ることを目的に妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、健康診査、訪問指導、保健指導等の母子保健事業を実施しています。

◇ 母子健康手帳の交付数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
交付冊数	1,268 冊	1,271 冊	1,212 冊	1,230 冊	1,191 冊

◇ 妊産婦健康診査の受診者数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受診者数 (延べ人数)	13,851 人	13,693 人	13,788 人	13,498 人	13,471 人

◇ 地域育児相談の相談件数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数	35 回	37 回	63 回	12 回	12 回

◆ 取組の方向性

安心して出産し育児ができるよう、妊婦健康診査、健康相談、訪問指導及び乳幼児健康診査や育児相談等に取り組みます。

特に、妊産婦健康診査は各種検査等があり、妊婦への経済的負担が大きいものです。このため、妊婦が経済的な負担が少なく健康診査を受診できるよう、妊婦健康診査の1回あたりの助成額を見直します。

また、子育て中の保護者が孤独感に陥らないよう、地域の仲間づくりを、子育て支援センター等と連携しながら推進していきます。

母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条第2項の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の同法第15条に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定します。

◆ 具体的な取組

妊婦健康診査

海老名市在住の妊婦を対象に、安心して出産ができるよう、妊婦の健康管理とともに、新生児の疾病や異常の早期発見の機会となるよう、妊婦健康診査を実施しています。今後も、神奈川県産婦人科医会に委託し、県内の産科等医療機関を妊婦が受診、健診を受けた際の費用の一部を補助します。

○ 妊婦健康診査の目標事業量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	16,068 人	16,142 人	16,170 人	16,422 人	16,310 人
利用可能人数	16,000 人	16,000 人	16,000 人	16,500 人	16,500 人
不足人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保人数	—	—	—	500 人	—

乳幼児健康診査

子どもの病気や発育・発達が進み方など、健康状態を定期的に確認するものです。海老名市では、対象となる子どもが、4 か月、8 か月、1 歳 6 か月、2 歳、3 歳 6 か月の時期に、乳幼児健康診査を行っています。歯科健診については、対象となる子どもが、1 歳 6 か月、2 歳の時期に実施しています。乳幼児健康診査では、子どもの健康のほか、育児に関する相談等も行っており、今後もこれらを継続して取り組み、母子の心身の健康の増進を図っていきます。

妊産婦・新生児訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）

海老名市では、市の保健師、栄養士からのアドバイス等を希望する妊産婦と新生児、乳幼児とその保護者を対象に訪問指導を行っています。親子の健康や子どもの発育、育児に関することなどの相談に対し、アドバイス等を行うとともに、健康診査の事後指導も行っています。

また、新生児については、保健師及び委託した助産師が、全てのお宅を回る訪問指導も実施しています。今後も、母子の健康増進に向け、訪問指導を継続して取り組みます。

○ 妊産婦・新生児訪問指導の目標事業量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,148 人	1,153 人	1,155 人	1,173 人	1,165 人
利用可能人数	1,200 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人
不足人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保人数	—	—	—	—	—

地域育児相談

子育て支援のひとつとして、育児に関する親と子の心身の健康、子どもの発育・発達面での相談などを実施しており、子育てなどの情報交換の場、地域での仲間づくりの場などの機会になっており、今後も継続していきます。

2 食育の推進

◆ 現状と課題

食は、生涯にわたって健康で生き生きと過ごすための基本であり、なおかつ、食家族や地域社会との関係性を培うための基本になります。このため、乳幼児期から望ましい食習慣を形成することが必要になります。

しかし、朝食の欠食、食事内容の偏り、食に関する不安の増大、さらに学童期や思春期においては、不適切なダイエットでのやせの出現、また、孤食など日々の食習慣が健康状態や生活習慣に及ぼす影響が問題になっています。

◆ 取組の方向性

食習慣の基礎が形成される乳幼児期から、子どもたちが「食べること」の意味を理解し、望ましい食生活習慣が身につけられ、また安心して食べられるように家庭と地域の関係機関と連携し、食の安全・安心を含めた環境づくりや支援体制づくりを目指します。

◇ 離乳食講習会の実施回数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
回数	12 回	12 回	12 回	13 回	18 回

◇ 両親教室の実施回数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
回数	8 回	7 回	7 回	6 回	6 回

◇ 幼児むし歯予防教室の実施回数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
回数	9 回	6 回	6 回	6 回	6 回

◇ 私立幼稚園給食運営事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数					3 園

◆ 具体的な取組

離乳食講習会

離乳食は、乳児が幼児の食事形態に移行する準備段階にあたり、この時期に食生活の基礎が育まれます。幼児期にみられる偏食の予防にもつながります。現在、赤ちゃんの発育や発達に合わせ、離乳食をはじめるタイミング、つくり方や量、味付けなど、具体的な進め方を学び、調理の実演を通して、講習会参加者にアドバイスを行っています。今後も継続して講習会を開催し、支援します。

両親教室

妊娠から出産にかけては、食生活を含めた健康管理が重要となります。母親が丈夫な赤ちゃんを産み、生まれた子どもが健やかに育つための食事、さらには、家族が生涯、健康であるための食生活と健康管理を支援するため、両親教室を継続していきます。

幼児むし歯予防教室

乳幼児期は、基本的な歯の健康づくりに身に付ける重要な時期となります。生涯にわたって歯の健康が身に付くよう、歯磨き指導を通して、幼児の虫歯予防や望ましい食事、おやつとの与え方について学び、健全な発育が図れるよう、今後も継続して取り組みます。

私立幼稚園給食運営事業

幼稚園での食育の充実に向け、学校給食等を調理している海老名市食の創造館から市内幼稚園に給食を提供し、食育を実施するとともに、園児の健康管理を図り、学校給食に慣れる機会をつくります。



第6節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

1 仕事と子育ての両立の推進

◆ 現状と課題

社会的に少子高齢化が進む中で、持続的な経済成長の維持や少子化対策の観点から、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。子育てをしながら働く人には育児休業制度や勤務時間等の短縮など、仕事との両立を支援する制度等が国によって定められています。しかし、労働環境は依然として厳しく、女性は子育て等で退職をする人が多く、男性の長時間労働も変わらない状況となっています。家庭生活の中で、家事・育児・介護などの負担は主に女性が担っており、男性の多くは育児等に関わる時間が少ないなどの傾向にあります。

ニーズ調査において、就学前の子どもをもつ保護者 3,399 人のうち育児休業を取得しなかった母親 447 人に理由を尋ねたところ、出産を機に「子育てや家事に専念するため退職した」と 5 割が回答しました（52 ページ掲載）。また、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などの回答もあり、女性が就業を継続できる環境の整備が課題となっています。さらに、男女がともに仕事と家庭生活等を両立することができるよう、男性を含めた総労働時間の短縮等の働き方の見直し等、社会全体で積極的に環境を整備していく必要があります。

◆ 取組の方向性

事業主に対して、育児休業取得率の向上に向けた意識啓発を働きかけていき、労働者に対しては男性の育児への意識を高める事業の充実に取り組みます。

◆ 具体的な取組

両立支援の情報の広報等

海老名市に住む子育て世帯の仕事と子育ての両立を支援するため、育児・介護休業制度等も含めた関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。

「かながわ子育て応援団」の推奨

「かながわ子育て応援団」は、神奈川県子ども・子育て支援推進条例に定められたもので、県が定める基準を満たし、仕事と子育ての両立に取り組む事業者に対して、「認証」する制度で、この取り組みを市内の事業者推奨します。



第7節 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

1 児童虐待防止対策の充実

◆ 現状と課題

保護者による子どもへの暴力やネグレストなどの児童虐待は、特別な家庭にだけ起こる問題ではありません。どこの家庭にでも起こる可能性がある社会全体の課題です。ニーズ調査からは、子どもの世話を負担に感じるものが「よくある」、「時々ある」を合わせ就学前の子どもをもつ保護者のおよそ6割が、小学生の保護者は4割が、“子どもの世話を負担に感じる”と思っていました（46ページ掲載）。

児童虐待を防止し、海老名市で暮らし・育つすべての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、虐待の発生予防から早期発見、早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援とともに、福祉、医療、保健、教育、警察等との連携、協力体制の構築が不可欠です。

海老名市では、児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、その後の支援へとつなげていくため、関係機関相互における連携を図ることを目的に、海老名市児童虐待防止連絡協議会を平成13年11月に設置しています。平成17年度からは「海老名市子どもを守るネットワーク協議会」をつくり、要保護児童対策、児童虐待への取組に関する情報交換、協議、連携を進めています。児童虐待件数が年々増加していることも踏まえ、個々のケースに対し、ケース対応チームを編成し、今後も家庭支援を含めた援助方法の検討等を行っていきます。

◇ 子ども相談 相談件数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
電話相談	370件	527件	1,688件	1,793件	1,021件
来庁面接	270件	283件	351件	200件	136件

◇ 児童虐待件数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
合計	19件	22件	25件	61件	74件

◆ 取組の方向性

児童相談に関する体制の充実を図るとともに児童虐待防止ネットワークの組織を充実し、関係各所が協働してこの問題に取り組みます。

◆ 具体的な取組

「子ども相談」窓口の充実事業

親または親に代わる保護者による子どもへの身体的、精神的等の虐待は、子どもの心身の成長、人格の形成に重大な影響を与えます。子どもの人権侵害にあたる児童虐待を早期に防ぐため、相談員2名を配置し、子どもの相談窓口の充実を図ります。

養育支援訪問事業

児童虐待の予防のため、海老名市では平成24年度から開始しています。育児支援が必要な家庭に保健師等が定期的に訪問し、子どもへの育児状況等を把握し、子どもの保護者にあつた支援を検討し、実施するものです。今後も継続して取り組みます。

○ 養育支援訪問事業の目標事業量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	20人	20人	20人	20人	20人
利用可能人数	20人	20人	20人	20人	20人
不足人数	0人	0人	0人	0人	0人
確保人数	—	—	—	—	—

2 母子家庭等の自立支援の推進

◆ 現状と課題

ひとり親家庭は、社会的、経済的にさまざまなハンディを背負うことがあります。その支援として、子どもが心健やかに育つことを念頭に考え、母子家庭の相談窓口として母子自立支援員を配置しています。また、母子・寡婦福祉資金の貸付や、子どもの養育、就業、その他生活上のことなど自立を促すための相談を行っています。

母子及び寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、教育費の確保策及び経済的支援策等、母子家庭等が安心して子育てと就業が両立できるように、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

◇ ひとり親家庭等医療費助成事業 利用者数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数	1,791人	1,831人	1,862人	1,900人	1,947人

◇ 児童扶養手当受給者数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受給者数	680 人	762 人	786 人	806 人	797 人

◇ 母子自立相談 相談者数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談者数	1,026 件	677 件	773 件	1,040 件	933 件

◆ 取組の方向性

ひとり親家庭等が抱えやすい悩みや相談等に対応するために、実施している相談窓口の充実や、ひとり親家庭等医療費助成など経済的支援の継続に取組ます。また、ひとり親家庭の自立支援に向けた事業等の情報をわかりやすく提供するなど、情報提供の充実等にも取り組みます。

◆ 具体的な取組

ひとり親家庭等医療費助成事業

現在、海老名市では、18 歳未満の子どもを養育するひとり親家庭（母子家庭、父子家庭、養育者家庭、父または母に一定の障害のある家庭）を対象に、保健診療の自己負担分の医療費を助成しています。ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、今後も取り組みます。

児童扶養手当

18 歳未満の子どもを養育するひとり親家庭を対象に、手当を支給します。所得等に制限があり、支給者等の前年所得が限度額以上である場合には支給されない等の制限があります。海老名市では、今後も継続して、ひとり親家庭の生活の安定や自立を支援するため取り組みます。

相談窓口の設置

ひとり親家庭で子を養育する母親は、悩みを抱えやすい状況にあります。現在、ひとりで悩みを抱え込まないよう、母子自立支援員を配置した相談窓口業務を行っています。今後も、相談等への対応、自立に必要な情報提供等を行い、相談窓口の充実を図ります。



3 障がい児施策の充実

◆ 現状と課題

ニーズ調査結果のうち、子育て環境や支援に関する自由意見の中で、「障がい児をもつ親にも就労支援が欲しい。毎日、安定して利用できる移動支援や送迎付き日中一時支援などがあれば」、「発達障害児の特別支援システムが、もう少し柔軟に利用できれば」などの声が挙がっていました。

子どもにとって乳幼児期は、ことばや社会性などを身に付けていく重要な時期となります。子どもの発育や発達の遅れなどを早期に発見し、必要な治療、機能訓練等を行うことは、その子どものもつ障がいの軽減、基本的な生活能力の向上等につながります。このため、海老名市では、乳幼児健康診査等とおし、早期発見等に取り組んでいます。

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携が必要です。また、障がい児の将来へとつながる自立と社会参加に向け、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組が必要となります。障がい児の保護者に対しては、療育相談等を実施しています。

在宅心身障がい児への支援については、基本的な生活指導並びに機能訓練等の実施、障がい児通所支援の実施を行っています。

障がい児の成長段階にあわせた、一人ひとりの教育ニーズや発達の状態に応じられるよう、多様な保育・教育を図るための条件整備等の充実に取り組み、障がい児の保育・教育を推進します。

◇ 療育相談の回数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談者数 (延べ人数)	630 人	689 人	574 人	758 人	1,275 人

◇ 通園療育の利用者数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数 (延べ人数)	3,885 人	3,933 人	3,631 人	3,516 人	4,025 人

◇ 学校支援の充実

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数 (延べ人数)	370 人	408 人	490 人	416 人	472 人

◇ 統合保育の推進

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
出張相談 箇所／回数	13 ヶ所 74 回	16 ヶ所 94 回	16 ヶ所 94 回	17 ヶ所 175 回	21 ヶ所 200 回

◆ 取組の方向性

障がい児の健全な育成を目指し保育・教育の充実とともに、保健・医療と連携し、保護者のニーズを的確に捉える相談業務の拡充に取り組みます。

◆ 具体的な取組

療育相談の推進

健康診査等の結果により、発達の遅れや心身の発達に何らかの問題がみられる子どもの療育相談を、わかば学園にて行っています。今後も、発達に心配のある子どもとその家族が、安心して地域生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・教育等の関連機関と連携しながら相談に応じます。

通園療育の推進

海老名市では、学齢前及び学齢期の心身障がい児に対して、基本的な生活訓練や機能訓練等をわかば学園にて実施しています（児童福祉法による障がい児通所支援）。今後も継続して取り組み、心身の成長、発達の促進を図ります。

統合保育の推進

市内幼稚園、保育所に通う発達に心配のある子どもに適切な対応ができるように、わかば学園から臨床心理士等の専門家を派遣し、保育士及び幼稚園教諭に適切な療育のための指導・助言を行っています。統合保育の推進を図るため、今後も継続して行っていきます。

特別支援教育の充実

海老名市では、全小学校・中学校に補助指導員を配置し、対象の子どもに応じた介助員の配置等を行っています。特別な支援を必要とする児童・生徒が、安心して充実した学校生活が送れるよう、今後も継続し、支援体制の整備・充実を図ります。

特別支援教育の就学奨励

特別支援学校、小学校・中学校の特別支援学級等に在席する児童・生徒の保護者が負担する教育関係経費を、家庭の経済状況等に応じて補助を行っています。対象となる経費は、通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費などです。国の基準に基づいた認定・給付を、今後も継続して行います。

参 考 資 料



参考資料

資料 1 計画の策定経過

年・月		検討内容	
		子ども・子育て会議	その他
平成 25 年	8 月	平成 25 年度第 1 回会議開催 (委嘱、子ども・子育て支援制度説明)	
	9 月	平成 25 年度第 2 回会議開催 (ニーズ調査案検討)	
	10 月		
	11 月		ニーズ調査郵送 
	12 月		
平成 26 年	1 月	平成 25 年度第 3 回会議開催 (ニーズ調査結果報告、事業計画策定方向検討)	ニーズ調査回収
	2 月	平成 25 年度第 4 回会議開催 (事業計画策定検討)	調査結果とりまとめ (中間) ニーズ調査集計・分析
	3 月	平成 25 年度第 5 回会議開催 (量の見込みの集計方法)	調査結果最終報告
	4 月		量の見込みの検討 
	5 月		
	6 月		確保方策の検討 
	7 月		
	8 月	平成 26 年度第 1 回会議開催 (支援事業計画概要、新制度に伴う条例制定)	
	9 月		計画 (案) の検討
	10 月		
	11 月		保育需要量見込を県へ報告
	12 月		
平成 27 年	1 月	平成 26 年度第 2 回会議開催 (支援事業計画 (案) 策定、パブリック・コメント実施、特定保育・教育施設の定員数)	保育需給量の法定協議
	2 月		
	3 月	平成 26 年度第 3 回会議開催 (パブリック・コメント実施状況報告) 市議会平成 27 年 3 月定例会 (議会報告) 計画策定	

資料2 市民参加による計画の策定

1 海老名市子ども・子育て支援事業ニーズ調査の実施

海老名市在住で、就学前（0歳から5歳）の子どもがいる家庭、小学生（6歳から11歳）の子どもがいる家庭を対象に、「海老名市子ども・子育て支援事業ニーズ調査」を平成25年に実施しています。普段の子育て、利用している保育サービス、市に望む子育て支援など多岐に渡る内容のアンケート票を8,533世帯に配布した結果、4,508世帯から回答を頂きました。

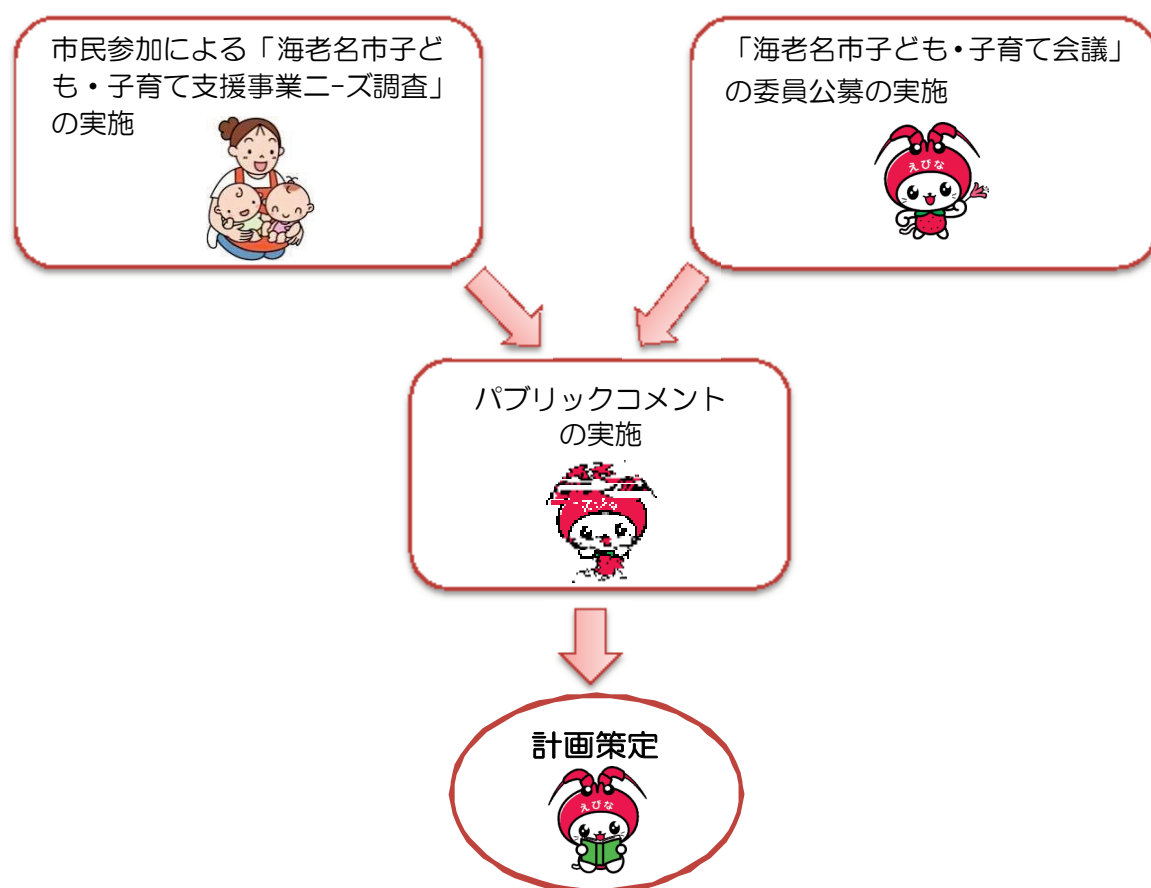
2 海老名市子ども・子育て会議

『子ども・子育て支援法』では、市町村子ども・子育て会議の設置の努力義務が規定されています。この会議では、学識経験者、子どもの保護者、関係団体等から構成し、「海老名市子ども・子育て支援事業計画」に関してご意見等をいただきます。

海老名市では、一般公募委員を募集し、市民の方にご参加いただきました。

3 パブリックコメントの実施（平成27年1月29日～2月11日）

「海老名市子ども・子育て支援事業計画」は、事務局と庁内関係各課と連携、調整し素案を作成し、海老名市子ども・子育て会議に諮っています。取りまとめた事業案は、海老名市のすべての方から幅広いご意見等を頂くため、パブリックコメントを実施しています。



資料3 子ども・子育て会議

海老名市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、海老名市子ども・子育て会議の設置、組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、海老名市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第4条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 事業主を代表する者
- (2) 労働者を代表する者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 法第6条第2項に規定する保護者
- (5) 学識経験者

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員長は、必要があるときは、子育て会議に部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第9条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、児童福祉を主管する課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 民生委員推薦会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日 額	8,700
-------------	-----	-------

海老名市子ども・子育て会議委員名簿

NO.	氏 名	選 出 母 体
1	く ぼ ゆ み 久 保 由 美	事業主団体関係代表
2	か じ く に ひ こ 鍛 治 邦 彦	日本労働組合総連合会 神奈川県連合会 県中央地域連合代表
3	おお ぬき のぞむ 大 貫 望	海老名市私立幼稚園協議会代表
4	こ じま よし ゆき 小 島 良 之	海老名市民間保育会代表
5	さくら い けい ちろう 櫻 井 慶 一 郎	海老名市民間保育会代表
6	やま だ ゆ み こ 山 田 由美子	放課後児童クラブ連絡協議会代表
7	き むら のぶ ゆき 木 村 伸 之	小規模保育事業者代表
8	なが ひさ ゆたか 長 久 裕	海老名市PTA連絡協議会代表 (～平成26年8月31日)
	いま い だい すけ 今 井 大 輔	海老名市PTA連絡協議会代表 (平成26年9月1日～)
9	ます だ よし お 夫 増 田 芳 夫	海老名市社会福祉協議会代表
10	にい くら み わ こ 新 倉 美和子	海老名市小中学校長会連絡協議会代表
11	かめ さわ ますみ 亀 澤 ますみ	主任児童委員代表
12	かど くら く み こ 門 倉 久美子	国際ソロプチミスト代表
13	むら た しずか 村 田 静	市民公募委員
14	むら た あい 村 田 愛	市民公募委員

資料4 計画書掲載推計値の算出方法

1 ニーズ量の見込みの算出について

算出方法は、平成26年度に国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」を基に行います。

平成25年度に実施した「海老名市子ども・子育て支援事業ニーズ調査」の結果より得た数値を基に、国の手引書に則り、各ニーズ量の見込（目標事業量）を算出します。

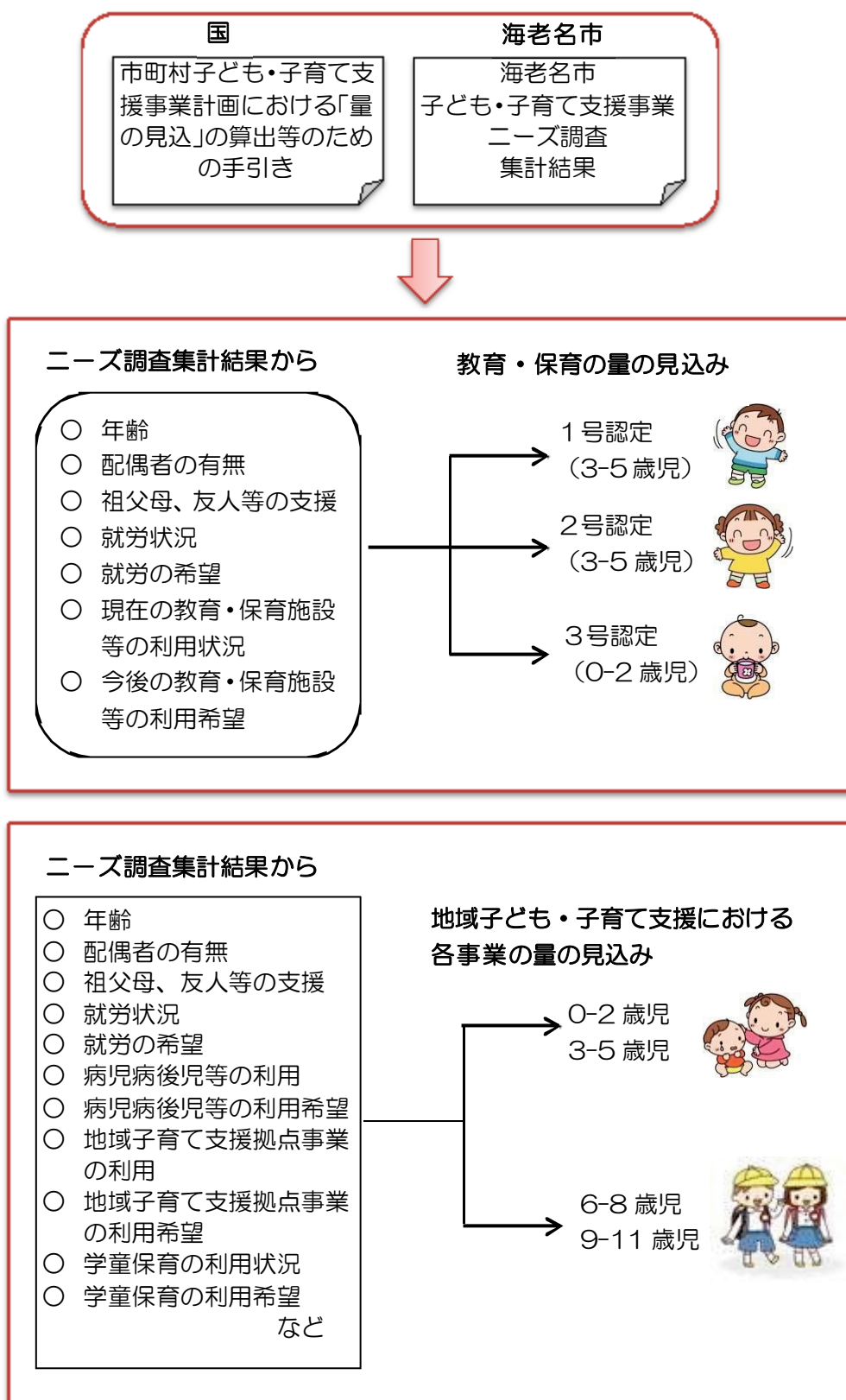
また、国から示された補正係数の考えを運用するとともに、「海老名市子ども・子育て支援事業ニーズ調査」を直接反映できないものについては、ニーズ調査回答数からの考察やこれまでの実績、人口推計などに基づき、独自に算出した項目もあります。

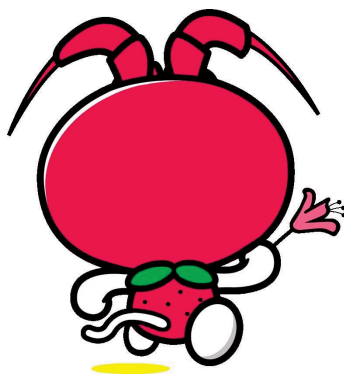
それぞれの事業の利用した日数等の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量が設定されます。

対象事業名称		対象年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	小学1～3年生、小学4～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳、小学1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、小学1～3年生、 小学4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、小学1～6年生

2 ニーズ量算出の流れ

「海老名市子ども・子育て支援事業ニーズ調査」の結果から有効回答のものだけを使用し、国の手引きに準じて、教育・保育へのニーズ量など、本計画書に掲載した数値を求めています。





海老名市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発 行：神奈川県海老名市

編 集：海老名市保健福祉部子育て支援課

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

TEL 046-231-2111

FAX 046-233-9118

<http://www.city.ebina.kanagawa.jp>
